

通の序也。そは丸通てふ地名を、鰐魚に取て、此魚の齒の、菱實の如く、勝れて利き由なり」と云る、是も奇に走りたり。波那美波と詔ひ出たる、比賣の齒ならではかなはず。又上の言を收めずして、序を置べきにもあらず。又鰐の齒の、菱實の如くなるや、ならずや、是もたゞ暗推の浮説とこそ聞えたり。

○伊知比韋能」は、櫛井之にて地名なり。允恭紀に、到後春日一食于櫛井上とある地にて、大和國添上郡也。今も櫛本村、櫛枝村、など云ありて、共に丸通に相近しと云り。○和邇佐能邇袁」は、丸通坂之土をなり。本文、和邇佐能邇袁、とあるにつきて、傳などの釋に、古く坂を佐とのみ云と云るはわろし。迦字を脱したるに決ければ補ひつ。添上郡に今も和邇村あり。奈良の南の方なり。邇は土の惣名にて、青土、赤土、赭土、此を青丹赤丹とく、丹も本は赤土色より出たるなれば、赤色を丹と云は轉用なり。白土植、また八百丹など云り。さて處も多かるに、丸邇坂をしもよみ給へるは、當昔、黛に好き土の、殊に此地より出しにや。又此比賣、丸邇氏なりければ、其地を領知し故にもあるべし。○波都邇波」は、初土者にて、掘そむる上方にある土を先づ云なり。○波陀阿可良氣美」は、膚赤らけみ也。波陀は、上方の土は、土の膚なれば云。美は、風疾み、道遠み、など云類の美にして、次の丹黒き故とある、故と同意にて、赤らけき故にと云むが如し。此は眉畫の料に採土なれば、青みのあるが用ある也。○志波邇波」傳云、志波とは、物の終を云と聞えたり。年の終の月を志波濱と云て、極月と書、これ其例也。此も初土に對て、終土とせんも、又萬葉十一に、師齒追山、責而雖問、汝名者不告、と云るも、志波世を、究極終て責る意に取て、責の序とせりと聞ゆと云る、然る事なるべし。抄に、俗に地を掘て、底より出る土を、志保土と云。保、○邇具漏岐由惠」は、丹黒き故なり。と波を、普通へりと云るも、つひに同意におちぬべし。

赤黒くては、是もよからぬよし也。されば是までの四句は、初土の、赤らけきも、終土の赤らけきも、黛には宜しからざれば、取らざる由にて、次のを云榮さんために先づ詔ふ也。彼上瀬者瀬速、下瀬者瀬弱而、初於中瀬隨迦豆伎而滌とある、古語のたぐひなり。○美都具理能」は、三粟之なり。冠辭考云、粟は大かた一の刺皮の内に、子三つあり。さて三つ有物は、左右と中とあるゆゑに、中てふ語に冠らせつと云り。○曾能那迦都邇袁」は、其中津土乎なり。初土と終土との中間なる土を云。此土ぞ、黛に色宜き故に取用るよしなり。此次の大御歌に、下枝は云云、上枝は云云、三粟の中枝のとあるも、又似たり。此等は、初に悪きを擧て、終の善きを取のみにあらず、詞を文なし、調べを助くる、上代の雅藻なるぞかし。○加夫都久」抄云、頭衝なり。日の痛く照に、久しく當れば、頭の痛む故に、傾くを以て、次句を詔む料也。傳云、神代紀に、垂頭を、カフシテと訓るも頭伏なり。此句の意は、熾に照日の影にあたれば、頭を衝が如くなるを詔ふなり云云、など云り。今按に、頭の痛むにもあらず、衝が如くなるにもあらず、照日に向へば、まばゆくて、頭の傾けらるゝよしのつゞけ也。即眞日と云む序の如し。○麻肥邇波阿豆受」は、眞日には不常なり。萬葉十四に、眞日久禮底とよめり。つよき日にあつれば、青き土の色變る故にあてぬなり。此句は、和柔なる日影にあてゝ、よく乾たる、青黛なる事を聞せ給へるなり。○麻用賀岐」は眉畫なり。眉は、古へは、眉采と下に連く言のある時は、多く麻用と云り。仲哀紀に、美女之、麻、麻此云三麻用弭枳、萬葉五に、惠麻比麻欲毘伎、などあるが如し。字鏡に、黛青黑色也、婦人飭眉黑色也、萬與加支と見え、和名抄には、説文云、眉目上毛也、和名萬由、また説文云、黛畫眉黒也、和名萬由濱美などあり。傳に、次句の許邇を、此句に屬て、麻用賀岐許邇を句とせるはわろし

臨其酣時^{ハツリシクハシキトキニ}また、廻栗宮段に、盛樂^{セウラク}、酒酣^{シウカン}など見ゆ。多氣^{タキ}とは、朝日の高くなる、又藝術に長る、又山の登る極を、嵩^{カウ}など云と同くて、凡て物の盛に至^{イカリキハ}盡るを云が本義なるを、年のたくる、秋たくる、夜のたくる、草のたくるなどやうに、盛過^{セウカリス}てや、末に成ゆくをも、云こととなりつるは轉用にて、進むと荒むとの類也。故此酣字を、常に多氣那波と訓も、長なほるにて、遅くなるを、於曾那波流など云類なり。盛に至るよしなり。字書にも、酣^{ハム}、飲^{イン}、治^チ也と註したるをも思ふべし。

傳釋に、宇多^{ウタ}宜那加婆^{イナカハ}の、略りたるなりと云て、多宜那波^{タインハ}と、宜^イを、濁りたるもひが事なり。然か多言を略くべきにあらず。又さては、多宜那婆^{タインハ}を、婆をこそ濁るべきに、清てのみ唱へ來しは、然らざるあかしなりかし。

かゝれば今此御句も、せめて今日の、宴酣^{エンカン}の間だにの意なる事聞しるべし。○牟迦比袁流迦母^{ムカヒエンリウカモ}は、向居哉^{ムカヒエンリウカモ}なり。此續きをもおもふべし。○伊蘇比袁流迦母^{イソヒエンリウカモ}は、伊^イは、發語にて、副居哉^{ソビケンカ}なり。黒田宮段にも、二柱相副^{ニソウサウソビ}而^ニありて、蘇比^{ソヒ}とは並耦^{ナラヒカウ}を云り。今世言に、夫婦にてある事を、蘇布^{ソフ}と云とおなじ。

○一篇の意は、此御饗^{ミミツケ}の、御肴^{ミツケ}の中に蟹あり。是に託ていは、此蟹^{コエビ}よ、汝^ニは何處の蟹ぞ。自問なり。百と多くの道を傳ふ、越の角鹿^{ツスカ}の蟹なり。自答なり。横去^{ヨコヤリ}いそぎて、何處^{ナニトコロ}にいたる。又問なり。近江なる、伊知遲嶋^{イチヂシマ}より、三嶋にとたどり來て、又答て、下へ云。苦しきまゝに、鳩^{トビ}どりの、潜^{カヅキ}ては息づく如く、是まで序なり。息を衝つゝ、沙々^{ササ}那美路^{ナミチ}の坂道を、佐期^{サキ}久美^{クミ}て、すく〜と一向に、吾^ガが來坐^{キマ}ばや、思^{オモ}ひあへず、木幡^{キハタ}街^{ガイ}にかゝりて、遇^ユし、嬢子^{シヤウジ}の、美麗^{ウツクシ}さよ。家間^{イヘマ}別れて、よく其後^{ノチ}儀^{ノリ}を見送るに、先背^{サキセ}丈^{タケ}は、楯^{タテ}を立たる如

く其齒^シ並^ナは、此より以下、實は今日日、前、向、坐、見給へる觀なるを、末に再び進はし、をみな椎の實を並べたるさ

まにして、その面^{オモテ}には、櫛井^{シヅメ}の丸邇^{マツ}坂^{サカ}の、名細^{ナホシ}き土^{ツチ}を、初^{ハジメ}土^{ツチ}は、土膚^{ツチノハダ}の赤^{アカ}ばみ過^ス終^{ハシメ}土^{ツチ}は、丹黒^{ニシク}かれば、其中^{ナカ}つ土^{ツチ}の、ほどよく青^{アヲ}みたるを取^{トル}て、あまり照強^{テラカシ}き日には乾^カず、和柔^{ニヤヤカ}なる日影^{ヒカゲ}にあて、粉^コにすりて眉^{スズメ}がきも、濃^ノやかに晝垂^{ヒルツケ}粧^{シヨウ}ひて、遇^ユし、其袁美那^{シヅメ}の美麗^{ウツクシ}さよ。是二段の調べなり。一度にては、事の不足すぎがらも、おのづから丁寧になるなり。其時^{ナトキ}より、いかで我^ガもの^{モノ}に得^ユて、心の内のあ左^サやせん、右^{ミダ}やせましと、思^{オモ}ひてし其子^コに、せめて今日^{ケフ}の宴酣^{エンカン}の間^マだにとて、對^{ムカ}ひて副居^{ソビケン}が樂^{ラク}しき哉^{ナリ}となり。巧^{カク}にして愛^{アイ}き大御歌^{オホミウタ}なるべし。

天皇^{テンノウ}聞^ク日向國^{ミナソトクニ}諸縣^{シヨケン}君^{キミ}之^ノ女^メ名^ナ髮^ヘ長^{ナガ}比賣^{ヒメ}、其^{ソノ}顔^{オモテ}容^{ヨウ}麗^リ美^ミ將^{マサ}使^シ而^ニ、喚^{コト}上^{ノボ}之^ノ時^{トキ}、其^{ソノ}太子^{タチノミ}大雀^{オホスズメ}命^{ノミ}云^ク、請^{コト}白^ク天皇^{テンノウ}之^ノ大御所^{オホミヤド}而^ニ、令^シ賜^{タマフ}拾^{シヨウ}吾^ガ云^ク、天皇^{テンノウ}聞^ク看^ミ豐^{トヨ}明^ミ之^ノ日^ヒ、於^ニ髮^ヘ長^{ナガ}比賣^{ヒメ}令^シ握^{トル}大御酒^{オホミウサケ}柏^{カシ}、賜^{タマフ}其^{ソノ}太子^{タチノミ}爾^ニ御歌^{ミウタ}曰^ク、

和名抄に、日向國諸縣郡、牟良加多と訓たり。君は、某別と申し王等の、國々に在を云。其子孫の人々をも云り。豐明は、豐饒なる酒宴のよし也。名義下に出。大御酒柏は、酒を受けて飲葉なり。禮式ありしものと見ゆ。貞觀儀式、大嘗會儀中云、神服男七十二人云云、各執酒柏、所謂酒柏者、以三弦葉、挾白木四重、別四枝在左右、また午日儀云、次神祇官中臣忌部、云云、左右分入、造酒司人、別賜柏、即受酒而飲訖、以柏爲纒而和舞と見えたり。此も天皇、其髮長比賣に、大御酒柏を執しめ、禮を行はしめて、太子に賜ふ時、御戲に、歌しめ給ふなり。父子御むつましく、又あやに雅びたる、大御

所爲なるかな。
 伊邪古杼母、怒毘流都美邇、比流都美邇、和賀由久美知能、
 迦具波斯、波那多知婆那波、本都延良波、登理韋賀良斯、志
 豆延良波、比登々理賀良斯、美都具理能、那迦都延能、布本
 碁毛理、阿迦良登賣袁、伊邪佐々婆余良斯那。

○伊邪古杼母は、率子等なり。古杼母とは、己に屬たる子弟、或は僕從を云り。萬葉にもこれかれ見ゆ。此句書紀には、伊邪阿藝とあり。率吾君にて、子にまれ臣にまれ、相親びて云詞なる事、上の忍熊王御歌の條に出。されど今此御歌は上は只序にして、誰と指給ふまでもあらざれば、伊邪古杼母とあるかた、まさるべし。○怒毘流都美邇は、野蒜摘になり。蒜は今にんにくと云物よりして、種類あれど、此は野におのづから生る蒜の事也。今も田里にては、野蒜と云て、摘に出る事多かり。或説に、和名抄に、澤蒜、和名彌比流とある、是今の乃比流也と云り。草木攷に、澤蒜と野蒜とは異なるさまに云り。○比流都美邇は、上を受重ねて、句をなす也。神功段歌に、阿邇々摩竟廼、摩竟廼邇、と云るが如し。私記云、師説、先稱、臭氣物者、欲稱、芬芳物之發語也と云る、その意なるべし。次に迦具波斯と置給へるも、其意をきかせ給ふ御詞ときこゆる也。○和賀由久美知能は、吾行道之なり。上代は、道の邊に橋を多く植られたれば、かくつゞけ給へるならん。萬葉二に、橋の蔭ふむ路の云云、六に、橋の傳云、此御歌、初より、本都手理本書には、までは、序なるうちに此句までは、又橋の序也。さて是迄の語の詔ひさま、

初にいざこどもとある御言の、末果さぬこと聞ゆるは、いざ子等野蒜つみに行むと誘ひて、摘にゆく道のと云意なるを、約めて詔へるなりとあり。古語には、歌にも、文にも、此さまなる省きことをりく有。○迦具波斯は、香細なり。具波斯は、物の至り盡るを云。字は、細、妙、また紀に、微妙、また萬葉十三に、麗妹、また香吉なども書り。後、かうほし、かんほしな、又香ならでも、云る例は、萬葉十八に、香具波之君、同十九に、香吉、於夜能御言、同廿に、可具波志伎、都久波能夜麻、なども見ゆ。是は後世の、かんばしきと云と同く、たゞ美賞言に云るなり。

凡て迦とは、目には見れども、手に取れず、鼻にはかげども、目に見えぬやうの氣をいひて、本は香芬のみには局らざりしなり。神代紀に、唯有朝霧而薰滿之哉、萬葉二に、伊勢海波、潮氣耳香有國、など見えて、何のうへにも云語なりければ、右に引萬葉の歌なども、實は香の上より、轉れるにはあらす。たゞめでなつかしむ方にもいひしなるべし。

○波那多知婆那波は、花橋者なり。垂仁紀、九十年春二月、天皇命田道間守、遣常世國、令求、非時香菓、今謂橋是也。また九十九年秋七月、天皇崩云云、明年春三月、田道間守、至自常世國、則費物也、非時香菓八竿八纒、云云、向天皇之陵、叫哭而自死之、群臣聞皆流淚也、田道間守是三宅連始祖也と見ゆ。萬葉十に、香細寸、花橋乎、十九に、花橋乃香吉、廿に、多知波奈乃、之多布久可是乃、可具波志伎、などよみたり。香菓と云も、香細菓と云が、省れるなるべし。傳云、此名は、將來つる人の名に因りて、多遲麻花と云なるべし。さるは、此持來たる實を種として蒔しが、生出て初て花の咲たる時に、多遲麻花と呼始しが、遂に名とはなれるならんと云り。今按に、此人天日矛

が時より、但馬國に住つれば、始め其國に蔭生しつる故に、但馬花と云か、其本末知べからず。○本都延良波は、上枝等者にて、本は秀の意なり。萬葉九に、最末枝者、落過去祇利、十に、末枝梅乎、十三に、橋末枝乎過而など、此等に書る字に合て、言と意とを知べし。朝倉宮段、三重嫁が歌にも、此つゞけあり。良は、紀に依て補ひつ。下なるも同じ。○登理韋賀良斯は、鳥居枯なり。傳云、萬葉九に、霍公鳥歌に、橋之、花乎居令散、とよめるに同くて、花實を散らし、無くなしたるを詔ふなり。次の人取枯しも同じ。又十四に、垣内柳、末摘枯し、吾立待むとあるも、葉を摘取て無くなすを云り。凡て花にまれ、實にまれ、葉にまれ、枝に無くなるを、枯とはいふ、冬枯など云も、是なりと云るよろし。抄解等に、花を折置て、めで、枯るゝまできて置故に、居枯しとは云りと云るは、一かたに泥て誤れり。凡て加流々は、離れ放るを云。人目かるゝと云も、人目の離るなり。草木の枯るも、生氣の離るなり。水の枯るも、准へて知べし。されば花などの散を、うつるふとも云、其移るも、枝を離るなり。

○志豆延良波は、下枝等者なり。萬葉五に、和我夜度能、鳥梅能之豆延爾、七に、向岡之、若楓木、下枝取、九に、下枝爾、遺有花者、とある、此下字の意にて、下民を志豆といひ、又沉没など云も、本皆同語なり。○比登々理賀良斯は、人取枯しなり。紀には、比登々那那等利とあれど、對句なれば、然かもて離れがたし。後に歌ひひがめたるにこそ。○美都具理能は、三粟のにて、枕詞也。上に出。○那迦都延能は、中枝のなり。十三に、花橋乎、末枝爾、毛引懸、仲枝爾、伊加流我懸、下枝爾、此米乎懸、とあり。此外、上中下枝を合せて云る、常多かり。○布本若毛理は、含隠にて、花中に、含み隠る

實を云。萬葉十四に、由豆流波乃、布敷麻留等伎爾、十八に、佐具良波奈、伊麻太敷布賣利、廿に、古乃豆加之波能、保々麻例等、などありて、布々、布保通へり。然るに、抄に、花のいまだ、つぼめるほどを云なりといひ、解に、此句にては、含る意として、女のいまだ深窓に籠りて、男せぬほどの譬へとし、又次句にては、其實の既に熟して、赤らめる意也と云るひが事也。上よりのつけ、今まのあたり、其實の

りにこそあれ。冬になりて、後の事を然かさし越云て、此處にかなはんや。此は續紀十二

和銅元年、縣大養宿禰

に、橋者菓子之長、上人所好、柯陵霜

雪、而繁茂、葉經寒暑而不彫、實與珠玉共競光、花、今本、此實花二字を、脱

せり。古本に據て補つ。

交金銀以逾々美とある、

此交金銀と云るは、枕冊子に、橋の事を、花の中より、實のこがねの玉かと思えて、いみじくきはやかに見えたる云云といへる、是にて含隠る實の黄ばめるを金といひ、花の白きを銀とは云るなり。されば今此句は、其花葉の内に、隠れる實を、まだ世ごもれる嬢女に比喩へ、次のつゞきは、彼金玉と見ゆばかり、黄ばみ赤ばめる色に就て、阿迦良の序とはし給へるなり。信に橋子は、守部も年來庭にうゑて、見わたり來しに、花葉の中に、隠るほどより、大豆の大して、其黄ばみ赤ばめる色、冬になりて、赤らめる色よりも、美しき物にぞある。さて花散はて後、やうく青くはなりゆくなり。彼十八に、安加良多知婆奈、十九に、安可流橋などあるは、實の熟て、赤らめるを云て、今とは異なり。此句、記今本に、本都毛理とあるは、本の上に布を落し、許を都に寫しあやまりたるなり。

さるを記傳に、其寫誤を、強て助けて云、彼布本其毛理と、又都煩卒と云言とを合せて思ふに、此記の本都毛理も、布本美、都煩麻理の約りなるべしと云るは、強説なり。さまで約るべきにあらず。又

都煩美と云は、中昔こなたの俗言なるをや。猶大かたの釋も、かなひがたきふし／＼あり。
○阿迦良袁登賣袁は、赤嬢子にて、艶やかに、にはへる顔を云。他國書にも、紅顔など云が如し。萬葉に、朱羅引色妙子とも、左丹頰經妹とも、赤根佐濱君とも、久禮奈爲能意母提、一云、爾能、保奈濱、などもつゞけたる、皆紅顔を愛るなり。紀に、阿伽例蘆場等畔とあるも、所赤嬢女にて同意也。

抄に、「所熟娘子なり。橘の熟するに、そへ坐り云云」傳も、是にしたがへり。共に叶はざる事、既に辨へつるが如し。解に、「所明少女也。あから橘も、花の白く、清く明らかなるを云。然らば、あかれる少女も、容儀のうるはしく、映有にこそあれ」と云るも非なり。花の白く清らかなるを、いかでか、赤ら橘とはいはん。又女を美賞に、所明少女など云語のあるべきにあらず。是皆花中に籠る實の色を、しらぬよりのしひ言ぞかし。

○伊邪佐々婆は、率爲者なり。此は既に、傳云、「人を誘ひ起るを、伊邪佐濱と云。萬葉十四に、あざをらを、をけにふすさに、うまずとも、あすきせざめや、伊射西乎騰許爾。此伊射西は、伊邪佐世にて、いざ／＼小床にと、女を誘へる言なり。中昔に、人を誘ひたる言に、伊邪佐世賜閑と、云ると同じ。されば此も、誘はゞと云意にて、大雀命の、此嬢子を、いざ／＼と、誘ひ聘ひたまはゞと詔ふなり。萬葉一に、「吾妹子乎、去來見乃山乎、これ妹をいざなふ由の枕詞也。いざ見むと云つゞけには非ず。七に、はねかづら今する妹をうらわかみ去來率去河之」ともありと云る。此説は大かた宜し。

解に、「寐刺者也、刺寐といふ言を、上下にいへる意と聞ゆ」など云るは、いとしまだし。又紀に、伊邪佐伽摩曳那とあるを、率將三咲耀と注せるも、よからず。此は伽は、佐を誤りたるにて、是も率爲

者の意なり。曳那は、此記余良斯と回くて、將吉といひて、將吉の意になれり。古言に、吉を曳とも云は、吉野を曳之怒とも、云がごとし。

○余良斯那は、吉らしなにて、似合相應して、耦の宜きを詔ふなり。那は、歎息の辭也。萬葉にも、將爲那、將往奈、中古後の歌にも、うつりにけりな、ちぎりきな、などよめる、那に同じ。

○一篇の意は、率子等、野蒜摘にとて、伴ひゆく道の邊に、其蒜の臭き日香のよろしき花橘は、最末枝どもは、鳥居ちらし、下つ枝どもは人とりなくして、適中つ枝に残れる花藥の中に、含隠れる實のごとく、世ごもりて美麗き、是まで序なり。此紅顏嬢子を、太子欲しと請給ふが、げに似合相應して、たぐひよろしく見えたり。いざ／＼率てさせ給へとなり。

此大御歌、紀には、伊邪阿藝、奴珥比蘆菟彌珥、比蘆菟彌珥、和俄噓區彌智珥、伽遇破志、波那多智麼那、辭豆曳羅波、比等末那等利、保菟曳波、等利委俄羅斯、彌菟愚利能、那伽菟曳能、府保語茂利、阿伽例蘆場等畔、伊邪佐伽摩曳那、とあり。誤字、脱字も見えたり。凡ても、記にはおとりて聞ゆ。此前文に、十三年秋九月とある、此九月に泥て、橘の實の事を疑ふべからず。紀の年季の信みがたき事、道別等に云が如し。

又御歌曰、

美豆多麻流、余佐美能伊氣能、韋具比字知、迦波麻多延能、四

故の名なるべし」など云て未定らず。先其名義も、繩の如き物にもあらず、又操依せて採物にもあらず、其葉に、ぬる／＼する物の着る故に、滑葉の意なる事、五味葛をぬかづらと云に合せて知べし。是もぬる／＼する汁の出る物ゆゑに云。さねかづらと云も、眞滑葛の意にて、眞の發語を置るのみの違ひなり。又三稜草の、久理と同じと云れど、莎草はたゞ美と許にては語を成す。今此奴那波久理は、上の菱穀と對したれば、久理と云物、別に無くてはかなひがたし。故右の穀と合せて、根の事を云古語ならんかと思しき事は、江戸の俚言に、木根を、ネッコと云めるを、山里人は、ネコリと云り。根癩の義なるべし。記に、以三海葦之柄作三蘆杵とある、是は海葦とあれば、物は別なるべけれども、其根の張る、准ふべし。殊に此は、次の波閉祁久の序なりければ、葦には用なくて、其根に用のあるなるを、池の物以て、葦とは詔ふなるぞかし。○波閉久祁斯良邇は、延けく不知なり。是も彼堰杵打者の、うへは然りげなき葦の、底の根に煩ふ由にて、譬賜へる意は、大雀命の、豫てより下延給ひつるを、しらしめさざりしよし也。波閉とは、女に思係るを云て、其中に、既に娉たると、たゞ思係であるとするべし。下の高津宮段に、こもり水の、志多用波閉都々、ゆくはたがつま、萬葉九に、隱沼乃、下延置而、十二に、玉葛令蔓之有者、年二不來友、などの如し。

此處の傳等の釋に、「御譬は、菱がら云云までにて、延けくは、譬にあらずて、尊くりは、たゞ延の枕詞にもあらんか」といひ、又上の草具比字知と云は「たゞ菱がら云云の二句に係れるのみにて、尊云云までへは係らず。尊云云は、又別に尊を繰よすとて、延たる意なり」など云へるは、上代の謬の調も思ひしらぬみだり説なり。對疊の章句に、然か拙きつゞけさまありなんや。

○和賀許々呂志は、吾心にて、志は助辭也。○伊夜袁許邇斯豆は、彌可笑而、と云にて、袁許は、可笑と同語ながら、自他の違ひありて、此は可笑ことしたりと、戯れさせ給ふなり。さて此袁許、袁加志の事は、上の神武朝歌の後文に、阿々志夜胡志夜云とある條下に云り。されど此語、後々轉用して、混はしき事あり。先中古に、散樂などして人を喚ひむる者を、嗚呼人と云り。此事三代實錄卅八に出て、今其より有まじきわざする者を、嗚呼者とも云り。此等は、可笑態するを以て、體言になして云そめたる也。然るに漢國に、烏詩蠻、烏詩人など云るが、よく似たるを以て、其を本と心得、烏詩蠻の事は後漢書に出で、其よく似たる狀

は、文選吳郡賦などに見えたり、彼を本と心得たるは、文粹辨 又近昔となりては、尾籠とも書たる假字を、尾籠と音讀して、別に一の詞となれり。今俗にも、乍尾籠など云める、是也。かゝれば、袁加志伎も、袁許志伎にて、其中に、自と他に云なせる、かはりのあるのみなり。中古後の言に、袁許なりとも、袁許がましとも云る、其用ひさまは少し異なるやうなれど、本皆同語なる事既に云つるが如し。○伊麻叙久夜斯岐は、今ぞ悔しきなり。如此詔へるは、たゞ宴席の御心進みにきこす御戯れながら、古へ、人に物を贈るに、專其物を稱へ、其勞を云て贈りし此こと、下の、吉野國主等が歌の條に云べし。 一同く、今此大御歌も、上には、含隱、江顏嬢子と美稱へ、此には、惜みて悔むさまに申なして、與へ給ひしにぞ有ける。そも／＼妻間の上にもひやられていとたふとし。古註どもは、凡でかゝるこまやかなる意を、得味はへず、却て古へ、禮なかりしやうにおもひとりて、紛らはしたるこそいふがひなけれ。實は今世のすべての 人々も、親子のまじらひは、かくこそあらまほしけれ。然るを後世、妻間のわざなどは、殊に親は子に

かくし、子は親を忍びてものする風俗となりつるは、皆漢意の移れるにて、なか／＼に下の情のきたなきなり。さるからに、つひには恨みあふ事も出来ぬぞかし。

○一篇の意は、汝の坐近ほとりなる、依網池の、水を領つ川派江に、根杖を打とて、菱殻の足を刺をもしらず、葦根の長く延へたるをもしらずして、降立つるに、其菱殻の刺が如く、葦根の延たる如に、はやく此嬢子に、心ざしを下延おはし、を知らざりしが、今思ばいとしれ／＼しく悔しき事かな。されど然か思ひ係給は、惜きものながらまらんと云ことを、上の御歌と合せて合給へる也。さるからに、此御歌の左に、如此歌而賜也とは記したり。

記本書には、四五句、たゞ賀一字のみ遣りて、上下の十字脱失たり。又紀には、瀬豆多摩蘆、豫左瀬能伊戒耳、奴那波區利、破陪羅區辭羅耳、委遇比菟區、伽破摩多曳能、比辭俄羅能、佐辭羅區辭羅耳、阿俄許居呂辭、伊夜于古耳辭耳とあり。

稜威言別卷之五

明宮朝下

故被賜其嬢子之後、太子歌曰、

太子は大雀命、嬢子は日向髮長比賣也。是は上なる天皇大御歌の、御報にはあらず。彼賜はりし嬢子と御合坐て後に、よみまし、御歌なり。

美知能斯理、古波陀袁登賣袁、迦微能基登、伎許延斯迦杼、母阿比麻久良麻久。

○美知能斯理は、道之後にて、此は日向國を指給へり。道とは、東方十二道とある類の道にして、古へ京より其國を治にゆく、道の次序につきて云名なり。其人初る處を口といひ、奥の方を尻と云。人の口と、尻と。それに前後字を用ひて、北陸道にては、越前・越中・越後、山陽道にては、備前・備中・備後、西海道にては、筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後等なり。此訓、並倭名鈔に出。其中に、筑紫國々は北なるを前とし、南なるを後として、筑前・筑後・豊前・豊後、日向大隅は筑紫の南極なるが故に、尻とはよませ給ふなり。○古波陀袁登賣袁は、初瀬嬢子、香取乎登女等の類にて、彼國の諸縣郡の内に、然云地にて生立し人なるべし。

此古波陀を、傳の又の説に稱美言として、細肌ならんかと云れどわろし。又解に、日向國には前後なれば、道之後といはん事いかゞと云るはかたくななり。いと上つ代には、極なる國を奥とも後ともいひしなり。さるからに、後に、前後と割つる國をも、其奥なるを後といひつるにぞある。陸奥國なども、陸口と云はあらざりけれど、國の極なりければ陸奥と云る以てしるべし。されば筑紫にしては、日向をば然か云べき物にて、是則國々をいまだ前後に割ざりし以前の、古語の遺たるにこそはあれ。又古波陀と云も、上よりの續きさま、其處の地名とこそ聞えたるに、彼説に、是をも非として、初二句を、海驢之敷、柔膚嬖子也と云るなども、いと奇僻く事そぎて聞えたり。

○加微能基登、岐許延斯迦母母は、如雷、雖所聞なり。如此詔へる意は、日向國なれば、たゞ遙によそなる物に所聞看たる意なり。名高く所聞たる意にはあらず。萬葉に、鳴神乃、おとのみきよしとよみたるは、多く名高く、聞わたりたるよしなれども、み空にて鳴物なりければ、遙かに聞意にも云べきは勿論の事なり。○阿比麻久良麻久は、相枕纏なり。相は互の意、纏はまつはりぬる也。此事既に一卷神代歌の、多麻傳佐斯麻岐の條に精く云り。

○一首の意は、日向なる諸縣の木幡嬖子を、鳴神の音きく如く、たゞ遙によそなる物に聞居しかども、えにしあればかやうに側近く率て、相寐するがよろこぼしとなり。紀には、四句、枳虚曳之介酒とありて、母もしなし。

又歌曰

美知能斯理古波陀袁登賣波阿良蘇波受泥斯久袁斯叙母宇流波志美母布。

○阿良蘇波受は、不爭なり。此ははじめ、大御父天皇の召坐し嬖子なりければ、もし吾には不聽といはんかとも所念つるに、背かずして心よく従ひ奉れるを詔ふなり。初二句は、全上に ○泥斯久袁斯叙母は、寢しくをぞにて、斯久は助辭、母は歎息なり。傳云「斯久は、助辭なる内に、一格にて、萬葉七に、わがせこを、いづちゆかめと、さき竹の、背向爾宿之久、今し悔しも。十四に、かなし妹を、いづちゆかめと、山背の、背向に宿思久、今し悔しも、此と同じ。又四に、わぎもこが、念有四久四、おもかげに見ゆ。七に、玉拾之久、つねわすらす。八に、來之久毛知久。十に、戀敷者、けながきものを。廿に、故非之久能、おほかるわれはなどある之久も皆同じ。右の内、宿之久、拾之久、來之久などは、斯は過去しことを云斯の如く聞ゆれど、然らず。さては、右の戀之久、過去し方を云としては聞えがたし。又此戀之久は、常に戀しく思ふなど云、之久にも非ず、されば右何れも、之久は別に一格の助辭ぞ。袁斯叙母はをぞにて、下の斯も、母も助辭也」と云り。今按に、斯久は、恒に吹しく、降しく、波のしくくなど云斯久と同言にて、只用ひさまの異なるなり。何れも強く勵み云辭にして、泥斯久と云ときは、いとひたぶるに打臥寐たる意になれる也。下の母も、助辭にはあらず。今俗に、マアと歎くぞ、即此母の訛りなる。○宇流波志美意布は、愛み思ふなり。紀に愛、又友善、などの字を書る如く、此語はもと宇良愛きと云言の約れるなりければ、愛善しむが古意にして、美麗の方には後に轉るなり。萬葉

十五に、宇流波之等、安我毛布伊毛乎とあるも、此と同じくうら愛く思ふなり。かゝる宇流は、「うら戀し」、「うら恥し」、「うら悲し」、「うら然か思はる、を云、切なること葉なり。

○一首の意は、此木幡孃子は正しき王孫にて、家も甚く富榮えたるに、日向より遠く天皇に召れて來にければ、他し人には見えじといひもすべくやと思ひしに、少もいなぶ心なく、ひたぶるに打ふし順ふが、いとあはれに愛く思ふとなり。

此歌紀には、二句に波を脱し、三句に母を脱したり。

吉野之國主等、瞻天雀命之所佩御刀一歌曰、
神武紀に、磐排別之子、此則吉野國樺部始祖也、と見ゆ。御代々々天皇に、赤心に奉仕も、所由ある事なり。今も吉野川に傍て、奥區に國栖村あり。凡て其邊七村を國栖莊と云り。名義は、黃泉國を、根之堅洲國と云如く、吉野山の奥なれば、國の偏隅なる意以て國隅と云けんを、久爾瀆と云ひ、又省て久瀆と云なるべし。されば、瀆を清みて唱ふべきを、近世の學者殊更に濁てよますめるはいかなる事ぞ。さて此歌は、其國主人の中に、大雀命の御佩刀を見て、美賞たへてよめるなり。

本牟多能比能美古意富佐邪岐意富佐邪岐波加勢流多七
知母登都流藝瀆惠布由布由紀能瀆加良賀志多紀能佐
夜佐夜

○本牟多能は、品陀天皇之神なり。品陀は地名にて、今河内國古市郡に譽田村ある是也。御若かりし間、其地に居住しなるべし。後に御尊も其處に移し、廟も祠て、譽田八幡宮と稱す。靈異あり。神異例に載。何れにも由縁ある地なる事しるし。紀に、初天皇在孕而、天神地祇授三韓、既產之、宍生腕上、其形如軛、是尙皇太后爲雄裝之眞軛也、故稱其名謂譽田天皇とあるは、謂大軛別尊と有べきを、亦御名の、譽田と紛れたるなり。然るに其細書に、上古時俗號軛謂褒武多焉、と註せるは推當なり。軛を褒武多と云べきいはれなし。○比能美古は、

日之御子なり。此餘稱の事、上の美夜受比賣歌の條に云り。○意富佐邪岐は、大雀命仁德なり。此御名の事、仁德紀云、初天皇生、木菟入于產殿、明日譽田天皇、喚大臣武内宿禰、語之曰是何瑞也、大臣對言吉祥也、復當昨日臣妻產時、鶴鶴入于產屋、是亦異焉、爰天皇曰今朕之子、與大臣之子、同日共產、並有瑞是天之表焉、以爲取其鳥名以名相易名子、爲後葉之契也、則取鶴鶴名以名太子、曰大鶴鶴皇子、取木菟名、號大臣之子、曰木菟宿禰とある、此由縁

なり。和名抄に、鶴鶴和名、佐々木。文選鶴鶴賦云、鶴鶴小鳥也、生於蒿菜之間、長於蓬蓬之下。字鏡に、鶴、加也久支、又左支、また和名抄に、木菟和名、都久、或云、美々都久。爾雅云、木兔、似鶴而小、兔頭毛角者也と見ゆ。今按に、右紀文、吉祥若不祥を誤りたるにや。 ○意富佐邪岐は、上を重ねて調べをなせるのみ。○波加勢流多知は、所佩太刀也。○母登都流藝、瀆惠布由、此二句いと難ければ、例の衆説を擧て、後に辭案を云こゝろむべし。抄曰、「此句意得がたし。本劍と云に付て、末々までも此威靈ある太刀佩給へる、皇子の御恩に依奉るべしと云心にや」縣居翁云、「此御太刀は、上代の物なれば、昔の劍と云意にて本劍とは云なり。瀆惠布由は、未振

なり、傳云、「都流藝は、利き刀の名にして、此名義の協はざる事、倭建命段に辨へたるがごとし。本といひ、末と云るは、本より末まで利かるよしなり」、以上衆説右の内、初の二説は、本と末と懸離て對せず。傳説は、對は爲たれども、本より末まで利かるべきなど云るはいかゞ。本利ければ、末も利かるべきは勿論の事なるをや。今按に、母登都流藝は、本連截にて、其刀の本の諸刃なるを云と聞ゆ。即都流藝と云名義の連截の意なる事、上に詳辨へつるが如し。須惠布由は、末氷齋にて、氷の如く見ゆるを云なるべし。露も粒齋の義、雪も齋の義なれば、氷も恒に氷と云は、氷齋の略れる言なるべし。○布由紀能須は、冬木如なり。那須を能須と云る、古語と見えて、萬葉にては、十四東歌にのみ見え、紀記にては、此國主人歌にのみよめり。抄に、冬木之と、四言の句として、酒を次句の頭に屬たる、きこえがたし。傳に、次の枯と云む枕詞也、と云るも非なり。此は彼劍の、永刃のきらめく貌を、冬木の如しと譬へ出たる詞なるをや。○加良賀志多紀能は、幹之下樹之なり。幹とは、草木の本立を云こと既に出、こゝは葉の落盡て、たゞ其幹ばかり立てあるを云。傳に、枯之下木として、俗に葉の落下地と云こと也と云る、是もたがへり。枯は、用言なれば、之と云べからず。それも、冬枯、枯山など云時は、冬字・山字に牽れて體語となれども、たゞ枯と云は用語也。又此句を、次の佐夜々々をいはん序也と云るもわるし。此句は、木葉の落盡たる後のこる楚の、霜氷に呀てきらめくよしに云るなり。○佐夜佐夜は、寒々なり。傳に、上句よりのつゞきは木葉のさわぐ音、歌の意は清々にて意別也と云る、是又あたらず。清々は、云もてゆけば同意におつめれど、木葉のさわぐ意はかつてなし。此は、彼霜氷にきらめきて、寒とほるが如しと、御劍を美賞たる詞どもなり。思ふに、表の粧飾の美麗きを見て奉請

けるまゝに、抜て見せ賜ひしなるべし。
 ○一首の意は、譽田天皇の日の皇子、大雀命の佩坐る御劍を拜み奉れば、本諸刃にて、末益々廣く、稜ありてするどく、氷の如くきらめく形貌、たとへば冬の林の落つくして、幹が下木の霜氷にさえて、きらめくさまにさえとほれりとなり。

又於吉野之白檮上ツツクハコノ作横白ヨコシロ而、於其横白ヨコシロ釀カマテ大御酒オホミカヅ、獻其大御酒オホミカヅ之時トキ擊ウツ口鼓クチヰ爲伎而マヒシテ歌曰ウタヒク

白檮上の、上字は、生の誤ならんと云り。其地の事は、歌に出。上代には、飯を水に漬し、其を確春て醸し故に、其器をば白とは云るなるべし。上の詞志比宮段歌に、宇須通多豆々、とある下に出。此歌は、天皇吉野山へ行幸の時、國主人等が酒を奉る賀歌なり。上の御佩刀を見奉りしも此行幸のついでか、又別時の事なりつるか、定かならず。

加志能布邇カシノフニ余久須袁都久理オホクスエニカ、迦米流カミル意富美岐イホミキ、ハ
 宇麻良爾ウマラニ岐許志母知キコシモチ袁勢麻呂賀知オホセマロカチ。

○加志能布邇は、白檮之生にて、生は、芝生、蓬生等の生也。式に、大和國吉野郡川上鹿鹽神社ありて、今も櫻尾村と云あり。國柄と相近し。鹿鹽と云に依て思ふに、本は白檮樹の生植るより名に負て、加志布と云けんを、此は歌なれば、調のために之を添て云るなるべし。さて、處も多きに白檮の下にし

も酒を醸るは、朝倉宮朝の百枝楓下宴の類にて、大樹下は日影なども覆ひて、開しめすに便もよく、又自然と清浄なる由もある故とぞおほしき。凡て古へ、旅などにて飲食するにも、樹の陰におりてものせる事、物におほく見えたり。此白禱生の櫻も、此御時などは、さぞ大樹にて在けんかし。○余久須袁都久理は、横白を作りたり。許字を、切め、作りと、白を居る處を設なふを云。今俗言に、寢所を作るといふ類なり。諸注わるし。○迦采流意富美岐は、所醸大御酒なり。此句、本書には、迦美斯とあれど、紀に、伽綿蘆とある方まされば隨ひつ。○宇麻良爾は、美味爾にて、良は添たる辭也。顯宗紀室壽詞に、美飲喫哉、此云三羅羅備鳥野羅甫屢柯俊也とあり。○岐許志母知袁勢は、所聞持飲なり。古くは、何にまれましたしく身に受入る事を、聞とも、食とも、看とも、召とも、通はせ云るを、此は其聞と食とを重ねてつゞけたるなり。されば袁渰は即ち賣渰なれば、所聞看せと云と同じことなり。母知は、大祓詞にも、持可々吞厚武とある持と同くて、物を飲には、常に手に持て飲む事の多かるより、詞となれる也。抄に、母と米と通ひ、知と之と同的なれば、きこしめしをせ也、と云るもわろく、又傳に、たゞ添たる言なりと云るも精しからず。解に、釋なきも疎かなり。さて此に、己が獻る酒をしもいさゝか卑下の詞無く、美味らにきこしめせと云る、是も上つ代の眞情にて、上歌に、天皇の髮長比賣を、惜きさまに詔ひて、太子に賜ひつると同じ心ばへ也。○麻呂賀知は、余之尊也。此は、吾君と云程の心にて、天皇を指て申せるなり。今の耳には無禮なるが如く聞ゆめれど、然らず。そのよしは次に云ふ。先此麻呂てふ言、いまだ左右に定らざれば、此言より説べし。此言の本つ意は、宇麻禮の宇の略れる言なるが、麻禮を麻呂と轉がして、即生繼男子の自稱となりしなるべし。吾を、阿禮と云も、本所生てふ言なるが、

和禮とも云は、親しき音ゆゑに、轉れるなり。常には、自の事をいひ、又碑田阿禮などの如く、名ともなれるが如し。むすこ、むすめなどの牟渰も生にて、産葉日神の産、また苔の生、草の生などなり。生れ出たる兒の由の稱言なれば、その心ばへ又同じ。但生子、生女は男女に互れるを、麻呂阿禮などは女子をいはざるは、本氏門に生繼意なるからに、おのづから男子のかたにいひならひたるにぞあらん。さて當昔にして、此麻呂てふ言の稱狀は、譬へば、後世の人男子を持れば、父母此を坊と呼ぶ。然か常に呼まゝに、やがて呼名の如くなりて、他人よりも御坊様など呼めるを、其兒も又自の稱とおぼへて、坊が爲に云云せよなどいふめる。此坊てふ言、即古への麻呂に當れり。上つ代の人の名に多かるも此故なるぞかし。其中に、いさゝか違へる差は、後世に坊といふは、大かたうなる童の頃までに限れるを、上代の麻呂は、親もたらんほどの人は、おとなになりて後までもいひき。是との差めなり。其若子など云稱も、古へは壯士の稱名なりつるを、後世にて若子と云は、專幼稚のほどの稱なると同じ例也。翁此類のとなへさまに、古繼體紀に、天皇大兄皇子を指て、懿哉麻呂古、示朕心於八方、盛哉句大兄、光吾風於萬國云云、また於是太子感痛而、奏天皇、天皇詔曰、朕子麻呂古、汝云云などある、皆親しみ給ふ御詞にして、是又今世の人のおやの、坊よ鶴若よなど、其子の呼名にとり交て、常呼めると同じ心ばへなり。

然るに、此麻呂を縣居翁説に、賢をかどありと云ふに對へて、かどなくまるなりと云ふにて、拙く愚かなる山の稱なり、といはれたるがおし弘りて、誰も、然かのみ心得めるはいたく違へることなるべし。われ才覺なしとへりくだり名のらんは、漢國などにてすらや、後の事なるを、皇國の上古に、い

かで然かきたなき、さかしらわざのあらん。名は皆自稱してわれからたへ、人に物を贈るにも、其物を美稱へておくるならひなりければ、如此る片山里の賤き國柄人だにも、己が造りたる酒をしも、天皇に對ひ奉りて宇麻良爾、岐許志母知袁勢と、奏せるほどの意氣なりけるを、われ才なし、愚なりなど、いかでか云ん。その上、才覺あるをかどありなど云ことは、中昔の物語書に、初ていひそめたる詞なりけるを、かゝる上古の言と附會せる、いかにぞや。其人の説とも思はれぬ幼言ぞかし。此外も舊説どもは、凡てとり計るに足がたし。

知は、男を尊崇めて云稱にて、意富斗能地神・比古遲神・鹽土老翁など云遲、是也。又父の知、祖父伯父など云知も、本皆此尊稱より出たる言なり。されば此は、いまだ世におし移らぬ國柄等が歌なれば、いと古代のまゝなるものいひにて、寧樂の頃の詞に引當れば、吾大君と云意になる也。

○一首の意は、欄生の大樹の下蔭に、横白を立設て、口鼓をうち、伎しつゝ醜たる此大御酒ぞ、吾大君よ、美味にきこしめしませとなり。

本文歌左に、此歌者、國主等獻大贊之時、時恒至于今詠之歌者也とあり。此は朝廷に奉仕そめたる、其始めなるを以てなるべし。

此之御世新羅人參渡來、云々、及知醜酒人名仁番、亦名湏々許理等、參渡來也、故是湏々許理醜大御酒、以獻、於是天皇守羅宜、是所獻之大御酒、而御歌曰、

此時百濟國人も多く參來れり。はやく此御世に、如此新羅百濟などより貢調を獻て、さまぐの手下

を奉る事は、もはら息長帶比賣命の御功績に因所也。其委き事は、道別にて見べし。湏々許理は歌にいづ。宇羅宜は、宇羅は「うらかなし」「うらはづかし」などの裏にて心の意、宜は上の上略にて、言の上にては、浮立意のやうにも聞ゆれど、若櫻宮段に、於大御酒「宇羅宜而、大御寢坐也」とあるなど合せて考るに、酒につよく酔ふを云れば、眩く意なるべし。記傳には、出雲風土記の、宇良加志てふ語と一に云へれど、彼は今俗に、兒をてうらかすと云と同語にて、此大御酒に宇羅宜とあるは本より別なり。今此大御歌も、酒につよく酔せ給ひて、賦せたまふとこそきこえたれ。

湏々許理賀迦美斯美岐邇和禮惠比邇祁理許登那具志

○湏々許理賀は、人名にて、某之と云也。此名は、姓氏錄、酒部公條に、兄曾々保利、弟曾々保利ともある、此曾々保利の通音にて、酒を醸むとて口を嚙り、かの口鼓などを打より名に負るなり。そのよしは、上の建内宿禰命歌、曾能豆々美とある下に委く辨へつ。○迦美斯美岐邇は、醸し御酒になり。○和禮惠比邇祁理は、吾醉にけり也。萬葉六に、大夫之禮豐御酒爾吾醜爾家里、とあるに似たり。○許登那具志惠は、言之苦しむにて、那は能の通音、惠は歎息の聲なり。萬葉十四に、安禮波麻多牟惠、許登之許受登母とある、此惠なり。さて具志と云語も、十七に、己許呂具志、伊謝美爾由加奈、また、情具之、眼具之毛奈之爾、また八に、情具伎、物爾曾有雜類、また十二に、淺茅原、茅生丹足踏、意具美、などありて、具之は、心の溷る意也、と註せれば、さても一わたりは聞えたれど、天智紀童謠に、愛俱

其嶋の状を見べし。阿波國へ行道にある嶋なれば、阿波路嶋と云といへり。此名義、阿波・淡嶋・淡路此三を相合せて猶外にありなんか。○異椰敷多那羅評は、彌二並なり。次に云を合せて心得べし。○阿豆枳辭摩は、小豆嶋なり。古注云、「小豆嶋は、備前と讃岐との間の海中に、讃岐の方によりて在。淡路島の西、兒嶋東なり。續紀八に、備前國、兒嶋郡、小豆嶋とあり。今は讃岐國、寒川郡に屬り」と云り、行囊抄云、「小豆嶋は、牛窓の辰巳にあり、自播磨室三到于此、海上十里」とあれば、難波よりの見わたし、近かりし也。殊に此島、小嶋にあらず。同書云、「此島ハ、高二萬三千石餘ノ所ニテ、浦々村々多シ、大坂ノ御船手ヨリ支三配之、太平記曆應三年三月條トニ委ク出」と云り。○異椰敷多那羅評上の如し。されど、抄また傳等の釋に、淡路島と小豆嶋と並べるを、互にかく詔へる也、と云るは、異椰てふ語に協ふべからず。益二並とは、淡路嶋は淤能基呂嶋と並び、小豆嶋は兒嶋と並びて、各二づゝ相並びたる故に、互に益二並であるよしとこそ聞えたれ。日本紀私記云、磯取盧嶋、今見在淡路嶋西南角一小嶋是也、云、俗猶存其名也といひ、行囊抄に、兒嶋小豆嶋、東西に並びてありと云るなどを思ふべし。又記高津宮段に、天皇淡道嶋に、幸行ける時の大御歌に、於志豆流夜、那爾波能佐岐用、伊傳多知豆、和賀久邇見禮婆、阿波志摩、淤能基呂志摩、阿遲摩佐能志摩母美由、佐氣都志摩母美由、とよませ給へるも、四の嶋、互に二づゝ並びたるをよませ給ふ也。

又解説に、淡路嶋も小豆嶋も、其嶋各峯二づゝ並びて見ゆるよし云るはおぼつかなし。此はもし萬葉に、二並筑波の山、とあるたぐひに准て、ふと然か思へりしにやあらん。假令、實に其嶋どもものしかるにもせよ、此は遙に望みましての御歌なりければ、さるきはやかなる状の見えわかるべきにもあら

ず、又さては御誓の上もことわりよからず。そのよしは、次々の釋以て味はへ知べし。

○豫呂辭枳辭摩之魔は、歸依き嶋々にて、豫呂辭とは親く依傍を云。此は右の嶋等の、各々互に相並びてあるを指給ふ御詞也。さて如此しも詔ふ意は、心なき海上の嶋々だに然か相並びてあるものを、今吾御身の兄媛に別て獨あるはと歎かせ賜ひて、下へつゞけさせ給ふなり。然るに諸抄に、此眼目の意も解ず、豫呂辭とは、物のよくと、のひ満て不足ことなきを云など云て、止めるはいかにぞや。さては此に更に用なき言なるをや。猶此豫呂辭といふ言を誰も然のみ心得たれば、試に一わたり辨ふべし。萬葉一三背友乃、大御門爾、宜名倍、神佐備立有、とあるは、耳無山の、其御門に親しく依傍るを云。名倍の意は、下冊立者、玉藻之如、許呂臥者、川藻之如、靡相之、宜君之、朝宮乎、忘賜哉、夕宮乎、背賜哉、これは、玉藻の如く云云、靡相し、其親しく睦しく依副ひ給ひし君が云云と、下へ連く也。宜の上に、其と加て心得べし。若是をかの満足へる意の美賞辭とせば、いとことさらびて、をり付ぬ詞となりぬべし。三一「宜奈倍、吾背乃君之負來爾之、此勢能山乎妹者不喚」これは、丹比真人筈麻呂諸に、往紀伊國超勢能山時、が戀しかりける妹、椋領巾乃、懸卷欲寸、妹名乎、此勢能山爾懸て、旅路の妹と、者奈何將有」と、遊行女婦を進めけるに、春日藏首老和て曰く、否や、かう睦く心依給へる吾背の君が、稱に負來にし此勢山の、兄てふ名を思ひ頼めば、妹などとは申さずと云る也。是又、吉宜きこととして聞えず。十八「神乃御代欲理、與呂之奈倍、此橋乎、これは長歌にて、其始に、皇神祖能、神能大御世爾、田道間守、常世爾和多利、夜保許毛知、麻爲泥許之登吉云云とよみ出たる詞を受て、神乃御代欲理、然か皇朝へ歸依る此橋乎といへるなり。されば上の二卷などの如く、たゞ

宜とのみよみたるも、其意は同じ事なるを、元來が親しく依付意なる故に、奈倍とも添て云るにぞある。即並付意にて、益二並とよみまし、並も又同じ。其中に、六二に、「神佐備而、見者貴久、宜名倍、見者清之、此山之云云」とある、此歌を貴久宜と連けて、人皆おもひたがへせり。此四句は、對句にて、（○神佐備而、見者貴久、宜之名倍、見者清之。）二句一聯なりければ、上は神佐備と宜名倍と對ひ、下は貴久と清之と對ひたり。されば其反歌に、自神代、芳野宮爾、蟻通、高所知者、山河乎吉三、とよめる如く、彼山の、應神天皇の往昔より古く神佐備而、御代々々在通ひ親しきを見れば、げにも貴く清けしと連けたるにて、貴久宜と云るにはあらざるぞかし。斯て悪きに對へ云宜きも「なつかし」、「おむかし」など云語と同じく、本源は吾に親く、歸靡きて耦ひの宜きより、つひには凡の吉善にも移し云こととなりしなるべし。又一七に、「山常庭、村山有等、取與呂布、天乃香具山云云」、此與呂布をも宜として、足整へる山のよしに説るも、違へることなるべし。是は大和には群山あれど、取撰而と云也。そは敵火も耳梨もあれど、登りては見晴しわろきに、此香具山は麓開けて、民の籠の煙もこゝかし立も見え、埴安池の眺望も可憐しと云つゞき以て知べし。取字に眼を着べし。これのみ、あまりくだくしく長く成つれど、昔より今此御句も、萬葉集中の宜、宜奈倍てふ語の意も、よく解得たる釋たえて見えざれば、事のついでに辨へてんとてなり。○儂登佐區例柯、阿羅知伊珥之。此二句、本書には、「儂伽多佐例、阿羅知之」とありて、往昔より釋なし。其中に、私記に此二句、脱三四五字とも、脱字可考ともあるに就て、試に四五字を加へたる、かくの如し。儂登佐區例柯、（伽多の二字は、疑の語の結びなり。さて誰とは、京に坐す后等を指給へる也。看る例多し。萬葉四に、念賊君之、十二に、熟解可など云る類也。阿羅知伊珥之は、退立去之なり。神

代紀（黄泉）に、散去矣、齊明紀に、散卒、清寧記に、闕明各退、などある、散くの下に、旅立などの立てふ言の添りたる語なり。萬葉に、荒流妹など云る阿良も、本此散立の阿良と一言也。之は、過去しを云言にて、即上の誰と云、柯とある、疑の語の結びなり。さて誰とは、京に坐す后等を指給へる也。佐區とは、萬葉四に、汝乎與吾乎、人曾離奈流、とよめる是也。又凡ての意は、末の孝德紀歌に、山川に、をしふたつて、たぐひよく、たぐへる妹を、誰かゝるにけん、とあるに似たる所あり。按に、此時兄媛を、大隅宮へ、率てさせ給ひたるも、京の後夫人等の嫉妬を、心ぐるしく所念看ての事なるべし。また此二句の、如此聞えず成つるも、其後夫人等、此句ありてはあるにもあらぬわざなりければ、はやく當昔うたひ隠して紛はしけらし。其を今加へんこと、いみじき私事なりけれど、かばかり愛き大御歌の聞えざるが年ごろ惜しくて、畏々み考へそへつるにぞありける。○吉備那流伊慕塙は、吉備在妹乎也。爾在の詞、此にてはいかゞのやうなれど、兄媛は本吉備人なれば、然か云ならひ給へるうへに、今又本國へ歸るからは、本つ吉備人なればぞかし。○阿比彌菟流慕能は、相見つる物なり。相は、上の相枕纏の相に同じ。慕能は、物乎の意なり。かく終を物とのみいひ結めたる、古き歌に多かり。萬葉五に、飛加閉流毛能、十三に、越得志牟物などあるがごとし。餘情の残る辭なり。此は右の嶋々どもの如く、朕も其妹と並びて在しものをと、くちをしみ給ふ也。

○一篇の意は、あかぬ別れに、せめて船のゆく方をだにとて、遙々見わたせば、うら山しくも淡路嶋益二並び、小豆嶋益二並び、親しく依副る嶋々あまた見ゆ。非情海中の嶋々だにも然か並べるに、妹と吾が中を、誰が避けばか退け立去し。さるつらき人あらずば、吾も此嶋々の如、吉備なる妹と相並てあり

なんものをと、くちをしみ給ふ也。優れて愛く、貴き大御歌なるべし。

三十一年秋八月、詔群卿曰、官船名枯野者、伊豆國所貢之船也、是朽之不堪用、然久爲官用、功不可忘、何其船名勿絶、而得傳後葉焉、群卿便被詔以、令有司取其船材爲薪、而燒之、鹽云云、初枯野船爲鹽薪、燒之日、有餘燼、則奇其不盡、獻之、天皇異之以、令作琴、其音鏗鏘遠、聆、是時天皇歌之曰、

枯野は、歌に出。伊豆國云云は、此御代五年冬十月、科伊豆國令造船、長十丈。船既成之、試于海、便輕泛、疾行如馳、故名其船曰枯野とあり。此より其名高くなりて、御代々々、多く伊豆にて船を造らしめ給ふより、伊豆手船といふ名もあるなり。手は匠の手にて、造と云んが如し。さて久しく官の用にたちし功忘るべからずとの詔り、いと忝し。凡て上古は、非情の物にても其功を稱れし事、人にかはらざりき。今の人も、然か心得べき事ぞかし。今此御歌に、其琴音をほめさせ給ふも、猶其みこゝろなるべし。

詞邏怒鳥之褒珥椰枳之俄阿摩離、虛等珥菟句離、柯枳譬二句椰、由羅能斗能斗、那可能異句離珥、數例多菟、那豆能紀能、佐椰佐椰。

○詞邏怒鳥は、其船の輕行を稱へたる名也。解云、萬葉十四、相模國歌に、百津嶋足から小船あるき

多み云云とあるは、船の足の輕きをいひ、今も、船底の、水に深く人を、足が入といへり。相模風土記に、足柄山の杉を以て船に造りけるに、其足の輕かりければ、山の名となれるよし見ゆ。然らば枯野も、輕乘の意なるべし、と云り。此は神代紀に、天鳥船、また鳩船など云名見えて、船は只輕く泛て疾行を主とする故に、かゝる名の多き也、とする普通の説なり。其に就て心得あるべし。今按に、太古の船は一幹材を雕穿て造りけむ故に、其材の重さ輕さにもより、穿狀反法にも隨ひて疾速きが有しから、然る稱名のありしにこそは有けめ。若今世の船の如板以て合せ造れらんには、さばかり遅速の差めあらめや。されば記曰、此之御世、免寸河之西、有二高樹、其樹之影當旦日者、逮淡道嶋、當夕日者、越高安山、故切是樹、以作船、甚捷行之船也、時號其船謂枯野、とある如き、大樹を用ひられたるを見れば、今此船も穿拔船なり。彼薪に碎れたる條も、専全材の貌にして板とは見えず。また仁德紀、六十二年夏六月、遠江國司表上言、有二大樹云云、其大十圍、令造船、また播磨國風土記明石驛家、駒手に、難波高津宮御宇天皇之御世、楠生於吉朝日、蔭淡路嶋、夕日、蔭天倭嶋根、仍伐其楠造舟、其迅如飛、一檝去越七浪、仍號連鳥などあるを始め、御代々々船を造るには、必ず大樹を用ひらるゝ例なるを以て知べし。近來天保六七尾張國に、土中より掘出せる船も穿抜にて、長十三間ありといへば、此枯野の十丈は當昔の尋常なるべけれど、外に所由ありて靈などもありしにや。式に伊豆國田方郡、輕野神社あるは、極て其靈を祠られしなるべし。續紀などにも、遣唐使船に從五位下を授けられたる事も見ゆ。それも其功に仍てなり。さて板を合て造るやうになりつるは、いつの比よりとは定かに知がたけれど、異國の船を見ならひて後の事なるべし。其より以來、彼連鳥等の稱號は絶しにこそ。○之褒珥椰枳は、鹽乎燒

にて、鹽を燒薪となしたる意なり。上に靈華と爲て挿事を宇受邇佐斯と云、また立白而を宇須邇多且々
と云る、是古語の格なり。○之餓阿摩離は、其之餘にて、餘は残り云むが如し。之餓は、次の磐姫
命御歌に、佐斯夫能紀、斯賀斯多邇とあると、朝倉宮段歌に、曾賀波能、其之業又曾能波邦能云とあ
るを合せて、斯賀は、其之と同じ事なるを知べし。皆其上に云る物を指て、其とも、其之とも、其之と
も云るなり。此も鹽を燒たる薪の、其之残り云意なり。

萬葉十三に、己之母乎云云、己之父乎云云、また己之家尙乎。また十六に、己之妻尙乎などやうに、
己字を書たるは、人或は禽獸等の生物の上に取ては、彼非情の物の下に其之と云こと、即己之と云意
なれば、其意を得て己之とは書るなり。記傳に、高津宮段歌下云、萬葉に、己之と書たるは、師も云
れたる如く、和賀と訓て宜きを、いかなる由にてシガとは訓けん、いと心得ず。且かの己之は、皆
字の如くおのがと云意、我之と云意なれば、斯賀と云とは意異なるをやと云るは、わるき心得なり。
五に愛久、志我可多良倍婆。十八に、之我願心太良比爾など、人の上有情の物のうへにも、假字以
て書るも多きに合せて、己之と書たるも、猶皆之我と訓むべき事といちじるくして、其意の異なら
ざることを、右云が如くなるをや。

○虚等珥菟句離」は、琴爾造なり。此間の琴は、皆神世よりの製にして、いはゆる和琴也。いと貴きも
のなりけらし。解云、和琴は、萬葉五に、桐木以て造る事の見えたるに、名高き宇田法師は、以椴作
之と河海抄に云り。又或物には杉なるよし云り。されば古へ和琴は、桐にても、杉にても、椴にても造
りしこと知れたり」と云り。今按に下の春日皇女御歌に、「いくみ竹よたけ、本へをば、莒等爾都俱利」

ともあれば、古くは其材に定りはあらざりし成べし。後漢書蔡邕傳曰、吳人有燒桐以爨者、當聞火烈
之聲、知其良木、因請而裁爲琴、果有美音、而其尾猶焦、時人名曰焦尾琴焉、と云こと見ゆ。此とよ
く似たる事なり。後世桐を燒て作る事の多く成ぬるも、かゝる事ども取合せてのわざなるにや。八雲御
抄に、煙の桐とのたまへり。○柯枳響句椰」は、撞彈やにて、椰と云に少し驚き給ふ意あるべし。思ひの外
によく鳴しよしなり。傳云、此加岐は、常に云發語にはあらず、絃彈をば撞とは云なりと云る、さるこ
と歟。解云、下に、由良とつけ給へるは、琴を彈に、左手を押をゆすると云ことありて、源氏に、ゆ
り、其注、ゆするは、ゆするゆするはその音をゆらがすを云なれば、やがて由良の序とし給へる也」と云
也といへる、此説はよりかたし。今按に、此説は穿ち過たるべし。此時、天皇、淡路に行幸ての御歌なりければ、其處の門をよみま
したる也。又序歌にも非ず。○由羅能斗能」は、由良之門之也。門は、水門・嶋門・迫門・河門、などの
門に同じ。何れも船の渡る道すぢを云り。さて此門は、式に、淡路國津名郡由良湊神社、とある地なり。
今も由良と云て隠なき湊にて、淡路嶋の東面の地也と云り。行囊抄云、和田ノ御崎ト、淡路ノ松帆浦ノ間
ハ、海上程近シ、僅ニ三里許ト云、此間ヲ淡路ノ迫門ト云とある、此迫門即由良湊なるにやあらん。傳
云、此の由良を、紀國也と云は非なり。紀國なるは、萬葉七に、木國之湯等乃三崎ニ、此日鞍四通、九
に、湯羅乃前などある是也。又曾禰好忠の歌によめる、由良の門は、丹後國與謝郡なり。然るを後世に
は、是をも紀國と心得てよめる歌多し。紀國の由良は、崎とこそ萬葉によみたれ、門とも、水門ともよ
めることなし」と云る、是はさることなるべし。○斗那可能」は、門中之にて、其處の海上を詔へるな
り。○異句離珥數例多菟」は、於海岩被振立なり。異句離は、萬葉二に、つぬさはふ、石見之海の、

言さへぐ、からの崎なる、伊久里爾曾、深海松生流、六に、淡路の、野嶋の海子の、わたの底、奥津伊久利二、あはひ玉、さほにかづき出、などある、凡て皆海中の巖を云り。傳云、「久理と云につきて、栗子を思ひて、小き石を云」と云説は非なり。海松の生とよめるにても、小きに限らぬ事を知べし。又海の底なる石を云、といへるも非なり。此の歌も、底なる石にては叶はず。右の萬葉の歌に、海底とよめるは、多く奥の枕詞にて、伊久理へ係れることには非ず。海底なるをも、又上へに出たるをもいひ、又小きをも云大なるをもいひて、此は海上に出たる大なる岩なるべし、解云、「越後國高田にて、沖に大なる岩の二つなるを、沖のふたつぐりと、云といへり」とあり。今按に、名義は、沖凝オキコ、於彼は、伊と約り、久にて、本は凝々岩の稱なりけらし。阿佐利は上預奈登利、伊佐利は沖預奈登利、伊曾は沖石の約れるなどに准へて知べし。但此沖石の沖は、沖つ島の沖となく、陸に對て云沖なり。沖凝の沖とは取處ことなり。其は彼萬葉に、鰻珠さほにかづき出とよめる鰻は、必ず大なる岩ならでは着ものにあらず。又幸乃崎有伊久里など、地名よりつづけたるも、其處の埼の伊久里とて、世に名の聞えたる巖のありしを云と聞ゆ。かゝれば小石には亘らぬ名なるべし。海中にして、小石の上を取出て云べくもあらねばなり。沖の石、又など云詞のある。被振立は、振られを切めたる言にて、被折を平禮といひ、威知を志禮と云などと同格なり。振られとは、浪に蕩揺るゝを云。古くは、振浪比禮、振風比禮明宮と云る如く、浪の立をも、風の吹をも、振と云つれば、海中なる巖に生たる木どもの、其振風浪に揺されつゝ立るを詔ふなり。○那豆能紀能は、浸漬之木にて、海水に浸漬りて所殖を云。萬葉五に、牽留鳥、名津師來跡、十五に、奈美能宇倍由、奈豆佐比伎爾底、などよめるに合するに、即浪漬障木と云ことなり。斯る語に至ては、諸抄の舊説一も解得たるあらざれば、

此木の事年來考へわたりけるに、文政の初つかた、公の御船手、小野嘉吉と云者、流人を率て伊豆八丈嶋より歸來て云、彼嶋の海の巖に海松といふ木生たるが、浪に觸て鳴こと、信に絃を搔が如し。其小きを持來たりと云を請て見しに、其枝を組たる狀、佛像の船御光と云物の如し。後に思へば、其小枝を拂ひて磨きなしたるは、江戸にても時々見る物なりけるが、只其全體をまさめに見て、浪に觸て鳴所以を知るぞよろこばしき。葉も無く、松にも似ざる物なるを、いかにして海松とはいふぞと問に、彼浪に觸て鳴音の、松風に似たるより云せめしならんといひき。其みがきたるを見れば、黒珊瑚の種類なり。西海にもありと云。土佐日記正月廿八 日子日歌に、「おほつかな今日は子日か海人ならばうみ松をだに引ましものを、」是を舊説に、海松と書字に就て云なりと云へるは非なり。源氏物語卷に、「うみ松や時ぞともなきかげに居て何のあやめもいかにわくらん」、また其浪に觸る形貌をよみたるは、夫木集五に、「なだの浦の潮に浸漬障うみ松を汀の浪ぞとしは越ける」、などよみたる、此等を合せて思ふに、彼由良門の、門中の巖に生たる海松の、潮に觸て鳴さまを、淡路嶋行幸の御ついでに現前見をなはし聞しめして、其寥亮さの御耳にのこりけむまゝに、比喩させ給ひしなるべし。實に海水に漬りて生殖る木なりければ、浸漬木と云べきものにぞある。是その古名なりけらし。

抄に、「岩に觸て生立たる、夏木也」と云れど、船人だにも、恐む海中に、夏木立の生たゝんいはれなし。傳に、「此那豆之木は、荻葭などの類ひを云なるべし」と云るも、彼門中にはいと似げなきうへに、然る草を指ていかでか木とは詔ふべき。解に、「此奈豆能紀は、彼枯野の、海潮に久しく漬りて居し、船木を詔ふ言なり」と云る、是は特に、あてはかまなきむなしことなり。此外も、凡て窮せる時

の、およづれごとのみなりければ、皆省きうてつ。

○佐那佐那」は、亮々にて、彼浸漬之木の潮に觸て、音高きやかに鳴がごと、其琴の音の鏗鏘しとなり。上の國栖人が歌に、布由紀能濱、加良賀志多紀能、佐夜佐夜、とあるは、牙々にて其意別也。此佐那と云に、喧擾と、清と、寒と、三に用ひたる、前後見合せて知べし。延喜六年竟宴歌に、渡之幣多流、不留幾宇喜磯遠、酒且年波會、散耶計起毗比喜、登保玖幾許遊流、夫木集に、彈ならず、聲そさやかにきこゆなる、朽にし船の御琴ならねば、琴曲譜に、淡路琴云云、たゞ和琴の稱也、淡路琴とて、一種あるにはあらず、昔應神天皇、淡路嶋行幸の時、枯野と云し船木にて造りし和琴を弾し給ひしに、其音さやかにして七里にひびきたるよし、古記に記せり。其より後此號ありと、有職の家に傳ふと云云などあり。

○一篇の意は、枯野船木を鹽屋の薪として焼たる、其が残りや琴に作りて搔弾や、驚く音せり。其音は、由良之門の門中の巖の浪にゆたぶる浸漬之木の、潮に觸て喧擾如く、亮々と鳴響くばかりなり。是を思へば、琴に成て、此音を發んと燒残りけとなり。

此御歌、記には、高津宮段に出て、此之御世云云、此間上故以是船且夕酌淡道嶋之寒泉獻大御水也、也、茲船破壞以、燒鹽取其燒遺木、作琴、其音響七里爾歌曰、とて、第九句、那豆能紀能とありて、次に此者志都歌之返歌也と見ゆ。志都歌の事は、次卷に、云云六歌者、志都歌之返歌也、とある條下に、云べし。互に傳の異りしなり。今何れを正しと知べきにあらざれど、風土記等にも明宮朝に出たれば、書紀によりつ。其中に、記に淡道嶋

水船とある、是は因ある事なるべし。

記云、故天皇崩之、後、大雀命者、從天皇之命以天下讓宇遲能利紀郎子、於是大山守命者、違天皇之命、猶欲獲天下、有殺其弟皇子之情、竊設兵將、攻爾大雀命、聞其兄備兵、即遣使者、令告宇遲能利紀郎子、故聞驚、以兵伏河邊、云云、更爲其兄王渡河之時、云云、令傾其船、墮入水中、爾乃浮出、隨水流下、即流歌曰、

知波夜比登、宇遲能利多理邇、佐袁斗理邇、波夜祁牟比登、三
斯、和賀毛古邇許牟。

○知波夜比登」は、最速人の伊を省るにて、宇遲と係る枕辭也。其言の意、また連けの意は、おのづから次々云ことどもにて悟るべし。今本此句を、知波夜夫流と書たるは、書寫の誤也。紀にも、智破椰臂等と見え、次歌にも、知波夜比登、宇遲とある如く、宇治の枕詞に、知波夜夫流と置べき理りあらざれば、今は古寫本以て改つ。諸抄に、思ひ混したるは、知波夜夫流と云語に、心得違のあるゆゑにぞある。其は神代紀葦原中國攘平條に、殘賊強暴橫惡之神と書、また記の同段に、道速振荒振神等と云るに泥て、本惡神に係し枕詞なるが、後に轉じて、善神にも申すなるは畏しきわざなり。今こそ改て、惡神にはちはやぶると云とも、善神には必ず、靈ちはふと置べきなれと思へりしから、今此歌なども、宇遲速きと係るなれば、何れにても同じこと也と云る、是彼殘賊強暴云と書る字に、眩惑せられし故

なりけり。今是を辨へんに、知波夜夫流と云言の本は、最速備てふ言の、伊を省き備を延べたるにて、善惡尊卑に拘る語にはあらず。天神地祇に冠らせ云は、其靈異なる御稜威を稱し、荒振神等に云るは、其強暴る猛勢を指るにて、是は固り枕詞にあらざれば、たゞ千早振とのみはいはずして荒振と續けたり。眼を着べし。さて其最速備てふ言の、善にも、惡にも亘れるは、たとへば、畏こし、恐ろし、甚、いみじ等の語の、善惡邪正を嫌はずして云つゞくと同例也。是大かた言語の常なるを、只彼一件にのみ惑へるも偏固なる心ならずや。然のみならず、萬葉集にあまたよみたるを、後の轉じといかでかいはん。其歌どもは、
 二十二丁、三、四十二丁、四廿五丁、又卅四丁、十一、七丁、又廿九丁、十、
 六十三丁、十七、四十七丁、二十卅五丁、又五十丁等、其外にも出たる、
 彼集、知波夜夫流辨條に、悉く引て證すべし。又同集十一に、靈治波布、神毛吾者、打棄乞、四惠也壽之、怪、無、とある、此歌の初句を枕詞と心得て、彼あまたある千磐振を用ひずして、只一首のみなる此初句を、歌にも文にももてはやすめるも、かたくなしき心ならずや。此歌は、寄物陳思とある中に出て、寄神陳思、四首中の一首也。外三首は、皆千石破とよみたるに、此一首のみ靈治波布とよみたるは、即魂幸神に寄せたるにて、枕詞にはあらず。魂幸神とは、鎮魂祭に齋祭る十神の總名にして、人命を保ち給ふ神を申こと、其始の歌に、千早振、神持在、命、誰、爲、長欲爲とよみたるに合せても知べし。されば其一首の意も、憂き戀にうんじはて、死んと思へど、我魂を保ち給ふ神の見放ち給はぬ間は死がたし。今は吾者打棄たまへ、しゑや、さら／＼命も惜からずと云にて、初二句は、魂幸神を指たる詞なるをや。是を枕詞と思へりしは、歌の意も聞しらずやありけん。今も專枕詞と心得て用る人の多かる、恥しきわざならずや。此は爰に用なきことにはあれど、彼千早振てふ事のついでに、おどろかしおくにぞある。さて最速人よ

り宇運と云へ係るは、稱德紀詔詞に、平伎時仁奉、仕已止方、誰人可不奉侍在牟、如此宇治方夜伎時仁、身命乎不惜之天、貞久清心乎以天、朝庭乎護奉侍流人等云云、とある、此と合するに、最速く強き人の、宇運はやぶるとかゝるなり。されば彼道速振、荒振神等と云詞の方にはやゝ似たれど、千磐破と置枕詞の方とは、其意の同じからざる事を悟るべし。○宇運能和多理邇」は、宇治之渡なり。山城にての大河にて、近江の湖より出て、宇治郡を流るゝ間も、渡場はあまた有べけれども、打まかせて宇治渡と云時は、古へも今の宇治橋邊なりしなるべし。○佐袁斗理邇」此句より下、衆説に殊なる考へもあれど、たゞ打出しては人輒げに聞過すべければ、うるさかりなんとも例の先注等を擧て、後に云こゝろむべし。抄云、「棹取爾なり」傳云、「吾を乗すべき舟を、設てといはんが如し」解云、「釋紀に、謂舟楫櫓也」と云るぞよき。楫を執て船をやるなり。今も舟人の言に楫を取と云、則是也、先註と云り。今按に、此説どもの如くならんには、佐袁斗理邇と、舟を濁るべきものなるに、紀にも、佐烏刀利珥と、清音字のみを書れたるは、然かにはあらず。余が考へは下に合せて云べし。○波夜祢牟比登斯」は、將健、速二人者はと、比喩たまへるにて、斯は助辭なり。からんの意を祢牟と云は、吉からんを吉けん、惡からんを惡けんと云が如し。○和賀毛古邇許牟」此句最かたし。傳云、「吾許所に來んなり。書紀、垂仁、清寧、欽明卷等に、左右、皇極卷に、床側などを毛登古と訓り。許所の義也。又垂仁卷に、左右を毛登古毘登と訓るは、許所人也。かくて此は、其登を省て毛古と云り。さて此句、契沖が、御方に速き者あらば、吾許に助けに來るべしと詔へるか、と云る、其意なるべし。或人、此を疑ひて、此王、若水中の事を得て、溺れ給ふ事なからんには、舟をよせずともさるべければ、如此は詔ふまじきことにこそ、と云るも、

一わたり謂れたれども、此時、河岸には、宇遲王の兵士の矢刺て進奉るに因て、終には得通れ給はずて、沈没たまひしを思へば、必御方の助けを待賜ひけんも、うべにざりける以上傳説此外、抄解等も此趣にて、或は毛古は、毛登の寫誤ならんと云る類のみなれば省けり。若此等の説の如くならんには、結句、許泥とあらずては協ひ難かるを、凡て語の二言三言穩かならぬには、拘はず説る事の多かるは、例の古へを侮れるなり。上古の歌に、一言たりとも、しひたるふしのありなんや。もし誤敷と云とも、紀にも、和餓毛胡珥虛務とあり。喜泉式に記せるも、同じごとあるをいかにか誣ん。今思ふに、此はさる意には非ず。三句佐袁斗理邇とは、佐袁は、彼船の傾きたる時流れたる棹の事、斗理は、其棹を取にの意なり。されば、さをとりと、體言の如く上聲にはよますし。又此結句の毛古は、萬葉に、其が如くと云ことを毛古呂とよめりあり。其毛古と聞ゆ。其は九に、如己男爾、負而者不有跡、十四に、母許呂乎乃、許登等思伊波婆、また、於吉爾濱毛、乎加母乃母己呂、也左可杼利、神に住小嶋の如二十に、麻都能氣乃、松木奈美多流美禮婆、伊波妣等乃、家人和例乎美於久流等、多々理之母己呂立有し如などあり。されば、此の、和賀毛古邇許牟も吾が如くに來んと詔ふなり。如此詔へる意は、吾は船を覆されて河に落たるにはあらず、流れたる棹をとりとて下て遊ぶなり。御方の内、健速からん者は、來よと云心から、吾が如く遊ぎ來なんものぞ、と歌に給ひて、實は志あらん者は共に入水せよと比喻たまふ也。神功紀なる、忍熊王御歌と合せ考ふべし。四句の斯の助辭、結句の牟の言も、皆其意のてにをはなるぞかし。かくてこそは雄々しき玉の心なれ。岸には、敵方の兵士あまたみたらんに、かゝる時めしく心きたなく、われを助けに

來ねなど詔ふべきにあらず。

○一首の意は、われは河に落たるにはあらず、覆りたる船を起し立んとて、これ此棹をとり下たるなり。王此時、棹に取付て遊ぎおほし也。さなく御方の内、健速く、丈夫たらん者、來よと云までも無く、己之心から吾が如くに遊ぎ來んものぞと也。此歌紀もかはる所なし。只仁德紀に、出たるのみの違ひなり。

於是伏隱河邊之兵、彼廂此廂一時共興、矢刺而追迫、爾兄王兵等各没河流、故到訶和羅之前而沉入、故以鉤探其沉處者、繫其衣中甲而、訶和羅鳴、故號其地謂訶和羅前也、爾掛三出其骨之時、弟王歌曰、

伏隱河邊之兵は、宇遲王の御方の兵士にて、上文に以て兵伏隱河邊とある是也。矢刺而は、弓に矢を刺つがふを云。追迫以下九字は、おのれが試に加へたる也。其故は、此詞までは、宇遲王方の兵士の興出て、弓に矢を束へて向ふ事なるを、次の流は、大山守王方の兵士の流れたる事にして、文足はされば也。此は極めて加へたるほどの文字を脱し、に決きを、傳注等閑なり。彼時兄王の、入水せよと詔へる御歌の意を得て、兵士ども、共に入水せしにこそはあれ。訶和羅之前は、宇治川の末の、綴喜郡と乙訓郡との堺に、今河原村と云がある地なりと云り。訶和羅鳴云云、此は傳への混ひたるものなり。甲の古名を訶和羅と云故に、地名ともなりたるにこそあらめ。甲の鉤に觸て、然か鳴たる故にはあらず。崇神紀に、故時人號三其脱甲處二曰伽和羅とある、是と一古事なるべきを、かたりそへたるなるべし。弟王は、宇遲和紀郎子なり。此御歌、入所たがへり。此は初め矢刺て、向はせ給ふ間か、

知波夜比登宇遲能和多理邇和多理傳邇多豆流阿豆佐
 由美麻由美伊岐良牟登許々呂波母閑杼伊斗良牟登許
 々呂波母閑杼母登幣波岐美袁淤母比傳須惠幣波伊毛
 袁淤母比傳伊良那那久曾許爾淤母比傳加那志那久許
 々爾淤母比傳伊岐良受曾久流阿豆佐由美麻由美

○初二句上注。○和多理傳邇多豆流は、渡出所植なり。傳とは、萬葉に、走出之堤、また出立之宜山、
 などよめる出にて、渡出る前の堤を指給へる也。今本和多理是とあれど、渡る瀬にさる木の植てあるべ
 きならねば、紀に依て改つ。此を助けて左右云るは、皆ひが事なり。多豆流は、生立てあるを云。神代紀に、
 門前所植湯津桂木、所植此云多底蓼とあり。○阿豆佐由美麻由美は、梓弓檀弓なり。曾樂國史草木
 攷云、「順抄に、梓を注したり。樂按に、醫家に云梓と、經に云梓は、必ず異なり。書に既に梓材をも
 て篇の名となし、禮に、梓人を以て匠の名となし、昔人言、室有此木、則餘材不復震」と見えたり。晉
 崔貌が説に、生茨者爲梓とあれば、こゝの俗に云、木角豆なり。一名は、雷サ、ゲとも云り云云、檀
 は、紫檀旃檀の良木の稱にて、檀を弓材に充しは、既に禮に見えたり。こゝに此檀ある事をしらす。但
 彼にも、後に黃檀、白檀など准へたるあれば、こゝにも、弓に造りて良木をば、檀と云しなるべし。其

○河に流入給ひしほどの、御歌とこそ聞えたれ。

木今定かならず。順抄に、「唐韻云、檀木名也、和名万由三と云も、今云マユミには有べからず。六帖
 に、貫之、「ひきふせてみれどあかぬはくれなるにぬれるまゆみのもみぢなりけり」これは、今も云マ
 ユミなるべし云云、など見えて、今紅葉によむ檀は、弓に堪べき木にはあらずと云めれど、既に上卷に
 云し如く、古製の弓は木を割て造るならねば、今云檀も、苗より數十年級付て後は、思ひの外弓に宜か
 も知べからず。然までも、其名失ふべくも有べからねば也。何れにも、弓に造るに良き材なるを以て、
 眞弓の木とは名に負たるなり。さて然か名に負たるうへは、梓弓・槻弓などに對ては、其も檀弓と云べ
 きことわりなりけれど、同言の重れる故に、麻由美と云語に弓を兼せて、是のみ弓名の時も略來しにぞ
 ある。かくて此御句、上の植ると詔ふ間は、其邊に生てある木也。下の伊岐良牟と詔ふつゞきは、御
 手に持せる御弓也。されば、此句までは御手なる弓を呼出給ふ序の如し。

抄云、「梓弓、眞弓にて、是は伏兵の弓なり。上に少々詞たはぬにや」、抄上解云、「上のたてるは、
 弓を立てるを云にや。又は軍人の弓末振起して、並立るを云にや。又まゆみは、眞弓にて、即梓弓の眞
 弓といふ言にやと思へど、萬葉にも、白檀弓とかき、延喜式にも、槻・梓・柘檀、と、その品を分ち、
 伊勢物語にも、梓弓・まゆみ・槻弓とあれば、まゆみは檀木にて作れる弓とすべし」、抄上解云、「此は此
 木の河邊に生立るを見給へるまゝに、即其を以て大山守命を譬へてよみ賜へるなり。其に取て、此二

にて有べきにと思ふやうなれどかく二對て云が歌ふ詞の文なる也。續群書類に「ながれ来る竹
 の、いくみ竹、よ竹」などに准ふべし。又此御手の方は、梓弓の眞弓の意と見ても妨げもなし。故是より次々の句は、宇治川
 抄云、「梓弓、眞弓にて、是は伏兵の弓なり。上に少々詞たはぬにや」、抄上解云、「上のたてるは、
 弓を立てるを云にや。又は軍人の弓末振起して、並立るを云にや。又まゆみは、眞弓にて、即梓弓の眞
 弓といふ言にやと思へど、萬葉にも、白檀弓とかき、延喜式にも、槻・梓・柘檀、と、その品を分ち、
 伊勢物語にも、梓弓・まゆみ・槻弓とあれば、まゆみは檀木にて作れる弓とすべし」、抄上解云、「此は此
 木の河邊に生立るを見給へるまゝに、即其を以て大山守命を譬へてよみ賜へるなり。其に取て、此二

句心得有。まづ上の梓弓は枕詞の如くにて、梓弓の眞弓と云詞のつゞきなり。されば麻由美は、梓弓よりの詞のつゞきの意は弓にて、歌の意は檀木也。契沖これを得辨へずして、梓弓・眞弓共に弓の事に注して、此は伏兵の弓也、といへるは非なり。又此二句、梓木と檀木と、二種の生立るを詔へるかとも思へど、もし然らば、たゞ梓とのみこそあるべけれ、梓弓とは弓の事なり。且大山守命、一柱を譬へ給へるなれば、二種にては非ず、傳説など云る、凡て舊説は皆此等の如く、一も解得たる説見えず。右の内、傳に梓木と檀木と二種かと思へどと云るあたりは、少し聞得たるかと思へば、若然らばたゞ梓とのみこそ有べけれ、梓弓とは弓の事也など云る、わろき心得なり。生立る梓檀を、やがて御手の弓にいひ移さんとて、梓弓檀弓とは詔ひたるなれば、其木の方に取ては、梓弓木、檀弓木と云意に見べきものなるをや。就中其弓を、大山守命に譬へ給へると云る、始より此見こみの違へりし故によきがよきにもならず、終には十が十ながら悉くたが事也。そもく此四句の、詔ひざまや、上代の歌中にも、殊に拔群て巧に愛く、且珍しき御續けなるものを、承りしる耳だにも得持ずして、却てわりなきつゞけなしの如心得て、下の心には、未整はざる云なしを助けがほに、云云いへるがおふけなくかたじけなしや。

○伊岐良牟登は、將射發となり。岐良牟と云て、弓につがひたる箭を放ことなり。放ことを岐流と云る、傍例の見えぬは適漏れたるなり。後物には、平家物語に、つがひたる矢を切て放つに云云、太平記に、引しをりたる矢をへうと切て放ちたれば云云、今世の言にも、弓には専然か云習へり。又常に「おもひきる」、「いひきる」など云も、思ひ放つ、言放つの意にぞある。今此御句も、次と合するに、放と取

と反對の對語なるにて思ひ定むべし。

抄云、「將射斬」とにて、斬は殺なり、解云、「萬葉四に、横殺雲、十二に、殺目山など、殺字を、岐流てふ假字に用ひたれば、伊岐流は射殺すなり」、傳云、「伊は、發語にて伐むとなり。契沖云云といへるは、上を弓と見たるより、誤れるひが説なり」比など云れど、此傳説もひが事也。是句より以下猶樹の事としては、御詞悉く合すなるを、いかに心得てにかあらん。又此句も、弓と云よりつゞきたれば、伊は射なる事、いと定かなるをや。又抄、解等に、射斬とせるも、ことそぎたる、見ざまなり。太刀して人を斬は、殺なれど、弓以て射るを、いかでか斬とはいはん。世に名たる博識等も、窮し迫るときは、如此る強説の多きなり。後學の者よく心せよかし。

○許々呂波母閉杼は、心者雖思なり。○伊斗良牟登は、將射捕となり。斗流とは、殺す事をも兼たれど、生捕も取にて、取靡け、取從へともいひ、又鷹が鳥を取、猫が鼠を取、なども云如く、凡ては其物を、我が手に納を云。日代宮段に、倭建命、云云、西方有熊曾建二人、是不伏无禮人等故、取其人等而遣、また取伊服岐能山之神、幸行、萬葉六に、千萬の軍なりとも言擧せず取而可來男常曾念、とある類も、皆是なり。

されば、抄、解に、殺す事也と云るは、さても有べきを、傳に、伊は發語にて、かの生立る檀木を伐取んと、思へどもと云なり、と云るは、ますくわろし。木を伐取る事を、伊斗流とはいかでか云べき。○許々呂波母閉杼上注。○母登幣波は、本邊者なり。次句を合するに、是より下は、君と妹との事を

詔なるに、上の梓弓、檀弓と發し給へる語どもの縁に、君を本、妹を末とは詔ふなり。然か分てば、詞の文も自然そはりて、歌ふ調べも宜くなれる故に、本末を以て調べたる、古歌に多かり。繼體紀歌に云、いくみたけよ竹、もとべをば、琴につくり、すゑべをば、笛につくり云云、萬葉十三に、三諸者、人之守山、本邊者、馬醉木花開、末邊方棹花開、などのたぐひなり。○岐美袁滲母比傳は、君思出なり。君とは、御父應神天皇を指せ給ふなり。大御父在ば、假令吾等に叛き給ふとも、殺せとまでは所念まじきをと、云ほどの事をおもほし出て、たゆたひ給ふなり。萬葉十七に、吉美乎念出、多母登保里伎奴、二十に、伊幣乎於毛比滲、なども見ゆ。○須惠幣波は、末方者なり。信に君と妹とを、本末にわかち給はんには、父君は本、妻命は末なり。此處にして、豫て如此詔はんとて、二本の樹より我が御手の弓には、いひ移させ給ひしなり。心をつけて味はふべし。傳に、本の方を伐らんとすれは云云、末の方を伐らんとすれは云云といはんが如しと云るは、いとものどほし。

○伊毛袁滲母比傳は、妹思出なり。抄云、大山守皇子の同母妹に、大原皇女、澁田皇女あり。此皇女だちを勞り賜へるか、若は、此二人皇女の肉を、太子の妃とし賜へる歟と云る、信に然か聞えたり。此一柱は御妃なりし故に、其女王の御嘆を思し出て、御心を痛め給ふさま、次々の句に見れたり。○伊良那那久は、苛痛と云ことにて、苛雨と、心肝を刺が如く、痛々しくおもほしめすを云。伊良とは和名抄に、苛和名伊良、小草生刺也、字鏡に、雨木芒、木乃伊良々、など見えたる是也。又是に據に、栗子苛と云も、久利乃伊良を訛れる也。此等の苛雨を、心に移して、今俗の言にも、いらくんと心を刺るゝやうなりとも、いらく刺るゝやうに苦しとも云めると、同じ意なり。其を那那久と云は、寒く暑くを、寒那久、暑那久と云とく、久を延て、那久と云なれば、那那久は那久也。其那久は多久にて、痛の伊

の略れるにぞある。那と多とは、甚親しき音にて、常に多く通はし云るは、萬葉に「いたいき」を、伊奈陀伎、「身もたらしらず」を、身毛棚不知、「事は直知」を、事は棚知、「棚曇」を登能具母理能も奈行の事なりといひ又「隔つ」を、閉那留「花すゝき」を波多薄とよめる類猶多かるべし。又「和那那」と、和和多多と、書紀に、竊賊を、フルヒワダクとも、フルヒワナク共訓たり。「宇那流」と、宇多久と越前郷名「小名」を、乎駄と訓、又漢音に、那、奈、難、男、の類を、吳音に、那奈難男と、唱るたぐひも多かり。されば此痛の意を、那久と云るは、此伊良那久のみならず「おきろなく」、「心もとなく」、「かたじけなく」、「荒けなく」、「しどけなく」、「ゆくりなく」、「冥加なく」の類、凡て無の意として解がたき那久は、悉く其那を多に轉じて得べし。是守部が若かる間に發明して、古人の解がてにせし語ともを、何ほど解得たるも知がたし。故はやく鐘響卷中に、一わたり理りおきつ。萬葉十七に、可奈之家口、許己爾思出、伊良奈家久、曾許爾念出、奈氣久蘇良、夜濱家久奈久爾、云云とあるも、右にて明かになれり。

抄に、「しをれて、稜もなくなるを云歟、又無苛の意か」傳云、「師も、苛無にて、利心もなしと云に同じといはれつる、まことに物の哀れて、心の打しをれたるにて、萬葉に、思ひしなえ、又心もしぬなどあると、同じさまにやあらん云云」、解も、此趣、其他の説も、皆那那久を無くとも見る外をしらざれば、彼和名抄、又物語書の、「いらなくなる云云」、「いらゝきたる物とも服たる」と云事は、うるさきばかり引たれど、猶解よしのあらずなりて、いたくなやめるさまなる、うち見るも心ぐるしげなり。

○曾許爾滲母比傳は、其爾思出なり。古くは、其を曾許、是を許々と云れば、如此云て、其を思ひ出

と云意なり。○加那志那久は、悲けくにて、是も悲くと云を延たるなり。○許々爾滲母比傳は、之を思出なり。今も漢籍のよみくせに、是以を、コレヲモテとはよまずして、コ、ヲモテとよむる。古語の遺れる也。さて此處は、其も、是も同意なるを、伊良那那久と、加那志那久とを分て、二に詔はんとて、言を換て會許、許々とは詔へるなり。故細に分て云ときは、會許と指給へるは、上の君に當り、許々と指給へるは、妹に當るなり。○伊岐良受會久流は、不射放ぞ歸るにて、岐良受は、不放の意、久流は歸る意也。此句即初に、伊岐良牟登こゝろは思へどと、云起し給へる句の結なり。其處に、いひつる如く、射んと思して、弓につがひ給ひし矢を、彼本末おほし出る事どもに就て、得放ち給はず、其まゝ歸り給ひし也。此皇子、凡て如此る御心おきてに、ましくつれば、既に皇太子に坐て、御位の遺勅も、蒙り給ひながら、三年訖御位を譲り給ひ、終に兄王に超じとて、自死給ひき。今はの御際に至りても、御女弟の八田皇女の御事を、御遺言等ありて、例し罕なる賢君にぞおはしましたしける。仰ぐべし、貴ぶべし。さて久流と云て、還ることなるは、既に云つる、去と往と來との例の如し。此は此段の、記上文に、其山之上、張繩垣立帷幕此字治若郎子の、其日の軍營なり。とある處へ、引取せ給ふを云なり。○阿豆佐由美麻由美は、また一篇の首尾なり。一首の中にも、主たる事を、再び歌ひ返して、調べを整へ、あはれを深からしむる、上代の雅びなる事、既にもたびくひき。

○一首總ての意は、此宇治川の渡出に、梓も生、檀も植るが、其名に負る弓を、手握持て、すはやとて、出立ぬ。われから悪き心を持て、流れ給へる兄王なれば、此矢刺て、立向ふ吾手の弓を射放て取らんとは心には思へども、上は大御父の御魂をおもひ出、下はその弟なる、妹命が愁傷をおもひ出、痛ましく

悲しかれば、目のまへにくしとは見るく、射んとしては、それをおもひ出、又射んとしては、これをおもひ出で、つひに得射放すを歸る。人は女々しと見なんかとなり。此御歌や、あはれに悲しきのみならず、對句、聯疊のほど拍子、美をつくし、善をつくして、記紀中の秀吟、三五首の外には出べからずとぞおぼゆる。紀には、三句、和多利涅珥、十四句、曾虛珥於望比、十六句、虚々珥於望臂とあり。

高津宮朝三十首

書紀二十首、記二十二首、内同歌有二十二首

記曰、大雀命坐難波之高津宮治天下也、云云、爾天皇聞看吉備海部直之女名黒日賣、其容姿端正、喚上而使也、然畏其大后之嫉、逃下本國、天皇坐高臺、望瞻其黒日賣之船出浮海、以歌曰、

難波は、下の歌に出。高津は、地の高き故に云には非ず、御代々々の天皇の、御船津なる故に、崇之て、御津とも、大津とも云ほどにて、上代より榮えたる地なる故に、高津とは稱へし也。神代紀に、天高市、また倭高市など云も、皆都會を稱へたる名也。今の俗言にも、人だかいといひ、又虫がたかると云、此古語の遺れるなり。傳釋に、難波の地形は、今も、大坂より南へ、住吉のあたりまで長くつゞきたる岸ありて、高ければ、高津とはいひし也と云るは、ひが事也。彼地は、すべて低き地にして、高津と云許の地はなし。吉備海部直は、何の末か、未詳、此段は、上の應神天皇、吉備の兄媛の國に罷るを、大隅宮より、其船を望てよみましくと、あやしきまで似て、本一ことを、二に傳へたるにはあらじかとも思へど、父の名も、媛の名も、歌の句々も、皆たがひたるをみれば、一事とは云かたし。似たる事の二たびありしなるべし。

淤岐幣邇波、袁夫泥都羅々玖、久漏邪岐能、摩佐豆古和藝一
毛、玖邇幣玖陀良瀨。

○淤岐幣邇波は、於澳方者なり。○袁夫泥都羅々玖は、小舟連久なり。連なり渡るを、都羅々玖と云は、枕にするを、麻久良具、蔓にするを、加豆良具と云と、同格の活用也。萬葉十五に、小船乘、都良々爾宇家里、十九に、小船都良奈米、など見ゆ。此句、一本には、袁夫泥都羅之玖とあり。都羅之玖は、連敷也。是もあしからじ。○久漏邪岐能は、黒崎之なり。今備中國、小田郡に、黒崎と云地あり。其處なるべし。此句、今本、文漏邪夜能とあれど、文は、久を誤りたるよし、傳説に隨ふ。また夜は、一本に岐とあるよし。寫本の校合に據つ。○摩佐豆古和藝毛は、黒日賣之名の下へ、吾妹とそへ給へるなるべし。黒崎之と云より、つゞきたれば、摩佐豆古は、日賣の告名なる事しるし。萬葉十二に、足千根乃、母之召名乎、まをさめど、路ゆく人を、誰と知てか、また告名者名告、母者雖知、などよめる、親夫の呼己が告名也。名義は、摩は眞にて稱辭、佐豆古は授子にて、記上卷、八上比賣者如先期美刀阿多波志都とある、與と同意と聞ゆ。

傳に、萬葉の照左豆、また、手兒名等を引て、其類ひにもいひ、又きにづらふ兒を、約めていへるにやとも云、又豆は、豆字を誤れるにて、豆古ならんか、豆古は照子と贊たる稱なり、などいはれたれど、上は地名よりつゞき、下は吾妹と受たれば、然るたぐひの言がらは、皆似氣なし。又抄には、上句を誤字のまゝに、諸精と説なして、此句を眞鋤津子とせられたる類は、今取計るにたらず。
○玖邇幣玖陀良瀨は、國方下らすなり。今世の人は、國爾とやうに云と、幣は經の義なれば、經て行

限りは、野へ、山へ、西へ、東へ、都へ、鄙へ、筑紫へ、吾妻へと様に云例なり。今も俗言には、皆然云り。爾は、式規則の約りなりければ、貴賤、高低、自他、上下、左右に、亘して云語なり。此格、萬葉集まではいと正しく、一も違はざりけるに、古今集より、一二つ違ひそめて、やうく混ひ來にたれど、さすがに古歌には、其差別ありて、今の如くは猥りならざりき。其は「神に」「君に」と云て、「神へ」「君へ」とはいはず。「殿に」「おまへに」といひて「殿へ」「おまへへ」とはいはず。「君がもとに」「我がかたに」と云て「君がもとへ」「我が方へ」とは、いはぬ類ひ也。かゝる物いひも、よくわいだめおくべきわざぞかし。

○一首の意は、難波の沖べに、いつよりも小舟の多く連なれるは、吉備の黒崎、其名眞授子吾妹が、今本郷へ下りいますよとなり。此御歌、一首のうへに、別のをしき意を述給はぬ、前後の文と合せて思ふに、御側に侍坐、大后に憚給ひてのわざと見えたり。されば只如此のみ詔ひて、御心のうちに、あかす悲しく所念意を、忍ばせ給へる御體悞の、却に深かりけむほど、思ひやり奉るべし。猶さてありてだに、皇后の心には、嫉かりけん、次文に、故大后聞是之御歌大忿、遣入於大浦道下而、自步追去とあり。此は談辭なるべけれども、引つゞけて、然かしも記したるは、偏に右の意を、しらせんとてなり。さるを、昔より、かゝる筋に、心を入れて見る人の、絶て無かりつるは、上代を侮る心のありし故ぞかし。
於是天皇戀其黒日賣欺大后、曰欲見淡道嶋而、幸行之時、坐淡道嶋遙望歌曰、
上には、忍び給ひつれども、終に得忍びあへ給はざりしほど、相合て見つべし。さて此大御歌、坐淡

道嶋とはあれど、其嶋に幸行船路にして、よみましと也。歌毎に、かやうについての違へる、記紀の常なり。

淤志豆流夜那爾波能佐岐用伊傳多知豆和賀久邇美禮二
婆阿波志摩淤能碁呂志摩阿遲摩佐能志麻母美由佐氣
都志摩母美由。

○淤志豆流夜は、難波と云ん枕詞也。つゞけの意は、冠辭考に、神武紀の、會ニ有奔潮太急とある文に依て、鬘立浪急之崎の意也と云るに、姑く従ふべし。立るを月流と云は、級立るを科照と云と同じ。楓落葉に、押照和庭の意ならんとあれど、冠辭考には劣るべし。○那爾波能佐岐用は、自難波之崎にて、難波之崎爾の意也。従と云て、爾の意なる事既に云つ。さて上代に、難波崎と云しは、難波御津の内海を、凡て難波之崎とぞ云けん。下御歌に、なにはの崎のならひ濱とよみませるも、實は、應神天皇のあはぢ嶋、いや二並び、あづき嶋、いや二並びとよみまし、嶋々に就て詔へるなるをはじめ、これかれ、廣くいひなせるが多かり。今世にも、伊豆御前など云る、其嶋までは、五六十里もある際を云る、何れの御崎も大かた此でりなるべし。されば此も、淡路嶋近きあたりまでも、難波の前とは詔ふ也。

○伊傳多知豆は、出立而なり。天皇高津宮より、於難波之崎出立せ給へるを云。傳に、此二句を心得かねて、難波の崎より出立とは、坐淡路嶋とあるに叶はず。又舟出して、海路におもむくを、出立といはんも似つかしからず。故思ふに、出立而の上に、二句脱たるなるべし。

試にいはい、那爾波能佐岐用、伊和多理は、阿波邇能志麻用、伊傳多知豆、など云さまにぞありけん。とあれど、常に旅立と云立は、海路にも亘る語なれば、舟路にても、出立と云べきはもとよりなり。鶴河立、なども云るをや。坐淡道嶋とあるに叶はずと云る、殊に拘泥るひが心也。上の宇遲王御歌も、掛三田其骨之時歌とあれど、其御歌は、大山守王のいまだ沈没給はぬほどに、よませ給ふなるなどをいかに心得たるにかあらん。又二句脱たりと云れど、此御歌全くに傳へて脱字なし。殊に試に云る句どもを加へては、御歌の意を、いたく損すべし。是は彼翁にも似合ぬひが事ともなるぞかし。

○和賀久邇美禮婆は、朕之國見者にて、朕今國見爲者と云意也。朕國と、つゞきたる御言にはあらず。朕と、姑く切て心得べし。國見とは、恒に高山などに登て、彼此を見はらすは、即郷原を見わたすなれば云て、何處にまれ、たゞ眺望するを云習へるまゝに、此には海上眺望をも然か詔ふ也。○阿波志摩は、淡嶋なり。萬葉三に、武庫浦乎、榜轉小舟、粟嶋矣、背爾見乍、乏小舟、四に、淡路乎過、粟嶋乎、背爾見管云云、七に、粟嶋爾、許枳將渡等思頼、赤石門浪、未佐和來、など見えたり。仙覺抄に、讚岐國屋嶋北去、百歩許有嶋、名曰阿波嶋。かゝれば淡路嶋の西北の方に在と云も、違はざる歟。傳云る、ある説に、中昔歌に、明石かたゑしまとよめる嶋也と云説は、おぼつかなし。繪嶋は、行囊抄に、「室ノ沖、南ノ海中、三里ニ在一嶋ニテ、東北ノ方ヲ、家嶋と云、南を繪嶋と云」とあれば也。萬葉には、伊間嶋を急語に唱へて、然か訛しなるべし。中昔後は、假字の定りもあらざればなり。○游能碁呂志摩は、碁馭廬嶋なり。私記云、今見在淡路嶋西南角、小嶋是也、云俗猶存其名也とあり。此説正しかるべし。行囊抄にも「碁馭廬嶋ハ、淡路島ノ、兵庫ニ向ヒタル所ニ在」と云り。口訣に、在淡路西北隅、小嶋とあるを、或

人云、淡路の西北は播磨灘にて、小嶋一もなしと云り。○阿遲摩佐能、志麻母美由は、檳榔之嶋所見なり、此木の、多く生たるより、名に負しなるべし。但阿遲麻佐に、檳榔字は、當りがたしと云り。薩摩人曾榮が、國史草木考云、記に、檳榔を阿知万佐、順抄、輔仁本草も同訓なり。檳榔島と、記によみたるは、正しく檳榔にはあらじ。澹齋云、檳榔は、味あるものなれば、味勝の義ならんかと云り。榮按に、檳榔島は、日向國にありて、今は、其字音を呼て、ピラウシマと云也。予往つ年に、其島に往けるに、蒲葵てふ物、おのづから多に生たり。是をばやくより、檳榔と思ひ混ひて、其字を填めたり。按に味勝の説は、いたくひがごと也。アチマサと云名、神武紀に見えて、檳榔の字は、後世にあてたる也。且檳榔は、皇國になし。アチマサは、蒲葵の名なりければ、字を改て然からん。又云、桃花葉葉に、檳榔毛興と書たり。此ピラウゲてふものは、古へより、日向國檳榔島に産せる、蒲葵葉なり。今も猶進御の用となりぬ。又其嶋の邊、志布志と云る地にて造れる、蒲葵園房をも、今にピラウチハと云り。續紀實龜八年、渤海使加附檳榔扇と云るも、此間に云蒲葵なるべし。さて藥葉に云る、檳榔毛は、まさしく蒲葵なるを、檳榔とせしは、はやく蒲葵のおふる嶋を、訛て檳榔島と云し也。其は古へ、蒲葵てふもの、いまだつばらならざりしかば、檳榔と思ひまがへたる也。式に、「檳榔馬蓑としるしたるも、また蒲葵なるべし」と云り。今按に、此説の如く、檳榔字は、後の填字なるべくぞおほしき。かくて此阿遲麻佐嶋は、物にもをさく載されば、在所慥かならざれど、淡路嶋の産とて出す、蒲葵葉ありと聞て、ゆかしきまゝに、其を驚く大坂人に、よく問せたるに、彼嶋の近ほとりに小島あり、一嶋蒲葵のみ生たり。其島は、人普くしらされは、淡路島よりとは申す也と云り。即其嶋なるべし。○佐氣都志摩母美由」此

島も、淡路島遠からぬ處なるべけれど、今何れを云か、詳ならず。いとくちをしき事也。彼海上渡海に馴たらんに、よく問て定むべし。さて此嶋々は、先帝の大御歌に譲て、並ぶとは詔はざれど、右四の嶋々の、各相並びたるを羨て、黒日賣が別れを嘆かせ給ふ也。されば二の美由の下に、其餘情を含めて聞べし。其を御歌に、顯はし給はざりしは、彼皇后の嫉妬を憚らせ給ひてなりけり。即前文に、於是天皇戀其黒日賣云云、と書たるに合せて、冥意を深く味はふべし。味ひ得て見れば、是もいと妙なる大御歌にぞ有ける。

然るに傳云、「此大御哥は、たゞ見波しのけしきのみにて、黒日賣を所思したる意なきはいかゞ、これは、別に、淡路に幸し、時のにやあらん云云」と云りしは、いと淺はかなる見さまぞかし。かゝる事を、猥に云ちらして、世の人を目なし、耳なしになすにぞある。御哥のため、國史の爲も、面ぶせならぬかは。慎むべし、かしこむべし。

○一篇の意は、實は、黒日賣が跡を慕ひて、難波の前に出たち、眺望と准へて見わたすに、其船は、はや見えなくなりて、跡にのこれる嶋々よ、粟嶋、檳榔嶋も、並びて見ゆ。羨しきかな。磯馭鷹嶋、佐氣都嶋も、並びて見ゆ。羨しき事かな。言には其と出さねど、思ふ人に別れて、一人残れる身の、さびしさ悲しさは、先帝の御歌によそへて、聞知人は、聞わけて、思ひやれとなり。さればこそ、遂にしのみび不得て、吉備國まで跡追及せ給ひたれ。次の前文と合せて、此意をよく悟りつべし。

乃自其嶋傳而、幸行吉備國爾黒日賣、令大坐其國之山方地而、獻天御飯於是爲煮大御

羹採其地之菘菜時、天皇到坐其嬪子之採菘處、曰、

自其嶋云云。按に淡路嶋は、たゞ大后を欺き給ふのみにて、實は此時難波前より、黒日賣のあと追慕ひて、吉備國へ行幸しならん。山方は歌に出、大御羹は、和名抄に、羹和名阿豆毛乃、萬葉十六に、水葱乃煮物、などあり。熱きを好として用ふるより出たる名也。毛乃は、和名抄に、蒸、茹、炙、煮、鹽なども見ゆ。今も吸物、煮物、香物などをはじめ、物を附て云こと、いとおほかり。

夜麻賀多邇麻那流阿袁那母岐備比登々等母邇斯都米

婆多怒斯久母阿流迦

○夜麻賀多邇は、於山縣にて、其國の山邊の御料の島なり。前文に、令大坐とあるも、天皇の御事なれば、地も多かれど、御料の地に坐せ奉りし也。後に其地の名となれるも、御料の縣のありし故也。

縣の事は、八千矛神御歌の下に云つ。○麻那流阿袁那母は、所蔭菘菜もなり。阿袁那は、今も蔭おきて、朝夕の菜に用る是也。其名も蔭小菜賣と云俚言に遺れり。○岐備比登々は、與吉備人なり。黒日賣を指給ふ。さて吾妹子などは詔はずして、吉備人ときこしつるは、吉備に幸て、うら安く交ひ給ふを、喜しと所思行故なり。結句に合せて承るべし。○等母邇斯都米婆は、共に採者にて、斯は助辭也。

○多怒斯久母阿流迦は、樂くもある故にて、樂しくは、喜しく、愉ろきなり。
○一首の意は、山縣に蔭有蔕を、摘ばかりのわざも、此吉備に來て、思ふ妹とつめば、誰嫉妬の人もなく、うしろ安くたのしきよと也。

天皇上幸之時、黒日賣獻御歌曰、

夜麻登幣邇爾斯布岐阿宜且玖毛婆那禮曾岐袁理登母、
和禮和須禮米夜。

上幸は、京へ還り上坐を云。此哥は、天皇の深き御心さしを、かたじけなみてよめるなり。

○夜麻登幣邇は、倭方爾なれど、國名を指るには非ず、皇都方と云意なり。故此御代の都は難波なれど、神武天皇御世より、御代々々帝都を倭と稱し習へる故に、如此はよめるなり。萬葉集中にても、都を指て、凡て倭と云り。○爾斯布岐阿宜且は、西吹上而なり。傳に、西風吹令散而と釋して、爾斯は、西風、東は、日向風の意也と云れど、過たり。萬葉十八に、南吹、雪消益而、射水河、ともよみたる如く、吹と云に、風用の用あれば、西ふく、南ふく、北ふくなど云習へるなり。今世の言にも、然か云り。また阿宜と云も、濁音の宜を書たれば、令散而と、云にはあらず、又散を、阿と許も云べからず。其理りもいかにぞや。○玖毛婆那禮は、雲離なり。吉備國は西、難波は東なりければ、西風の倭方へ、雲を吹上而と云て、次句を述べたための序なり。もしくは、倭方にと云るに、天皇の京へ還上坐こころをもそへたるか、其意まではあらざる歟。○曾岐袁理登母は、雖放離居なり。曾岐は、後曾久、遠曾久など云、曾久にて、退離るゝを云。此二句の意は、天皇還上幸て、今より京と吉備國とに、遠放り居ともと云るにて、上よりの序の連きの意は、風に吹れて雲の遠ぞく如くにとなり。萬葉十五に、久毛婆那禮、等保伎久爾能とある、是は青雲の放るよしにて、此とは少し異なり。○和禮和須禮米夜は、吾將忘

乎なり。此夜は、いはゆる反語にて、吾忘奉らんやは、ゆめく忘れ奉らじと云なり。
 ○一首の意は、倭のかたへ、西風の吹上もてゆく雲の如く、今天皇を京へやりて、吉備にひとり離れ居とも、此深き御志の、忝さ有がたさを忘れ奉らんやはとなり。丹後國風土記に、水江浦瀬子が遇たりし、神女歌に、「夜麻等幣爾、加是布企阿義天、久母婆奈禮、所企遠理等母與、和遠和須良須奈」とあるは、今を移して、語り傳へたる也。相合せて右の意を悟る便りになる方はあるべし。是にも二句、阿義天と、濁音を用ひたり。四句の與もじ、記にも本は有けんか。

又歌曰、
 夜麻登弊邇、由玖波多賀都麻、許母理豆能志多用波閉都
 都、由久波多賀都麻。

○初句上の如し。○由玖波多賀都麻は、往者誰夫也。誰夫と云に、其夫と齋く、后等をいたく羨み奉る意あり。其事は結句に合せ云べし。○許母理豆能は、隠水之にて、表は、其とも知れずして、物の下落の水を云。次句の序也。○志多用波閉都々々は、從下延乍なり。下は、忍びてものするをいひ、延は往來を云て、此句は天皇、大后の御妬を憚給ひて、顯には得幸さず、欺き隠して來坐て、密に聘し給ふを云なり。萬葉十に、隱沼、從裏戀者、九に、隱沼乃下延置而とある、此下延は、忍びて心をかよはすを云。此外此に似たるつゞけ、萬葉に多かり。○由久波多賀都麻は、如此再び返し云るは、黒日賣の心に、われはたゞ懼憚りて、副奉る事だにも得爲ぬを、いかなる幸福人か、かゝる君を、誰憚り朝夕夫と齋き

て仕奉れらんと、深く羨みて也。故一たびにては、事の不足ねば再び返せるなり。

然るに傳に、「此に誰夫と、おほめき云るは、大后を憚りたまひて御思すまゝにも、得ものし給はで、いそぎ還り坐を、あはれと思ひ奉れる意也」と云るはいみじきひが事也。おほめき云語と心得たるは、凡て誰某と云詞を、聞しらずやあらん。萬葉九に、往者誰妻、また二十に、愛伎多我都麻、催馬樂に名のりを爲つ、ゆくは誰子ぞ、などの類は、皆羨む詞なるをや。此外舊説は、抄解なども、凡て解得ざるぞいぶかしき。

○一首の意は、倭べにと、あかず還り往坐君は、あはれたが夫と齋く君ぞ、羨き事かな。下に忍びて、かく遙々來坐ほどの、御なさけの深き此君に、妾は得仕へもはず、あかすも離別れ奉るを、いかなる幸福人か、都にして夫といつきかしづくらんが、返すくも羨しとなり。いとことわりなる、歌どもにぞ有ける。

稜威言別卷之六

高津宮朝下

紀云、十六年秋七月戊寅朔、天皇以宮人桑田玖賀媛、示近習舍人等、曰朕欲愛是婦女、
苦皇后之妬不能合以、經多年、何徒棄中其盛年乎、歌曰、

宮人は、女官の名也。職員令に、婦人仕官者、總號曰宮人、とありて、義解に、内侍以下十二女司
是也と見ゆ。桑田は、丹波國郡名、郷名に見ゆ。舍人は、後世の武家の近習小性の如く、御側に奉仕
ば、近侍舍人とも、左右舍人とも云り。名義は、殿居の意なるべし。さて此御歌は、皇后の妬を憚り
居給ふうちに、玖賀媛のさた過なんを勞し惜しみ賜ひて、近く侍ふ人に賜はんとて問かけさせ給ふ
なり。凡て片歌と云ものは人に物を問きくとき、其言を三句に調ふるのみ也。故其語、多くは平言の
まゝなるなり。

瀾能會虛赴於瀾能鳥苔咩鳥多例椰始灘播務。

○瀾能會虛赴、於瀾能鳥苔咩鳥、水底經、臣嬖子乎なり。下の天智紀に、飲瀾能古、萬葉三に、臣
之壯子、などある類の稱也。古くは男女共に、仕官せる人を臣某と云り。次に引、雄略記番にみなそとくおみの
もよみ、連けの意は、水中を經かよふ、魚と云意なるを、於に云係たるは、宇乎の約於なれば也。世に、和行
たり。

り分れたれば、反切は、原の阿行を用て、夜和二行は、通ひ難しと云れど、然のみ
も云がたし。五百津の、由都と約るも、夜行なる類ひ、古語に多かるをいかにせん。和行の袁は、宇於の二音の、拗れら
んも既に五十音となりて後は、其由縁無くは有べからず。又其由縁なくて、此御代などに、よむべきに
あらず。言の意は、上代の歌を證としてこそ解べきものなれ。

抄には「於瀾の於と、阿と通ずれば、阿瀾と云鳥名なりといひ」冠辭考には「水の底を、經かよふ魚
てふを、麻績の麻にいひうけ給へり。淤字は、泓の誤なりといひ」傳には「魚は宇袁なるを、淤と云
は、上の會々久の、久の韻字にて、長く引て詠へば、久字於となる。其字於は、袁と切まれば、おの
づから魚と聞ゆるなり」と云る、其運び追々に宜くなれども、久の韻と云るも、未甘なひがたし。
其は、彼朝倉宮段の歌こそ、美那會々久、淤美能袁登賣と、久より連けたれ、今此段などは、瀾能會
虚赴と、赴よりつゞきたるものをや。猶此語のみにはあらず、上の韻を云説は、つけそへごととぞ聞
えたる。此外、解に、於瀾は、多肉魚なり、と云るなども、異さまにて得うべなはず。此餘は、朝倉
宮段に云べし。

○多例椰始灘播務は、誰將養にて誰吾妻として、養ひ得させんと問はせ給ふなり。此御句、誰妻
とせんとは詔はずして、養はんとしも詔ふは、永く撫育の料を賜らんの、御慮坐が故なるべし。

於是播磨國造祖速待、獨進之歌曰、

瀾箇始報破利摩破椰磨智、以播區椰輸、加之古俱等望阿七

例椰始儼破務

○瀾箇始報ハシホは、三日潮なり。私記に、三日之潮其流急速、故欲讀早待之發語、置此言一乎、とあるは難もなし。此後種々に云なせる説どもは、皆た闡推也。斯る事の上は、其實地に入らずては、違ふこと有なんとて、年來渡海の古老に問定むと思ひわたりしに、門人上總國、來更津海村、齋藤昌麻呂通稱源助がり、問に遣つるに、云おこせけらく「潮の満干の事、朔日、十六日が大潮の極と申、十日、廿五日を小潮の限りと申。其小潮の極、十一日より、若潮口とも、俚言にヒ、テ潮とも云。初潮とも申ぬ。其より十二日を、二日潮と申、十三日を、三日潮とぞ申なる。十四日より、誠の大潮になり、十六日を極にて、十七八日より又やうく衰へ侍ぬ。廿日頃より、又小潮と申、廿五日を、小潮の極と申。廿六日より、又若潮となり、廿七日を、二日潮、廿八日を、三日潮とぞ申侍る。廿九日、晦日、朔日が大潮の極と申、二日、三日、四日より、おひく衰へ、六日比より、十日までを、小潮の極と申ぬ。されば十一日より、十五日迄は日々潮丈の増る央なるあり、十三日を、三日潮と申て、満干急速く、少も猶豫侍らぬなり。又廿六日より朔日迄の間にては、廿八日が、彼潮丈の増る央なる故に、此日も三日潮と申て、其急速ゆるみなき事、十三日と同じ事に侍り、さるゆゑに、吾郷の諺に、大杯の酒を速に飲干者を、三日潮の乾が如しと申すことの侍るなり。此は其乾るばかりの事には侍らず、満干ともに、速かなるを以て、昔より申諺にはべるなり。但東海と、西海とは、満干の時刻は、反對する處もあれど、右の大潮、小潮、三日潮等の日限におきては四海一つに侍るなり云云」と申、おこしき。是海幸人の言ことなれば、聊も違ひあらじ。今これに據て考るに、此枕詞は、播磨より速待までに係る也。破利とは、桶瓶等に水を湛るを、水

を、破流といへば、即潮の湛満て、又速に乾るよし也。かゝれば、初に引私記説は違はざりけれど、たゞ三日之潮とのみ云て、其三日は十三日、廿八日の、急速潮を云といふ釋を爲ざりし故に、世々の學者、月の三日潮を云と心得て、異説の多かりしなりけり。

抄に「鹽鹽、播磨とつゞけたる歟。昔播磨より、堅鹽の、大にかたまれるを、出しよりして、かくはつゞけたるにや」冠辭考云、「語を隔て、速きと、つゞけし物ともきこえず三日潮發とつゞけしにもあらん。今もあるごと、公望が比にも、三日の潮の、急きといへれば、三日の潮は、いと上津代よりも名ある事なりけん。且萬の物のおこるを、發といへば、潮のおこるにも、然か云べきなり云々」解云「嚴潮也。美加と伊伽と相通ふ云々。播磨國は、わきて沙路の早ければ、速待の、速の言までかけたる發語なり」傳の、美迦てふ言の注云「嚴しき潮の、速きと云つゞけなり。三日潮の説、ひが事なり」とあれば、是も解説と、專同じむねなり。

○破利摩破椰磨智ハハヤハヤは、播磨速待にて、速待は、人の名なり。解に、速待と云名に、はやくより此命を待をると云意をふくめたりとあり。今按に、下の口持臣、紐子の類は、其事に就て、然か名て語り傳へたりとして、難もなけれど、是は歌に出たれば、若此命を速に待たるに就て、然か名けたるものとする時は、此歌、後の作りごとと成ぬべし。但前文に、獨進云云とあるも、其意を聞せんとななるべければ、此はあひにあひて、本より速待と云し名に、右の意を兼たるにこそ。○以播區椰輸ヒハクヤは、令君崩ミコノにて、巖を崩し落さしむる悚恐さを、畏れ多き方に移して、次句の枕詞とせしなり。抄また、冠辭考等に、輪の抄また、冠辭考等に、輪のからず。解に、岩ほ崩すが如き、嚴潮と云に、つゞけしならんと云るは、いみじき非なり。瀾箇始報は速待と云迄に係る枕詞にこそあれ。いかで此句までにかゝるべき。さては三四句のつゞけ、不用になれるをや。○加之古俱等望カシコクは、

雖^レ畏^レなり。天皇の娶むと、御念^ハたる嬪子を賤き身の妻にせんは、恐れ多かれどの意なり。○阿例^ハ始^ニ雖^レ破^ル務^ハは、我將^レ養^ハなり。
 ○一首の意は、天皇の聚んと所念^ハ見て、既に宮姫の列に加へさせ賜ふ嬪子を、妻にせんは、令^ハ岩崩^バばかり畏^レこかれど、おのれ播磨^ハ速待^ハ、はやくより、大御慮^ヲを安め奉らんと待つれば、命の隨^ハ、養^ハひ侍らんと也。左文に、即日、以^テ致^シ賀^シ媛^ヲ賜^フ速待^トとあり。

二十二年春正月、天皇語^ニ皇后^ト曰^ク納^メ八田^ノ皇女^ヲ將^シ爲^シ妃^ト時^ニ皇后^ハ不^レ聽^ク爰^ニ天皇^ハ歌^ヒ以^テ於^テ皇后^ト曰^ク八田^ノ皇女^ハ、上に出たる矢河^ノ枝比賣^ノ命の生給ひし御子にて、此天皇の御位の初より、皇后に定りつる事、宇迦^ノ皇太子の、御遺言^ヲ條に見えたり。然るに今年まで後^ニ來^リしは、石之目^ノ賣^ノ命の、嫉妬^ヲに憚りてなりけり。此事、下の、八田^ノ皇后の御哥^ヲ條に云べし。さて此より、以下の御唱和は、即^チ嬪會^ノ、物に見えそめたる始也。

于^ウ麿^ノ臂^ニ若^ク能^ク多^ク菟^ノ屢^ク虚^ク等^ク太^ク且^ク于^ウ瑳^ノ由^ノ豆^ノ流^ク多^ク曳^ク磨^ク菟^ノ餓^ク務^クハ
 珥^ニ奈^ノ羅^ノ倍^ク且^ク毛^ノ餓^ク望^ク。

○干^ノ麿^ノ臂^ノ者^ハ能^クは、淑人之なり。下賤^ノ者^ハ、僞^モ云^フと、淑人君子は、僞^ハせじとの御心にて詔^ス也。此語、上の神功段にも出たれば、其處に云り。抄に物部の意也と云るは、たがひたり。○多^ク菟^ノ屢^ク虚^ク等^ク太^ク且^ク于^ウ瑳^ノ由^ノ豆^ノ流^ク多^ク曳^ク磨^ク菟^ノ餓^ク務^クハ、所^レ立^テ立^テ言^ハ立^テなり。萬葉十八に「可^ハ弊^ノ里^ノ見^レ波^ハ、勢^ハ自^レ等^ノ許^ト等^ト太^ク且^ク」また「人^ノ祖^ノ乃^ハ、立^テ流^テ辭^テ立^テ、人^ノ子^ノ者^ハ、祖^ノ名^ハ不^レ絶^ク」また「世^ノ人^ノ能^ク、

多^ク都^ノ流^ク許^ク等^ク太^ク且^ク」などあるを合せ考るに、企^テ誓^フ言^ハするにて、誓^ヲ立^テると云立^テの如し。今世の賤者^ノの言に、男^ノ立^テ、また立^テ引^クするなど云立^テも、是也。伊勢物語下卷に、正月^ナれば、事^ト立^テとあるは、改^テものするを云也。されば此時、石之比賣^ノ命の心にては、八田^ノ皇女を納^メ給^ハは、皇女を太后^ニに立^テて、自^レを見^レ棄^ル給^ハはんと、思^ヒ拒^ミ給^ハふなりければ、天皇誓^フ言^ハ立^テて、いな見^レ棄^ルはせじ、たゞ二人並^テて云々と、次へつゞく也。

抄に「物部の道を立^テる者は、其用意ある如く、天子の妃嬪あるは、道の常なる故に、かくは詔^ヘリ云々」、解に、「皇后の立^テ給^ハふ處は、立^テといふ意にて、漢籍論語に、夫^レ仁^者己^レ欲^シ立^テ立^テ人^トとある、立^テにおなじ」と云る共にひが事なり。

○干^ノ瑳^ノ由^ノ豆^ノ流^クは、備^ノ弦^ナなり。弓^ノ弦^ノの絶^ルん時の、掛替^ニて、備^ノ置^ノ弦^ヲを云。神功紀に、各^ノ備^ノ弦^ヲ藏^シ于^テ髮^ニ中^ニ、且^ク佩^リ木^ノ刀^ヲ云々、斷^リ弦^ヲ、爰^ニ武^ノ内^ノ宿^ノ禰^ノ、令^シ三^ノ軍^ヲ出^テ備^ノ弦^ヲ更^ニ張^リ、以^テ佩^リ眞^ノ刀^ヲ度^レ何^ノ進^ノ之^ヲ云々、記^シ仲^ノ哀^ノ段^ニ、爾^レ自^レ項^ノ髮^ヲ中^ニ探^リ出^テ設^テ弦^ヲ一名^ニ云^フ字^ハ更^ニ張^リ追^テ擊^ク云々とある、是也。名^義は藏^シ弦^ノの略ならんと云り。猶あるべし。○多^ク曳^ク磨^ク菟^ノ餓^ク務^ク珥^ハは、絶^ル間^ヲ將^シ繼^グになり。此二句は、御誓^フにて、弦^ヲの斷^ルたる時、備^ノ弦^ヲを以^テて、其絶^ル間^ヲを續^ク如^ク、后^ノのまうのぼり給^ハはぬ時、床^ヲを空しくし給^ハはじとなり。○奈^ノ羅^ノ倍^ク且^ク毛^ノ餓^ク望^クは、並^テ而^シ毛^ノ冀^クにて、二人を並^テ置^マはし、と乞^ヒ給^ハふなり。毛^ノ餓^ク望^クは、後^ノのものがなにて、願^フふ詞なる故に、萬葉に欲^ス得^ル、願^フ、冀^スなど書り。
 ○一首の意は、貴人^ノの言立^テして云からは、汝^ヲを見^レ棄^ルる事はせじ。たとへば弓^ノ弦^ノの斷^ルたる時、備^ノ弦^ヲを以^テて、其絶^ル間^ヲを續^ク如^ク、汝^ノの居^ル給^ハはぬほどの、絶^ル間^ヲ繼^グのみの事なれば、いかで二人、並^テてよかしくなり。

時にとりていとおもしろき御誓なり。

皇后答歌曰

虚呂望虚會、赴多弊茂豫者、瑳用廼虚烏那羅倍務者、瀾破、
箇志古者呂箇茂。

○虚呂望虚會、赴多弊茂豫者」は、衣こそ、二重も宜也。後の哥ならば、豫氣禮と云べき處なれど、古くは着とも結べり。天智紀に、阿喻學會播、施麻倍母曳岐、萬葉十一に、已妻許增、常目頼次吉、また、最今社、戀者爲便無寸、など結びたるが如し。此二句、かく衣にたとへ給ふは、二妻持を、世に古那美、宇波那理と云、其古那美も宇波那理も、衣に比て云語なりければ、衣こそ重ねてきるもよけれ、二妻並ては云々と、次へ續くなり。此事神武天皇御歌の條に云き。○瑳用廼虚烏」は、眞夜床乎なり。瑳は、例の眞の意の言、夜床とは、夜の寢所の床を云。萬葉にも、夜床毛荒良牟、夜床加多左理、など多くよめり。○那羅倍務者瀾破」は、將並君者にて、妻一人の、夜床を並べむとする君は、となり。○箇志古者呂箇茂」は、恐呂哉にて、呂は助辭なり。下にも多く、萬葉にも多かり。さて此箇志古者は、常に云とは別にて、つれなく、おそろしき御心のよしに申せるなり。
○一首の意は、世に本よりの妻を着馴女、後の妻を上重女と、服に比て云めるが、衣こそ、二重襲て着もよからめ、二妻床を並べて、寐んと詔ふ君は、つくづくおそろしき御心ぞとなり。

天皇又歌曰、
於辭且屢那珥破能瑳者能、那羅弭破莽、那羅陪務者、虚層、
會能古破阿利鷄梅。

○初二句、上の應神天皇の御歌に出。○那羅珥破莽」は、並濱なり。思ふに、彼浦前に、然る地名のあるにはあらざるべし。上の應神大御歌に、阿波施辭摩、異椰敷多那羅珥、阿豆枳辭摩、異椰敷多那羅珥、云々とよませ給ふ嶋等を、濱とは詔ふなるべし。既に黒日賣をおひ慕はせ給ひし時の、大御歌にも、其嶋々をよませたまひて、其時は、並ぶと云言は、一首の中に合給ふなどに合せて、しられたり。
抄に「並濱、地名なり。此御歌の外に聞えぬは、後に名のかはりけるにや、解云「難波の濱の、舊名と知られたり。彼地の古圖を見るに、西の濱邊に、ひめ嶋、何くれと、嶋々相並べり」と云れど、此那羅珥破莽とよませ給ひし御句、地名ならんには、彼國の風土記に、泄すべきにあらず。又萬葉等にも、見えぬべきものなるに、世々の哥どもにも、絶て見えざる以て、地名ならぬ事を知べし。
○那羅陪務者虚層」は、將並とこそにて、並べむとてこそその意也。○會能古破阿利鷄梅」は、彼見者將レ在にて、會能は、彼の意なり。兒は、八田皇女を指給ふなり。阿利鷄梅とは、彼御位を譲り賜ひし、菟道太子の御遺言の時より納べきを、今既に、身のさだ過るまで納されば、速並ぶべきものなるにと、彼皇女の、恨てあらんが、心くるしと詔ふなり。
抄に「天の成せる淑女は、后と並べよとの、事にこそありけめとなり」解に「吾並ぶるならんこと

そ、其兒はおもいてありけめと、いふ意と聞ゆ」など云るは、此御哥の意を、よく解ざるなり。

皇后答歌曰、

那菟務始能臂務始能虚呂望赴多弊者且箇區瀾夜儂瀾二
破阿珥豫區望阿羅孺。
今本利

○那菟務始能、臂務始能虚呂望」此二句、先注ともに、夏虫之、燭蛾衣と註して、其虫は飛蛾也。夏夜燈に入て身を亡す故に、火虫と云か。其翼の、美しく、透通れるを、夏の薄衣によそへ給へるにて、萬葉四に、秋津羽之袖、とよめる類也と云る、さる事歟。少し疑はしきは、寧樂朝の頃こそあれ、此御代の頃ほひ、蟬翼など云ことあるべしともおもはれず。又燭蛾とも、飛蛾とも云虫は、翼の美しき物にもあらず。又其を火虫と云微もなし。記少名毘古那神段に、鵝皮とあるを、宣長此御哥に據て、しひてヒムシノカワと訓れるに合するに、鵝字は、鵝を誤れるなれば、サキノカハと訓べし。按に、蠶も、夏の虫なれば、如此云て、蠶を指給ふにはあらざるか。即三代集中に、飛蛾をも、螿をも、夏虫とよみたる同例也。さて和名抄に、説文云、蛾蠶化ニ飛虫也、和名、比々流、字鏡に、蛾、螿也、蟻也、安利比々留とある、此比々流と合するに、蠶をも、經虫と云しなるべし。經糸作繭を以て也。比々流と云も、經糸のち、子をひりつくる故に、云名と聞ゆ。猶よく考ふべし。○赴多弊者且は、二重着而にて、二妻重ね給ふ、比譬なり。○箇區瀾夜儂瀾」此句、最難義なり。抄云「未詳、もし區と古と通ずれば、闌八人者か、昔は、后宮の侍女四人とありて、二方の侍女

なれば、八人圍邊せばとにや」解云「圍彌足者にて、圍は、即蠶の繭をいひ、その内に、蛾を着たるを、彌足とはいふなるべし」など云る、此解の説は、何の事とも聞きわきがたし。抄の説も、猶いかにぞや。假令后の侍女、四人づゝあればとて、八人して、圍ふべくもあらず。又本より侍女等の、拘はるべき事がらにもあらざるをや。余も、此一句には、いたく窮して、未考へと云程の事もあらざれど、せめての試をいはい、箇區瀾は、圍にて、下に而を加て聞べし。さて儂の濁言は、杼に通ひ、利は、私記近世壺井氏校合本にもに、褰衣一重着てぬるこそ、心安けれ、何の事改て、繭の衣取復ねぬるが、よきわざならんと云なり。猶よく考へてよ。○阿珥豫區望阿羅孺」は、豈能毛不有なり。阿珥は、阿々と云阿の歎息と、何と云言と、一に重れる詞なれば、俗に、何として、どうなど云、何の如し。されば此も、何のよき事あらんの意なり。萬葉四に「八百日往、濱之沙毛、吾戀二、豈不益歟、奥嶋守」これも、阿々何してか、益らんの意なり。此外も准ふべし。

○一首の意は、むつまじく組寐るには、褰の衣、一重着てぬるこそしたしけれ。事改て、繭の衣を二重かさねて、煩はしく圍みつゝ夜床寝するが、何のよき事ならんとなり。是も二重着てと云に、二妻をよそへ給へる、上に准へて心すべし。

天皇又歌曰、

阿佐豆磨能、避箇能烏瑳箇烏箇多那耆珥、瀾致喻區茂能 三

茂多愚臂互序豫枳

○阿佐豆腐能」は、朝妻之なり。此地名、近江國、坂田郡にもあれど、此は其には非ず。大和國、葛上郡にて、姓氏録に、大和朝津間腋上地と見え、萬葉十に大和國地名をよめる歌中に「今朝去而、あすは來なん」と云なかに「旦妻山爾、霞たなびく」また「子らが名に、かけのよろしき、朝妻之、かた山ぎしに、霞たなびく」とよめる地なり。○避簡能鳥寢簡鳥」は、比介小坂乎なり。大和志に、朝妻山路曰「比介小坂」と云るは、據あるか。いかにまれ、皇后御本郷、葛城長江に、行がよひ給ふ、道の間に在て、恒に越煩ひたまふ、坂と聞えたり。天武紀九年九月癸酉朔辛巳、幸于朝嬌、以香大山位以下之馬於長柄杜、云云、記に、葛城長江曹都毘古、神名帳に、葛上郡、長柄神社、などあるを合せて、長柄と長江と、同じ事しるし。解に、避簡能、簡能を、ひがくしと云にて思へば、胡妻山の片、○簡多那耆耳、は片泣爾なり、允恭紀、輕太子御歌にも、簡多離企貳、和餓離句菟摩、とあり。此片は、片思、片戀などの片にて、人と共に泣にはあらで、獨泣を云なり。相手を、敵と云も、此片なり。此は嶮しき坂道に、後の獨苦みたどりて、恒に泣つゝ通ひ坐を詔ふ也。泣は泣計りと心得べし。

抄云「妻を置て行人の、獨うち泣つゝ越るなり」解云「片無爾にて、朝妻山の片山岸なるを、即かたへなきにと、いひつゞけて、皇后の相手もなく、たゞひとり宮中におはさんは、ひがくしきわざぞと詔へる意歟。又片無にの下に、皇女をゆるし給はぬは、ひがくしき御心ぞ、といふ意を、合め給へるか、よく可考」と云る、共にいまだし。記傳の引書中に云る説も、かなひがたかり。

○瀾致諭區茂能茂」は、道行者毛にて、者にてもの意なり。○多愚臂互序豫枳」は、偶而會善なり。萬

葉四に「草まくら、たびゆく君を、めづらしみ、副而會來、しかの濱邊に」多愚布とは、相副具するを云。

○一首の意は、后のをりく、本郷へ通ひ給ふにも、彼朝妻の、比介小坂の、嶮しき坂路を苦しみて、たゞ獨片泣に、泣つゝいままさんよりは、假令道行人にても、道連ありて、偶ひたらんこそよからめ。其如くにて、八田皇女と、相副ひてものし給はゞ、不樂時、悲しきをりの、かたらひ朋に宜らんをとなり。諸注皆此意を得ず。

かくて此唱和末に、皇后遂謂不聽故、默之亦不答言」とあり。

三十年秋九月乙卯朔乙丑、皇后遊行紀伊國、到熊野岬、即取其處之御綱葉、而還、於是日天皇伺皇后不在、而娶入田皇女、納於宮中、時皇后到、難波濟、聞天皇合、八田皇女、而大恨之、則其所採御綱葉投於海、而不着岸、故時人號散葉之海、曰「葉濟」也、爰天皇不知皇后忿、不着岸、親幸大津、待皇后之船、而歌曰、

御綱葉は、葉末三岐にて、角の如くなれば、三角の意なり。葉厚して潤澤あり。常葉なり。十一月新嘗、また常にも、酒を盛に用ひられき。造酒司式、また、大神宮儀式帳等に見ゆ。萬葉釋に委出。難波の柏濟は、西成郡、今野里村と云處也。既景行紀に見ゆ。かゝる地名の故事を云る、おぼつかなき事多なり。記には、御綱柏者、悉投棄於海、故號其地謂御津前也とあり。されど、御津と云名は、此に大津とあると同くて、天皇大御津と云ことを、互に一字づゝ省きて云る名なる事、上に云し

が如し。是と合せて、其談辭なる事を知べし。さて此段は、皇后忿坐て、船を着給はずとも知しめさず、天皇御自御津の岸に幸行て、速く着よと、催し給ひて、よみませる大御歌なり。

那珥波臂苔、湏儒赴泥苔、羅齊許辭那豆瀾、曾能赴尼苔羅
齊於朋瀾赴泥苔禮

○那珥波臂苔は、難波人なり。○湏儒赴泥苔羅齊は、鈴船令執なり。私記曰、鈴船以鈴飾船也。或曰、鈴船懸驛路鈴船也とあり。今按に、既收令に、水驛置船と見えれば、驛路の馬と同じく、官船には鈴を付られしなるべし。行平卿歌に、鈴舟をよせくる波に、驚て、湏磨の上野に、きゝす鳴なり。さて苔羅齊は、令執と、下知する言なり。○許辭那豆瀾は、腰惱にて、腰に至まで、物にふみ入瀆るを云。上の倭建命段に「うみが往ば、許斯那豆牟」と云條に既に、謂つれど、心また「淺茅はら、許斯那豆牟」萬葉十三に「夏草乎、腰爾榮積」十九に「ふる雪を、腰爾奈都美氏」などあり。是に准へて、此も、腰まで水に入て、御舟の綱を執て引寄よと、詔ふなるを知べし。○曾能赴尼苔羅齊は、其船令執なり。○於朋瀾赴泥苔禮は、大御船令執なり。難波人に對ての御詞なれば、後の船を、大御船とは詔ふなり。さて如此幾回も、くり返し詔ふは、此時、皇后更に船を返して、山城川より、御本郷の、葛城に往むとし給ひて、綱手を引争ふをりからなればなり。事の切なるとき、其事のくり返し、いはるゝは今の平言も專おなじ。

○一首の意は、難波人よ、はやく其鈴船の、綱を執てひけ。腰まで水に入瀆りて、その返らんとする船

を、引とゞめよ。やよ大御船の、綱手をととりて岸に引よせよとなり。御心いらちて、詔ふ時の御詞どもぞ。萬葉十三に忍照、難波乃堵爾、引登、赤曾朋舟、曾朋舟爾、綱取繫、引豆良比、有雙難爲、曰豆良實、有雙難爲、とあるは、戀の歌ながら、此御時の狀を思ひて、作れる序なるべし。信に此時のありさま、此萬葉の歌にて、目に見ゆるやうにぞある。赤曾朋舟も、官船の色にて云にて、鈴舟におなじ。

時、皇后不泊于大津、更引之、泝江、自山背廻而向倭、明日天皇遣舍人鳥山、令還皇后、乃歌之曰、

泝江は、次御歌に、椰莽之呂餓波鳥、箇破能朋利とあれば、堀江より、淀川に入坐て、上りますを云なり。自山背廻而、向倭は、淀川より、山城に廻りて、倭に向給ふを云。自と云て、爾の意也。明日云々は、天皇の御心には、猶きりとも、今夜の内には、還り來なんとおもほしつるに、翌日になりて、いよく山背に幸つときこしめして、驚き給ひて、舍人して追はしめ給ふよしなり。

夜莽之呂珥、伊辭鷄若利夜莽、伊辭鷄之鷄、阿餓茂赴菟磨
珥、伊辭枳阿波牟伽茂

○夜莽之呂珥は、山城爾にて、皇后の、幸し道也。○伊辭鷄若利夜莽は、伊及鳥山にて、伊は發語、次のニツの鳥山は、舍人の名なり。及は、追及にて、俗言に追附と云意也。恒に、不知、又しくものぞなきなど云志、伊も同じ。久も、其物に及び、近づく意の詞にて、此と同、雄略紀にぬば玉の、甲斐の黒駒、驚着せば、伊志柯羅阿羅磨志、かひのくるこま、萬葉一に「おく

れるて、戀つゝあらずば、追及武、道のくまみに、しめゆへわがせ」などあり。此は御本郷の倭國へ、未到り坐ぬ間に、山城國の内にして、追及奉れとの意也。○伊辭鷄之鷄」は、及け及けなり。此御句にて、いかでと急ぎ所思看御心、甚切に聞ゆ。○阿餓茂赴菟磨耳」は、吾思妻爾也。○伊辭枳阿波牟伽茂」は、將及遇敷にて、茂は歎息也。解に、將遇敷也と注。如此詔へるに、若得追及ざらんかと、危み思ほせる御心こもれり。例のくり返し、詔ひ重ね給へるも、いかでとおぼす御心の切なる故なり。さて此使の名を鳥山と云るは、恒に御使を、足速に仕へける故に、然か名に負へりし也。此度も、其俊足を撰みて、此使を任給ひしにぞある。下の允恭段の歌にも、天とぶ、鳥も使ぞとありて、凡て上代の御使の名に、鳥を以て稱へたるが多かる、此故ぞかし。既云、舟名に、鳥を以て稱へたるが多かるも、其心はへ相おなじ。

○一首の意は、速く急ぎて、山城の國の内にて、追及べよ鳥山、大和の本郷へ到りなば、歸りにくくなりぬべし。いかで道の間に、伊及伊及、今は船も遠く行過ぬべければ、よく追付あへんや、心もとなしとなり。

此御歌記には、天皇聞看大后自山代上幸而、使舍人名謂鳥山人、送御歌曰とて、次二首を隔て、下に出たり。然れども、贈り給ひし御歌にはあらず。例の人所を謬れる也。三句、伊辭伊斯那、四句、阿賀波斯豆摩邇とあり。波斯豆摩は、愛妻也。此はあしからず。

皇后不還、猶行之至山背河、而歌曰、

皇后不還は、還る御心なくての意也。鳥山が追及て、申せどもの意にはあらず。さて至山背河と

あれど、此はいまだ其日のほどの事にて、淀川にての御哥なるよし、歌の條に云べし。

菟藝泥赴、椰莽之呂餓波烏、箇破能朋利、澆餓能朋例磨、箇一五
波區莽耳、多知瑳介踰屢、毛々多羅孺、椰素麼能紀破、於朋
耆瀾呂介茂。

○菟藝泥赴」は、繼苗生の約れるにて、山代と係る枕詞也。繼苗とは、山の樹を伐取たる跡に、又繼て植る苗を云。生は、毎の淺生、蓬生、などの如し。さて其苗樹を生ずる地を、山代と云しは、田に云、苗代と同意也。萬葉に、開木代と書しも、此義を以て也。是は本、香取魚彦考へ出たるを、宣長、記傳に悉く説り。冠辭考に、次樹經、解に、續丹生の意と。○椰莽之呂餓波烏」は、山背河乎なり。山城風土記云、賀茂建角身命云云、至山城國岡田之賀茂、隨山代河下坐、葛野河與賀茂河所會至坐と云り。依之、淀より上にて、木津川と同流也。今の木津川は、古への泉川也。されど、其は、上の相樂郡の邊にての名にして、山代川と云は、其下の、綴喜郡、久世郡などを經る間の、名とぞおぼしき。

然れども、其水源は異なるが、落合て同流となれるにや。行囊抄南遊一に「草内ノ追分ヨリ、和州ニ赴ク街道ニ、江津村、左ニ在。菱田村、右ニ在。川アリ、步渡小川也。稻妻川、或泉川、下柏村、右ニアリ」また「恭仁都、泉川ノ側云云、甄原ノツマキナリ」と見え、また南遊二に「木津渡、此川、水源伊州界ヨリ出テ、笠置邊ヲ流レ、此渡ニ至リ、淀大橋ノ下ヲスギ、大坂川口、又神崎川ニ分流シテ、大津ニ入、六河也。此所ニテハ木津川ト云、賀茂ノ渡ノ邊ニテハ、コヅ川ト云、笠置ノ邊、少シ川上ニ

テ、川船ノ往來アリ。昔ハ、此渡ヲ、狛渡ト云キ。今ハ木津ノワタシト云也。榮花物語應徳三年、春日ノ祭ノ條ニ、此川ヲ渡ルコト見ユ、歌文トモニ凡テコツ川ト云リ。サレバ後ノ稱ヘニハ非ズ云云」また木津下云「自三玉水一到于此、一里半、大路村ト云」とありて、此地に泉橋寺と云、律宗の古院あれば、泉川と同流ながら、最初の水源は、別のやうにぞおもはる。

○箇破能朋利」は、川上なり。川を御舟にて、浜坐を詔へり。此箇破は、直に山背川を指て詔ふにはあらず、淀川の下つ方を詔ふなり。淀川を上りて、山背川を吾來ればとつゞく意なり。次御歌の瀾椰能朋利の處と合せ考ふべし。○澆餓能朋例磨」は、吾上者にて、吾上るとて見ればと、合て聞べし。○箇波區莽珥」は、河隈爾なり。區莽とは、隠かなる處を云。川にては、折廻て、跡を見隠す處を云。萬葉一に、道隈、伊積流萬代爾、また、吾行河乃、川隈之、八十阿不落、萬段、顧爲乍、などある、皆同じ。○多知瑳介踰屨」は、立所榮なり。樹は殖りて、繁り榮ゆる物なれば云。○毛々多羅孺」は、百不足にて、八十とも五十とも、云つゞくる枕詞なり。神代紀に、百不足八十隈、萬葉三に、百不足八十隈路に、また一に、百不足五十日太爾作、十三に、百不足五十槻枝丹、などあり。此は椰素てふ語を、八十の意に借て、連け給へる也。○椰素麼能紀破」此木は、はじめの、神武大御歌に、多知曾婆能云云、とあると、同じ木なるべし。彼木は、幹にも枝にも、箭に似たる皮の、四方に屬る故に、箭素麼とは詔ひたらん。今世に錦木ともいひて、葉の美しき限りなりければ、天皇によそへ給へるなるべし。委くは神武段に出。卷第二の最。○於朋耆瀾呂介茂」は、大君等歟なり。呂は助辭とは云もの、等の通音なるべし。介は、疑の歟也。是を諸注ともに、哉と釋せれど、今立放れて、陰にては哉とは云かたし。其連きも、椰素麼能

紀破とある、此破もじの係りをよく味ふべし。

○一首の意は、嫉きまゝに背き來て、山城川へと、川上りに、吾上りつゝ見れば、いと戀まざる心より、堤の隈に、立さかゆる箭楓榎木も、大君歟と見ゆるよとなり。是眞實の人情にて、妬きばかりに、其君をおほす御心より、心いられに、ふと背き來給へども、ありしより勝に、戀しき増りて、御面影の御目のあたりを立離れぬ御心持にて、かくは詔ひしなり。若今世の人ならましかば、如此る時からは、憎げなる事いひなましを、古への人情は、かくこそ有けめ。彼伊邪那美命、いたく忿坐ける時にも、愛我那勢命、爲如此者とやうに、詔ひしを始め、凡中古の末までの書に、夫婦離別の後も、其人を惡さまに云なせる事、をさく見えず。いはんや君臣の間をや。是も皇國の美事に、そなへつべき一ぞかし。然るに抄に「八田皇女とおほすを、妬み忿りて、帝を、河隈の楓榎の木に諭へて、憤りを漏し給ふ也」と云、また解に「そばの木、實なき如く、眞實なき大王ぞと、天皇を恨奉り給ふなり」などいはれしは、後のいやしき人情を以て、しひたるなり。もしさる意ならんには「立さかゆる、やそばの木は」など、稱へ云べきにあらず。又次の照います、などあるたゞ言は、いかにかとかん。歌の意もむげにきゝ知ぬ邪説どもなり。又傳注も叶ひがたし。其事は、次歌の條に云べし。

記云、於是大后大恨怒、云云、引避其御船、浜於堀江、隨河而、上幸山代、此時歌曰、此は上と同じ度にして、御歌も、同じ歌の傳への異りつるにやと、思ふやうなれど、其物も換りて、凡十句ばかりのたがひあれば、本より別歌と見ゆ。されば、彼山城川へと、浜り坐道のついで、見

る物につけてよみ給へる御歌どもを、書紀古事記五に一首づつ、傳へたるものとすべし。即上なるは、箭楓椽木を、見そなはしたるの御歌、此は椿を見そなはしたる時の御歌なり。

都藝泥布夜麻志呂賀波袁迦波能煩理和賀能煩禮婆、
迦波能倍邇淤斐陀豆流佐斯夫袁佐斯夫能紀斯賀斯多
邇淤斐陀豆流波毘呂由都麻都婆岐斯賀波那能互理伊
麻斯芝賀波能比呂理伊麻須波淤富岐美呂迦母。

○初四句は、皆上注に出。初句の夜は、押照とも、押照也とも云類にて、有も無も同じ事也。○迦波能倍邇は、河之邊なり。○淤斐陀豆流は、生立有にて、植であるを云。○佐斯夫袁は、鳥草樹乎にて、袁は、余と云むが如し。和名抄に、楊氏漢語抄云、鳥草樹、乃紀と有。抄云「此木今山里人は、させばの木と云。枿に似て、小き實なり。熟すれば、紫の黒みたるやうにて、童などは、取て食ふとぞ承る云云」傳云「或人鳥草樹は、今俗に、さしぶの木とも、しゃくぶの木とも云り」今按に、此等の説大かた違はず。東國の田里には、大がたさせばと云り。枿の種類なり。○佐斯夫能紀は、上に、鳥草樹よと呼出て、重ねて句を成なり。此例上にも出て、其處に云り。○斯賀斯多邇は、其之下爾なり。是も上の應神大御歌、之餓阿摩離とある條に云り。○淤斐陀豆流」上なるに同じ。○波毘呂由都麻都婆岐は、葉廣五百箇葉椽なり。葉廣とは、一葉のうへの廣きを云にはあらず、一樹の枝葉の繁り廣されるを云る也。

玉垣宮段に、葉廣熊白樹とあるも同じ。
熊は組にて、伊久美竹など云。椽も、白樹も然云ばかり、葉の廣き種

類もなく、此のつゞけも、一葉のうへにては協ひがたかり。由都は五百都の約れるなれば、記に、湯津石村とあるを、紀に、五百箇磐村と書たり。此を世に、反切の法に非ずなど云めれど、湯津椽も、五百津と、枝の繁き謂ひ、湯津爪椽も、五百津と、齒の繁き謂ひ、此の湯津葉椽も、五百箇如此る五百は、何れと云意也。と、葉の繁きを云る、此類を、總合せて知べし。麻と婆と通ふは恒にて、今更云までもあらざるべし。

傳に、五百箇真椽と、注せるはたがへり。眞の意にはあらず。次に、鳥草樹は、さしも高くなる樹にあらざるに、椽の其下に生立るとは、鳥草樹は、川岸のやゝ高き處にありて、其下の方の、低き處にある椽なるよしかと云る、是はさもあるべし。

○斯賀波那能は、其之花之なり。此は、椽を指り。○互理伊麻斯は、照坐しなり。萬葉十八に「等許余物能、已能多知婆奈能、伊夜豆里爾、和期大皇波、伊麻毛見流其登」これと合するに、椽は、花の赤く咲、椽は、實の色つけるを以て、照と云なるべし。又其のみにあらず、椽は、艶葉木と名に負て、葉の艶光あり。椽も、又葉に光りあれば、赤き花實の、葉の艶に映するよしにもあるべし。他木に照とよみたる見えねば也。○芝賀波能は、其之葉之なり。○比呂理伊麻須波」は、廣り坐者なり。即彼五百千と、枝葉の繁れる如く、廣く寬に坐々を云也。是に於て、一葉の廣きに於ては不叶。下の朝倉宮朝歌に、生立る、葉廣ゆつま椽、そが葉の、ひろいまし、その花の、照います、高ひかる、日の御子に云云。○淤富岐美呂迦母」は、大皇等賦にて、上註の如し。

○一首の意は、山背川へと、川上りに、吾上り来る船よりみれば、川の邊に烏草樹植り。其下の方に、枝葉のおひ繁れる、五百箇葉椿生立り。其花の、照れるを見ても、其葉の廣れるを見ても、御面影の立そひて君かとぞ見ゆる。今其そこに、照いまし廣りいますは、もし大君等歟となり。

抄其他の釋、むげに解得ず。傳に「御歌の、總ての意は、川邊に生立る椿の、照り榮えたるを御觀して、今も吾大君は、彼椿の花の如く、照坐し、彼葉の如く寛り坐すかや、と詔へる也。伊麻瀨波の、波を、湓宮岐美の下に屬け、結の迦母を、伊麻瀨の下に、互に入替て心得べし」と云るは、舊説のたぐひにはあらざれど、未解得ざる處ある故に然かむつかしく云紛らせるなり。上代の歌に、入替て聞するたぐひのさかしらあることなし。

紀曰、即越那羅山望葛城歌之曰、

此山は、山城相樂郡より、倭添上郡、奈良へ越る道にて、いはゆる奈良坂也。記には、即自山代廻到三坐那良山口一歌曰、とあれど、紀の如く、那良山を越て、葛城を見やりて、よみ賜ふとするかた勝れり。葛城は皇后の御本郷なる故なり。

菟藝泥赴椰莽之呂餓波烏瀾椰能朋利和餓能朋例麼阿二七
烏珥豫辭憊羅烏輸疑烏陀且哆菟夜莽苔烏輸疑和餓瀾
餓朋辭區珥波箇豆羅紀多伽瀾椰和藝弊能阿多利

○初二句、上注に出。○瀾椰能朋利」此句、昔より難しとすれば、諸註を引て云べし。抄云「宮上なり。萬葉五に、宇知比佐受、宮弊能煩留等とあり。箇城宮を、作り坐むと思召せばかく詔へり」抄説解云「水脉派也。みを、今般人の言に、みよと云り。よとやと、通ふ音なれば、みやとも云なるべし」以上傳云「宮上りにて、難波宮を避過て、派り賜ふを詔へり。されば此は宮上り、山代川を吾上ればと、句を序でて心得べし。契沖が云云といへるは叶はず。宮作らんと思食ばとて、其宮未造り給はぬに、いかで宮上りとは詔ふべき。且、此言は、宮を上と云意にこそあれ、宮へ上と云意には取がたし。又師説は、美夜は、水脉也と云れど、其もいかゞ」傳説など云り。上の抄已下の説等は、此傳に辨へたれば、今は傳説を辨ふべし。山背川より、難波宮へと上り給はんにこそ、宮上りとも詔はめ、此は、難波宮には背けて、倭方へと上り幸すをば、いかでか宮上とは詔ふべき。此説は、抄に超て、いみじき非なり。今按に、此宮は、難波宮にもあらず、箇城宮にもあらず、十句目の箇豆羅紀多伽瀾椰の、瀾椰てふ地名を指て詔ひたる也。其は此皇后の、御本郷なるからに、平日本家に幸すに、高宮の高を省きて、宮とのみ詔ひ馴たる故にぞある。常に云ことは、自然に省る事、今世にて、尾張國熱田宮宿をも、たゞ宮とのみいひ、下野國宇都宮宿をも、たゞ宮とのみ云、近江の高宮をも、其あたりにては、たゞ宮とのみも云が如し。○和餓能朋例麼」は、吾上者にて、此も上なるとおなじ。○阿烏珥豫辭」は、青土よしにて、此は奈良と云ん枕辭也。其青は軽く見べし。たゞ土を平均と係れるなるを、五言の句に爲んとて、添たる語也。其は、天地玄黄と、云るやりに、土には、赤き、白、此大地の色を、打まかせて云ときは、青きに因たる故に、軽くそへたるなり。豫は、呼出す言、辭は助辭也。かく見るときは、萬葉五に、久夜斯可母、可久斯良摩

世婆、阿乎爾與斯、久奴知許等其等、美世摩斯母乃乎、とよみたるも、土より國と係たるなれば、疑もあらぬにや。此枕詞に限りて、諸註甚しく長かれば、其は、萬葉の釋に引て、此には省きつ。○籬羅烏輪疑」は、奈良乎過なり。○烏陀豆哆菟」は、小楯立なり。今本、烏陀豆とのみあれど、私記に、烏陀豆哆菟、師説、小楯立也、倭國之山、如立小楯也、とあるに據て補ひつ。即倭國體の、楯を立並べたる狀に、山の周れるを詔ふ枕詞也。○夜莽苦烏輪疑」は、倭乎過なり。此は、高市郡、輕の明宮地を、指給へるなるべし。古くは、倭國の内にて、皇都を指て、取分夜莽苦と云る例多かり。既に出て、其處に云つ。○和俄瀾俄朋辭區珥波」は、吾欲見國者なり。瀾俄朋辭とは、見まく欲しの、麻を略き、久を賀に轉して云る也。下にも出、萬葉にも多き語也。區珥は、春日國、泊瀾國などの國にて、高宮を指給へる也。○箇豆羅紀多伽瀾那」は、葛城高宮也。是皇極紀に、蘇我大臣蝦夷、立言祖廟於葛城高宮とある地なり。○和藝弊能阿多利」は、吾家之當なり。如此詔ふは、此後の御父は、葛城襲津彦大臣にませば、葛城は、本御郷にて、其家高宮にあればなり。斯て此御歌の意、前文の望葛城とあるに依るときは、山背河より、高宮へと、宮上りに吾が上り來て、此奈良坂より見たせば、吾行見まほしき本郷は、まだ此處より、奈良地を過ぎ、倭都を過て、遙か彼方なる、葛城の高宮なるぞと云意と聞ゆるやうなり。又下の武烈段なる、影媛歌に「石上、古を過、薦枕、高橋過、物多に、大宅過、春日、春日を過、爪こもる、小佐保を過、玉けには、いひさへ盛、玉もひに、水さへもり、泣そほちゆくも、影媛あはれ、萬葉十三にも、此體の歌、二三首あるを合せ考るに何れも事の切なる時、行道の勞を云る、上代の一體と見えたり。其等と更に合するに今此御歌もたゞ見わたし給ふのみにはあらずて、其、

一篇の意は、繼苗生、山代川をば、高宮へと、宮上りに吾上り來て、青土よし奈良坂過、小楯立倭の比介小坂を過て、いたづき惱み來しも、如此るとき、何處をかちからとせん。只吾速く往見まほしきは、葛城高宮、吾家のあたりぞと、二の坂を越てのち、其勞を述給ふ歌と見む歟。見む人、よく考へ定めてよ。かくて次文に、更還山背興宮室於筒城岡南而居之、とあり。此は一二年過て後の事を、記せるなり。

記云、天皇聞看大后自山代上幸而、又續遣丸邇臣口子而歌曰、

自山代一は、例の於山城一の意也。丸邇臣も、已に出、口子は、的臣祖、口持臣、一云、和珥臣祖、口子、臣とあり。此は舍人鳥山が後に、再遣はし給ふ御使也。此大御歌を、口授し給ふまゝに、口に持て、御許に参りし故に、名に負たるを、後に其名を以て、語り傳へたるなり。

美母呂能、曾能多迦紀那流、意富韋古賀波良、意富韋古賀一八
波良邇阿流、岐毛牟加布、許々呂表陀邇迦阿比淤母波受
阿良牟。

○美母呂能」は、御諸之にて、此は葛上郡なる、御室山を指給へる也。即行囊抄「南遊卷六云、追分宮戸村ノ入口ニ在、自是左ノ巷ニ入ハ、五所町ニ至ル路也、右ハ、葛城路、金剛山ノ路也、三室山村、五所町へ出ル方ノ路也、右、富戸村、是ハ葛城山、並金剛山越ノ路也、豊田村、葛城大明神、神皇正統記ヲ引テ云ク大物

主之子、都波八重事代主神、今葛城鴨神也」とある、此三室山也。右記せる如く、其三室と、五所町の
内なる、豊田村の、大神社と、やゝ遠く離れたるは、其山つゞきの中に、殊に高く茂れる以てなるべし。
其大神は、式に大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社二座、地名神大、月、次相嘗、新嘗とある是也。今按に、舊事紀に、鴨都

あれば、都下に味を脱せるなり。さて此大神、仁壽二年四月、加三從二位、十月加三正近世の人は、三諸は、三輪と飛鳥とに限
二位、貞觀元年正月、授從一位とありて、いと重みせさせ給ふ、神社にぞ坐ける。

るやうに心得たれど、必ずしも然か限るにあらざ。殊に此鴨三諸は、古へより名高く、今猶御室とて隠
れなき所也。然云言義は、鐘の響、神籬條に詳出。合せ考ふべし。○曾能多迦紀那流」は、其高城在な
り。此高城は地名なるべし。大和舊蹟記に、御室山下、御所村の邊までを、古名高城と云とあり。傳に、
上の三諸を、三輪山とし、此高城を、猪鹿を置城也と云れど、神御諸に、然る磯しきわざのあるべきに
非ず。凡て彼釋は、痛く誤れり。其由下に云べし。○意富草古賀波良、意富草古賀波良阿流」此二句は、
例の重ねて、句を爲るにて、在大草古原、と云なり。舊蹟記に、大和國、古岡を引て云、池内御所村
の原を、古名、大井子原と云、輿地通志、大和國第四云、池心宮、池内御所二村間、孝昭天皇都ニ於掖
上ニ是謂池心宮、即此一名大草古原、今日蓬原とある、是也。

然るに傳云「大猪子之腹にて、猪子は、たゞ猪なり云云。波良通阿流は、腹に有るなり。初より此ま
では、次の句の、肝を詔はんための序なり。肝は、人にも何にもある物なるに、猪をしも詔へるは、
猪は屠りて、腹の内をも見る事ある故なり。人の腹内などは、見る事なきものなり。此等を以ても、
古への歌は、何事も、皆實に依れる事を知べし云云。大和志に、葛上郡池心宮、一名、大草古原、今

曰蓬原」と云るは、いみじきみだり言なり。これらみな、おほむこがはらと云が、ふと地名の如く聞
ゆるから、誤れるもの也」と云る、いかなれば、然か大和志を侮りて、いひ貶せるならん。舊蹟記は、
やゝ古き書なるうへに、古岡をさへ引て、云るものをや。されば大和志も、さるよしありて、云るな
らんを、自己の一奇説を、立んために、しひていひ破れるものならん。今其云る旨を按に、うけがひ
難き事、五條あり。其一は、十三句の御歌に、十一句迄、序を置給はん事有べしとも思はれず。其二
は、葛城に坐、大后の御許に申やり給ふ御歌に、城上郡なる、三輪山をよみ給ふ事、何の因あること
ぞや。其三は、猪の腹なる、肝などいはん事、からめきて、上代の心ともおぼえず。其四は「きもむ
かふ」と云語は、本よりの枕詞也。其枕詞へ、いひかけんやうのわざ、古へにあるべしとも思はず。
其五は、猪の事を、大猪子といはん事いかにぞや。此五つを合せ考へて、却て記傳のひが事を、わいだ
むべし。さて彼行囊抄以下の書等に依に、御諸も、高城も、大井子原も、皆皇后の御本郷、高宮に接
る地どもなり。さて猶序ながら、其地の事として、申贈り給へるは、古意にして、ふつに用なき
言を作設けて、云とは同じからざるぞかし。

○岐毛牟加布」は、肝對にて、次の心と云ん意の枕詞なり。肝の伎と、心の許と通相合せて、肝に對ふ
意を考ふべし。説々あれど、さまでもうるさかれば引ず。萬葉の釋に云べし。○許々呂表陀迦」は、
上よりの續きは、彼孝昭天皇大宮所の、池心の地を受給ひて、下へ續く意は、心をだに歟と詔ふにて、
後の御心なり。陀迦は、恒云辭ながら、此は特にちからあり。○阿比游母波受阿良牟」は、不相思將
有なり。如此よみ給ふは、はじめ難波より、鳥山して追はせ給ひしに、還坐ざるのみならず、其御答言

の、甚すげなく、つれなかりつるにつきてなり。
○一首の意は、愛き妻命、つひに葛城に返り給ふとは。君があたりの地もていは、先づ三諸の、高城の下に大井子原あり。其原の内に、心と云地あり。今其本郷に、相放て坐すとも、せめて其地の名の心ばかりだにも、相思ひ給ふべき事なるに、還り坐ぬのみならず、鳥山への返答の、いとすげなくつれなきをみれば、御心だにも、朕を相思ひ賜はずぞあらん。などて然はつらくなり給ふぞと也。

故是口子臣、自此御歌之時、大雨、爾不避其雨、參伏前殿戸一者、違出後戸一者、參伏後殿戸一者、違出前戸一、爾匍匐進赴、跪于庭中、時水潦至腰、其臣服著紅紐、青摺衣、故水潦拂紅紐、青皆變紅色、爾口子臣之妹口日賣、仕奉太后、故是口日賣歌曰、

此口日賣歌に、筒城宮にとあるを見れば、彼時口子臣、葛城高宮に参りつるに、太后逢給はず。幾度参りても、空しく過けるまゝに、筒城宮出来て後、其宮に参上りし也。口日賣てふ名も、兄口子臣と云と同じく、右の天皇大御歌を口に承て、太后に聞え上しより、名に負しなり。此は其兄の、沾しほたれたるが、見るに忍びずて、よめる也。進赴の赴の字は、退の誤りならんと云り。其他の事は、此には省けり。

夜麻志呂能都々紀能美夜邇母能麻袁湏阿賀勢袁美禮
婆那美多具麻志母。

○夜麻志呂能は、山城之。○都々紀能美夜邇は、筒城宮になり。紀に、更還山背興宮室於筒城岡南而居之、とあり。今の綴喜郡也。記に、奴理能美家とせるは、談辭に牽れて誤れる也。凡て記は、此唱和の間の事は、多く誤れり。○母能麻袁湏は、物白なり。即口子臣が、上御歌を歌ひて、聞え上るを云るなり。諸注皆わろし。此口子を、紀に口持臣と云る、是正しかるべし。○阿賀勢袁美禮婆は、吾兄乎見者なり。本書には、阿賀勢能岐美波とあれど紀に隨ひつ。吾兄の、雨に所沾、水潦に所漬て、庭中に恐畏まり居る、艱苦きさまを見ればの意なり。勢は男を指て云稱にて、妻より夫を稱し、妹より兄を稱すは勿論云、崇へこ。○那美多具麻志母は、涙ぐむを延べたるにて、母は歎息也。久牟とは、目に涙を持にて、今も云が如し。其久牟を、具麻志と云は、見牟を見麻志、聞牟を聞麻志と云と同じ。紀曰、皇后謂一國依媛曰何爾泣之、對言今伏庭請謁者妾兄也、沾雨不避猶伏將謁、是以泣悲耳、一時皇后謂之曰告汝兄令速還、吾遂不返焉、口持臣、則返之復奏于天皇、とあり。故天皇つひに、御迎に、行幸由なり。

紀云、十一月甲寅朔庚申、天皇浮江幸山背時、桑枝浜水而流之、天皇視桑枝歌之曰、

此は、度々御使ありて後の事也。次に、乘輿詣于筒城宮とあれば、翌年などの事なるべきを、十一月云とある、紀の年月、凡て信がたし。御歌の趣、其幸す道の程にて、御覽ものにつけて、御思を述給ふ由なり。されど實は、此行幸おぼつかなし。歌の様も、是より以下は、樂府の謠曲にて、初の

八千矛神の、唱和の類なるも知がたし。
 兎怒瑳破赴以破能臂謎餓、飢朋呂伽珥、枳許瑳怒伽茂、于羅愚破能紀、豫屢麻志枳、箇破能區莽愚莽、豫呂朋臂喻玖伽茂、于羅愚破能紀。

○兎怒瑳破赴は、蘿差延にて、磬と云ん枕詞也。古くは、藤葛類の蔓を、都奴とも、都奈とも通はし云ける故に、其奈を、多行に又通はして、都多ツカカツラを、今も都多と云、其等也。とも云て、何れも同じ事也。其中に、巖の上には、蘿薛葛等の、よく延かゝるを云なれば、今言以ていはゞ、蔓差延、岩とかゝる也。差を、瑳とのみ云は、狹經月と云も、差經月の意、高部左渡と云も、差渡を云るが如し。此事既にもいひつ。さて後に、索綱出來てこなたは、蔓名の、綱に轉るにぞある。○以破能臂謎餓は、磬之姫之にて、後の御名也。○飢朋呂伽珥は、大等かにて、平らかにと云んが如し。諸抄わろし。
 萬葉二に「空かそふ、おほつの子らが、あひし目に、おほに見しかば今ぞ悔しき」此初二句のつゞけ又四句の、於保も、此の飢朋呂伽と、本は同言ながら、凡その廿に用ひたり。又六に「ますらをの、行とふ道ぞ、おほろかに、おもひてゆくな、ますらをの友」廿に「あたらしき、きよき家の名ぞ、おほろかに、心おもひて云云」とよめるは、疎かにの意に用ひたり。そもく同言にして、如此大らかな意にも、凡その意にも、疎かの意にも云は、いかにと云に、譬へば、物によりて、あまり勵しきに至たりと思ふ方より、おほろかにせよ、おほにせよと云時は、大らかにせよと云意になるなり。又心し

て、きはやかなれかしとおもふ方より云ときは、凡そにせよと云意になるなり。又此事は、慎みて怠らせじとおもふ方より云ときは、疎かにすなといふ意になるなり。此は、皇后の、あまり烈しく、すげなく物し給へるに對ひて、詔へる處なれば、穩しく、大らかなもきこきぬよとの、意になれる也。

諸註此意を辨へずして、萬葉と一つに説るは、なか／＼に人惑せなり。

○枳許瑳怒伽茂は、不聴駭なり。これに二の意あり。其一は、此下の八田皇女御歌に「意當伎彌斯、與斯登岐許佐婆」萬葉十一に「不知也河、不知二五寸許勢」などある、是は詔ふと云意也。其二は、上の前文に、曰下納八田皇女將爲妃時、皇后不聴とある、是は今世の言にも、承引ぬ事を、不聴と云意也。二の意何れにかあらん。上よりの續き、磬之姫命が、大らかに詔はぬと云ても聞え、又大らかなにも聽入給はぬと、見ても聞ゆるやうなり。昔より始の意につけるが多かり。一本、伽茂とあり、結の句と合するに、是も二段の調なりつれば、其に隨ひつ。○干羅愚波能紀は、末桑之木にて、枝の事なりと云り。枝は即木の末なれば、然云歟。又今世の俚言に、ウロ／＼スルとも、ウロツクとも云、宇呂にても有べし。○豫屢麻志枳は、不可依なり。麻自は、中古こなたの歌には、後拾遺集に、たゞ一首の外は、をさ／＼見えざるを、紀には此外にも

下齊明紀に、伊麻紀能萬智、播磨河原麻自珥と見ゆ。

見え、萬葉などにも見えて、正しき古語なり。○箇破能區莽愚莽は、河之隈々なり。區莽の釋上に出。○豫呂朋臂喻玖伽茂よりろぼふは、神代紀に、就其樹下、徒倚彷彿とあれど、全く其字の意にもあらず。今俗に、酒に酔て、足のよろぼふと云、其意也。催馬樂酒に、佐介乎太守反天、太邊惠宇天、太武止古利先曾也、万宇天久留、奈

與呂保比曾、云云、空穂物語上に、大將例なき事なりや、はやうとのたまへば、たつにたゞ與呂保比にたふれぬ源氏夕鏡に、急ぎくるものは、きぬのすそをとある、此等に據に爰も、桑枝の蕩ひ、たゆたひ行さまを、御親所念依ぬ河の、隈々をとめて行坐に、譬させ給ふなり。

○一首の意は、譬之媛が、あまりゆるしなく、心つよくて、かばかりの事を、大らかにものし給はぬ哉。それ故に、此流れゆく桑の末枝の如く、我も思ひよらぬ、河の隈々をよるほひゆくかなとなり。

傳の細注に、此御歌を引て云るやう「おほろかは、疎か也。きこさぬは、詔はぬ也。うらぐは、うらぐはしと云を、桑にいひかけ給へるにて、うらぐはしき桑なり。うらぐはしは、うるはし也。桑は蠶養に用ふれば、婦人の大事にして、おろそかにせぬものなる故に、大后の常に疎かに詔はぬ、愛しき桑と詔へる也。よろほひは、倚るなり。桑は、大后のさばかり愛み賜ふ物にて、川に流れなどはすまじき物なるに、隈々に倚つゝ流れゆく事よと、此物を見給ふにつけても、大后の御事を、おぼしめす、御歌なり」とあり。さては一本に、伽茂とあるにも叶はず、又よるほふを、只倚意としては、右の催馬樂以下の書に云る意に、獨背けたり。其他も、穿ち過たるやうにきこゆ。猶よく考へ定めてよかし。

明日乘輿詣于筒城宮、喚ニ皇后、皇后不參見、時天皇歌曰、

是も、道の程にて、見そなはしつる物につけて、此時よみてうたひませるなり。

菟藝泥赴、椰摩之呂謎能、許久波茂知、于智辭於朋泥、佐和、
佐和珥、儼我伊弊劑、虚曾、于知和多須、耶餓波曳、儼須、企以、
利摩、韋區例。

○初句、上註。○椰摩之呂謎能は、山城女之なり。萬葉に、倭女四、河内女七、初瀬女六など、よめる類也。○許久波茂知は、小藝以也。先註、凡て木讞とせれど、木の鑿いかゞあらん。女には、小藝と見ん方、似つかしかるべし。○于智辭於朋泥は、打し蘿蔔也。于智は、今も島をうつなど云于智にて、此は打渡して、擲るを云。於朋泥は、和名抄に、爾雅集注云、蒿根正白、而可食之、和名、於保彌、俗用「大根」二字とある是也。此は次の佐和佐和、と云んまでの序也。○佐和佐和珥は、傳云「上よりの續きの意は、清々にて、清潔なるを云。大根は、色も味も、甚清潔なる物なれば也。私記にも、蘿蔔之根嚼時、左和也加奈利と云り。和と夜と通ひて、佐和佐和は、佐夜佐夜と同じ。さて其を、喧擾の意に取て、よませ給へるなり。喧擾しきさまを、佐和佐和と云は、口大之尾翼鱸、佐和佐和邇、控依騰而とあり。大后の嫉妬して、喧擾しく詔ふよし也云云」と云る、其意なるべし。○儼我伊弊劑虚曾は、解云「汝言爲者乞也。婆を省くは、古言の格也。繼體紀歌に、倭我瀾細麼とあるも、同じ語のさまなり」傳云「伊波勢許曾と有べきに伊弊とある幣、たゞ通音のみか。されど古くかゝる活用の處は、いと精しき物にて、みだりに通はしては、云ざりし事也。故思ふに、波勢を切むれば、幣なり。次に勢はあれども猶其勢に引るゝ音便に、幣とは、詔へるにや。此句を、契冲が、いへれこそなり。勢と禮は、同韻に

て通へり、と云るは、意は違はざれども精しからず。古言には、言を伊波濱、聞を伎加瀨など云例ありて、此の勢は、其瀨の活用なれば、いへれこそと云とは同じからず。繼體紀に、倭我彌細麿とあるも見ればと云とは、云さま異なり。是も古言に、見を美志、見るを美瀨と云其活用にて、細と云るにて、意は見ればなり。准へて知べし」と云る、然るべし。○于知和多瀨は打渡すにて、向を見渡すことなり。萬葉四に、打渡、竹田之原爾、古今集に、打渡に、彼方人になど皆しかり。後撰に、打渡し、長き心は、八橋のくもに思ふ、事は始中古後は、竿舟等の縁に、云るもおほかり。○耶餓波曳饑瀨は、彌孫生如なり。彌孫生とは、植木を伐取時は其株より、孫枝どもの、彌が上に生出るを云。此に打渡すと云より、續けさせ給ひしは、是も道の程にて見そなはしたるなり。餓は吳の通音也。祝詞に、伊加志夜久波敷能如久、仕奉利云云、また伊賀志夜具波江如久、立榮之米など云るは、又其餓を、具に通はし云るなり。さて此に如此詔ふは、はじめの鳥山より、次々、此度の行幸まで、追々に參來る人の繁き事を、譬へさせ給ふなり。傳に「此にかく詔へるは、率來坐る諸司の、御供奉人等の、多く盛に茂きことを、たとへ給へるなり」と云るはあらず又「此時に、見渡したまふ梢を以て、譬へ賜へるなり」と云るもわるし。梢より生る若枝を孫枝とはいはず。孫枝、孫生など云るは、伐たる株より、再び生出るを以て、彌孫生とこそは云るにあれ。今も田里にては專云ことなるをや。

○企以利摩草區例は、來人參來にて、例は、上の虛曾の結なり。一わたりいはゞ、后宮に天皇の幸すを參來とは、理り違ふやうなれど、此は互に、愛敬き言以て、詔ふ御詞なり。

○一首の意は、道すがら見し、山城女の小鑿以て打て搦し、大根の、清潔なるが如く、是まで喧擾しく、

嫉妬言せればこそ、彼見わたす道に生繁る、彌孫生の如く、追々に人も朕も繁く參來れ。それに心つよく見え給はぬよと恨せ給ふよしなり。

亦歌曰、

菟藝泥赴夜蓉之呂謎能許玖波茂知于知辭於朋泥泥土三
漏能辭漏多娜武枳摩箇儒鷹鹿曾辭羅儒等茂伊波梅。

○初四句、上註。○泥土漏能は、根白之なり。葡の根の、白きを云。能は即如の意也。○辭漏多娜武枳は、白腕なり。初の沼河比賣歌に、多久豆怒能、斯路伎多陀牟伎とあり。此は、大根の如く、白き腕と云つげけなり。何となく、俳優めきて聞えたり。○摩箇儒鷹鹿曾は、不纏來らばこそなり。祁良婆の、良を省きて、祁婆と云は、古言の例にて、吉らばを、吉かばと云類ひ也。其は先、萬葉三に尙不知來、十八に、見禮度安可瀨介利、などやうに、不來と云る事あり。又其祁理を、祁良とも、活用したるは、五に、奈利爾家良受夜、六に、開來受屋など云り。故此に不纏來を活用して、不纏來らばとは詔へるなり。されば此句の意は、今までに、大后の御手を纏て寐たることの無くばこそと詔ふなり。後世にては、きゝ馴ぬ故に耳疎きやうなれど、右の例どもをよく合せ考るときはいと定かにて、ちからあるといひなし也。○辭羅儒等茂伊波梅は、不知とも將言なり。抄云、知らずとは、俗に、人の云事を聽人まじと思ふ時、さる事我は知らぬと云其意なるべしと云る、此説いとよろし。元來辭流は、領知

するなれば、辭繼儒と云時は、不領知ことになるにぞある。
 ○一首の意は、今までに汝の手を、纏て寝しことの無くばこそ、然つれなく不聽とも詔はめ、既に年來、夫婦の睦びをなしたる中なれば、縦やいさゝかの恨ますとも、今更、然はあるまじき物をと詔ふ也。かくて此後文に、
 時皇后令奏言、陛下納八田皇女爲妃、吾不欲副皇女而爲后、遂不奉見、乃車駕還言云云とあり。

是を以て、よく按ずるに、此磐之媛命は、實は是までたゞ妃夫人の列にて、皇后にては坐ざりし也。又八田皇女は、御位の初より、皇后と定り坐つる事は、菟道太子、此天皇に天下を強て譲り賜はんとて、終に御自死坐時の御遺言に曰太子啓兄王曰、云云、乃進同母妹八田皇女曰、雖不足納、綵僅充披庭之數乃、且伏棺而薨とある、此太子は、菟道若即子、同母妹は、八田皇女也。是我御身に代ての、御遺言なりければ、三年まで、御位を譲りあひ給ふ程の御心にして、此御臨終の御一言を背き給ふべけんや。磐之媛命の、如此まで拒み給ひしも、此故なりかし。又天皇の強て、頓にもものしかね給ひしは、先帝の御遺勅にて、天下は菟道太子と定りつる後、たゞ親王の御妃として、難波に坐し初より、磐之媛を娶て、既に年來そひ馴給ひし故にぞある。然るに紀に、二年三月辛未朔戊寅、立磐之媛命爲皇后と記しつるは誤なり。此は本諡よりおし移りて、紛れたるものとこそ見えたれ。そは八田皇后は、次御歌に見えたる如く、終に御子一人も有ざりつるに、磐之媛命は、御子あまた産し給ひて、履中天皇、反正天皇、允恭天皇と、三御代までの國母となり坐つれば、既其御世の間に、皇大皇后と、

追諡せられしにぞありける。固り吾神智として、臣女を、皇后と崇むる事、絶てためしもなきわざなりけるに、初て聖武御時、藤原氏女を奉進て、強て此磐之媛命を例として、皇后に立られたるこそあかぬわざなりしか。此等の事、既に難語考三卷にも論ひ、又道別にも精く辨へつれば、此は只一わたり云てやみつ。

記に此御歌末に、此天皇與天后所歌之六歌者、志都歌之返歌也と有。志都歌は、調子を徐くうたふ也。返歌は、律呂の替る時に、借て調ふ歌を云。此事向に神樂譜入綾にもことわり、又萬葉の、反歌下にも委く辨へつれば、是も又もらしつ。

記云、天皇戀八田若郎女、賜遺御歌、其歌曰、

若郎女は、即八田皇女の御事なり。此皇女、御子持坐ざりければ、天皇、朕なき後に便りなからん事を、いとほしく御思て、よませ賜ふ御歌の趣也。然るを此に戀といひ、賜遣ると云るを合せて思ふに、彼磐之媛命に憚り給ひて、忍びくくに、御情を通はし給ひつるも、久しきほどなりければ、其間の御事なりしなるべし。御歌の上にも、忍び給ふおもちあればなり。

夜多能比登母登瀆宜波古母多受多知迦阿禮那牟阿多良瀆賀波良許登袁許曾瀆賀波良登伊波米阿多良瀆賀志賣。

○夜多能」は、八田之なり。和名抄に、大和國添下郡、矢田郷と見え、式に、矢田坐神社もあり。皇女此地に在しなるべし。○比登母登瀆宜波」は、一本菅者なり。八千矛神御歌に、一本薄、中古歌に、一本菊などもよみたり。如此る一本は、一莖を云にはあらで、一株を云にやあらん。此は皇女の獨坐に譬へ給へるのみなれば、何れにてもあるべきなり。女を菅に、比喩るは、菅と清と、菅の通ふ所以にぞあらん。萬葉七に「眞玉つく、をちの菅原、われからず、人のからまく、をしき菅原」十三に「しなてるつくまさぬがた、おき長の、をちの小菅、あまなくに、いかりもちき、敷なくに、いかりもちきておきて、われをしぬばす、息長の、をちの子菅」等の類ひなり。○古母多受」は、子不持にて、子持ずしての意なり。後世には、かゝる處を、傳とよめど、古は、ずしての意の處をも、猶受とのみよみて、傳とよめるはなし。抄云、箒を竹子と云如く、草木も、本に傍て生出るを子と云なり。拾遺集に「吾のみや、子持るてへば、高砂の、尾上に立る、松も子もたり」と云り。今按に、催馬樂逢路に、安不美知乃、志能乃乎瀆々伎、波也比加受、古毛知、未知也可奴良武、志乃々乎瀆々伎也、佐伎牟太知也、百首、公實卿「秋風にはらむ薄の、ある野は、うつしの露や色にまがへる」夫木八、殿宮門院太輔「夏ふかみ、はらみにけりな、しの薄、したはひまとも、葛の帯して」此類猶あるべし。などよみたり。菅も、穂を孕む事のあるを以て、斯はよませ給ふなり。○多知迦阿禮那牟」は、立賊將荒なり。多知は、草木に云はれて、植りながら荒ゆくを云。傳に、阿字詞の誤りにて、枯か荒なんかと云るはわろし。榮ゆるをも、立榮ゆると云へば、荒るゝをも立荒ると云べきものなり。○阿多良瀆賀波良」は、可惜菅原にてあたはは惜む意の詞なり。○許登袁許會」は、言をこそにて、言にこそと云意なり。下の輕太子御歌に、許登袁許會、たゝみといはめ、催馬樂人に、己止乎己會、あすともいはめ、などあり。比喩て云一體にして、

忍びてもの云心ばへあり。○瀆賀波良登伊波米」は、菅原と將言にて、言にこそ菅原と比へいへ、實は、可惜清妻ぞと、次へつゞく也。今本瀆宜波良とあれど、宜は、賀の誤りなるべし。○阿多良瀆賀志賣」は、可惜清し妻也。雄略紀に、阿施羅陀俱彌睡夜、また阿施羅瀆彌睡、などある、何れも惜む意なり。

○一首の意は、八田てふ處の、一株菅は、孕みもせず、子ももたずして、末つひにはものさびしく、立荒なんか、可惜其菅原ぞ、是まで序の如くにして、言にこそ、菅原といはめ、そはたゞ比へにて、實は可惜清女が事ぞよとなり。

爾八田若郎女答歌曰、

若は、若子などの、若と同じ稱言、郎女は、男を郎子と云に同じ。此伊良は、伊呂兄、伊呂弟などの伊呂、又入彦、入姫等の伊理と同言にして、親しみ、愛しみて云稱なり。思ふに、此言の本は、色と同言にて、今世の言に、色をする、色事をすると云も、親み愛むより出たるなれば、母を伊呂波と云も、繼母などに對て、實母を親しむ詞、伊呂勢、伊呂登なども、庶兄弟に對て、同母兄弟を云が本にて、取分親しむにも云し成べし。

夜多能、比登母登瀆宜波、比登理袁理登母、意富岐彌斯、與
斯登岐許佐婆、比登理袁理登母。

○初二句、上注。○比登理袁理登母」は、雖獨居なり。縦と云言を、一句隔て、與斯登岐許佐婆、と云へ係たり。即上の大御歌に、子不持云云、と詔ふを、承て申給へる詞也。○意富岐彌斯」は、天皇しにて、斯は助辭なり。○與斯登岐許佐婆」は、可聞者にて、子は無くとも、可と所念看者の意也。かゝれば、此御歌は、初四句は、下へ縦と詔たるのみにて、獨居とも、與斯也と此句へ續るには非ず。縦やと云意は、袁理登母の下に含りて、此句の與斯は、天皇の可と、容許給はと云意なり。諸抄各少しつ違へり。○比登理袁理登母」此句にも、上の如く、縦を含め給へり。如此結の句を返すこと、旋頭歌に多き事も既に云つ。

○一首の意は、八田の一株菅は、子なくして、獨居とも縦、天皇だに、さても可と詔はゞ、われは獨居とも縦となり。

後文に、故爲三入田若郎女之御名代一定三入田部也と有。御名代とは、其御名を、世に廣く傳へ遺さんとして、國々に八田部を置くを云。委き事は道別に出。

紀云、四十年春三月、納雌鳥皇女欲爲妃、以三單別皇子爲媒、時、單別皇子密親娶而、久之不復命、於是天皇、不知有夫而、親臨雌鳥皇女之殿、時、皇女織織女入等、歌之曰、

雌鳥皇女は、八田皇女の、同母御妹、單別皇子は、田部連妹、糸媛の生奉りし御子にて、共に異胞兄弟の御中なり。天皇此時、皇后の御子坐ざるにつけて、其同母妹なる、雌鳥皇女を妃として、並べ坐むとて、單別皇子を、媒とし給ひしに、久しく事果さざりければ、御自皇女の家幸給ふに、はやく

比佐箇多能阿梅箇儺麼多謎迺利餓於瑠箇儺麼多波椰
步佐和氣能淤於湏臂鵝泥。

單別の、密娶つる事を、織女等心ぐるしく思ひて、天皇のそれと、察り給はんために、うたへるうたなり。

○比佐箇多能」は、日刺方之にて、天と云ん枕詞なり。上の倭建命御歌に出。○阿梅箇儺麼多」は、天金機也。天とは、下照姬御歌に、阿妹奈屢夜、乙登多奈婆多迺、とよめりし類にて、機は、誠に天上に名高かる故に、そへ稱へて云。箇儺麼多は、私記に、昔飭機以三金鐘、取三鳴聲織也、と云へる意なるべし。萬葉にも、鳴波多感婦とよみて、今世にも鈴など附て織と云り。○謎迺利餓」は、雌鳥之なり。己が君の事なれど、天皇に對て、如此は、白せるなり。記には、雌鳥皇女の、自織給へるさまに傳へたれど、よからず。○於瑠箇儺麼多」は、織金機なり。麼多は、本鱒、幡など、同意にて、巾ある物を云名なりつれば、布帛の類の、總名とはなれる也。其は倭文布を、志都波多と云、神功紀に、千繪、高懸、天武紀に、綾羅また、綺などよみ、又波登理を、服部と書も此故也。かゝれば機は、布帛を織具なれば、彼多物と云べきを、省きて波多とのみ云も、古語の常也。此も箇儺麼多とあれば、服には非ず、機なるが如し。機字は、俗云紡絲の、て○波椰步佐和氣能」は、單別之と云也。○淤於湏臂鵝泥」は、御製料なり。於湏臂は、土代に、形容を覆隠さんために、着てし服なれば、此句にて、單別皇子の、雌鳥皇女に、密て通ひ給ふよしをほのかに聞せたる也。解等の注に「初句を、天綺之機、此句を、女のかくる、押日、此襲の事」と言とひとしくて、物別也」など云るは、いといたまし。

は、八千矛神御歌下に委く出。鶯泥は、中昔の書どもに皇后になり給ふべき姫君を后がね皇太子に、立賜坊がね、博士に博士がね、賢なる聲がねなど云る、鶯泥にて、此等皆豫て其料に、備置を云なれば、此も襲に爲べき料と云意なり。萬葉に、賀泥、賀爾などよめるも、用言より、連け云る、同言なり。

○一首の意は、あな畏こ、天皇娶んとおもほして、行幸給へど、今雌鳥皇女の、われらに織しめ給へる此美しき金機は、隼別の忍びて通はず、御襲の料なれば、是にて密に婿給へるほどを察せ給へと、よそながら諱へるなり。故後文に、爰天皇知隼別皇子密婿、而恨之とあり。さて此歌、記には、爾天皇直幸二女鳥王之所坐而、坐其殿戸之闕上、於是女鳥王坐機而、織服、爾天皇歌曰、賣杼理能、和賀意富岐美能、淤呂頃波多、他賀加泥呂迦母、女鳥王答歌曰、多迦由久夜、波夜夫佐和氣能、美淤須比賀泥、とて二首唱和とせり。自如此答へ奉ん事あるべしとおぼえず。

俄而隼別皇子、枕皇女之膝、以臥乃、語之曰、孰捷鷓鴣與隼、焉曰、隼捷也、乃子曰、是我所先也、天皇聞是言、更亦起恨、時隼別皇子之舍人等歌曰、孰捷鷓鴣與隼とは、鳥名に准へて問給へる詞なり。此密言を、天皇の傳へ聞給へるは、既に事顯れたるなれば、皇子の御身も危ふかりなるとて、從へる舍人等が、さらば事企て給へとて、進めよめる歌なり。

破夜歩佐波、阿米珥能朋利、等引箇概梨、伊菟岐俄宇倍能、三婆非岐等羅佐泥。

○破夜歩佐波は、隼者にて、隼別皇子の事ながら、鳥の隼に比て云なり。和名抄に、斐務齋切韻云、鶯、和名八夜布佐、鷹屬也、隼鷓鴣也とあり。此鳥、鷹の種屬の中にも、殊に猛速きものなれば、名義は、速翅の約れるなるべし。萬葉三に、鳥總立、足柄山爾、とつげけたる枕詞も、飛翅立の約れるなればなり。さて上古に、斯る御名の多かりしは、御誕生日に、見えたる物に就て、負しつる習ひなりし故なるべし。上條なる、大鷓鴣尊の下に、云る事とも思ひ合すべし。○阿米珥能朋利は、上於天にて高く飛と云んが如し。天位に上而と云には非ず、只隼の威勢を云る詞なり。○伊菟岐俄宇倍能は、五十槻之上なり。五十とは、萬葉十三に、百不足五十槻枝丹と、連けよめると、下の朝倉宮朝に、毛々陀流、都紀賀延波、とあるとを合せて按に、五十と、數々の枝の繁れるを云と聞ゆ。五十幹生たるにはあらず。只此句は、鷓鴣の居べき梢を云のみなり。○婆非岐等羅佐泥は、鷓鴣令捕なり。等羅勢を延て、等羅佐泥と云類の事、既に出。

○一首の意は、隼は、空に飛翔りて、繁く高き梢に居む、鷓鴣を捕れと云て、今かく事顯れては、吾主君隼別皇子の御身も危ふからんほどに、威勢を出して、大鷓鴣尊を弑奉給へと、風諫たるなり。抄解等の注に、二句、阿米珥能朋利を、書紀釋に、依て、天位に昇る意とし、四句、伊菟岐俄宇倍能を、高き御位を奪ふ意とせれど、その意はなし。又釋紀說に、我朝鷹始出來、仁德四十三年也、其以

前不レ可レ讀ニ鷹才學一とあるを、抄に承られたるもわろし。此は傳に辨へられたるが如く、鷹を以て、鳥を捕するわざこそはあらざりつらめ、鷹の屬は、本より自よく、鳥を捕物なれば、かくはよめるなり。

此歌も、記に、其夫速總別王到來之時、其妻女鳥王歌曰、比婆理波、阿米邇迦氣流、多迦由玖夜、波夜夫佐和氣、佐邪岐登良佐泥、とあり。

記云、天皇聞此歌即興軍欲殺、爾速總別王女鳥王、共逃退、而騰于倉椅山、於是速總別王歌曰、

倉椅山、歌中に云。此は、御軍士に追れて、此山に逃入給へるをりの御歌なり。

波斯多豆能、久良波斯夜麻袁、佐賀志美登、伊波迦伎加泥、
豆、和賀豆登良湏母。

○波斯多豆能は、冠辭考云「こは高き倉には、梯を立て登る故に、然か云り。垂仁紀に、神庫雖高我能爲神庫造、梯豈煩登庫乎云云とある、是なり」と云るにて、一わたり聞ゆべし。梯は、和名抄に、梯、和名、加介波之、木階所以登高とありて、今俗云、足代にて、波之其と云物の類也。されば紀に、破始多豆能、佐饒始枳椰摩茂、とあると合せて思ふに、梯の如く、峻しき倉椅山と云意のつゞけなるべし。諸註、皆倉と云言に拘りたる、なか／＼によからぬなり。○久良波斯夜麻袁は、倉椅山

乎にて、大和國、十市郡に在山なり。行囊抄に、天香具山、多武峯、倉梯山と運びて、多武峯の下云、鷲杜、左の路畔に在小社也、倉橋村、是より右方を、今井谷と云、追分是より左に赴くは、經忍坂、初瀬へも、櫻井へも行、左忍坂村、右倉梯山、倉梯茶屋、茅橫梯村、下居村自路右岡に在、此所にて、古より至于今、鼓筒の名物を出す云云とて、麓に川ありと云。萬葉に倉椅川とよめる、是也。三代實錄貞觀十一年七月八日、大和國十市郡棕橋山河岸崩裂、高二丈深一丈二尺、其中有鏡一、廣一尺七寸採而獻之、など見ゆ。此山に登給ふは、紀に依に、越て伊勢へ往坐むとてなりけり。○佐賀志美登は、峻みとて、峻さにと云むが如し。字鏡に、嵯峨佐加志、又削岩山峻峻之貌、佐加志などあり。傳云、此言を、嵯峨の字音と思ふは非也。彼字音は、おのづからたま／＼合るなりと云り。今思ふに、言の本は賢を、佐加志と云と同言なるべし。○伊波迦伎加泥豆は、岩搔不得なり。岩に手を掛て、登らんとし給へど、峻しさに登りかね給ふを云。

此句、抄に「伊毛波伎加泥豆として、妹者來不得而也」とあるを、傳云「契沖云云と云るは、何れの本に依れるにか、大和志に、引たるも然あり、いぶかし。師も是を用ひられたり。然れども是はひが事也。來かねて、吾手を取と云むは、言たがへり。加泥は不得と書る如くにて、來ること得ざる意なれば、いかでか吾手を取と云ことあらん」と云り。今按に、妹者來不得とは、皇女は、歩み不得て、皇子の御手にすがり給ふを云なれば、よく聞えたり。など言たがふとは見たらん。其方もしまさるにやとも思へど、いまだ然か記せる本を見ざる故に、姑く今本に就て解しなり。

○和賀豆登良湏母は、吾手取毛なり。母は例の嘆息、登良湏は、登流を延たるにて、既に同例屢出。

○一首の意は、梯立を俗に、梯子を掛て登るが如くに、聳たる倉崎山の峻しさに、岩に搔付登り不得て、我手に、取着給ふ手弱女の、勞しさととなり。

肥前國風土記に「杵嶋郡有二孤山、名曰杵嶋、閩士女每歲春秋、登望樂飲歌舞、歌詞曰、阿良禮符縷、耆資能加多壇塙、嵯峨紫彌苔、區繕刀理我泥底、伊母我提鷗刀縷、是杵嶋曲也」とあるは、此の御歌を詞を換て彼歌曲に用ひたるならん。

傳云「萬葉三に霞零、吉志美我高嶺乎、險跡、草取可奈和、妹手乎取、これは、右の杵嶋曲の歌なるを、仙柘枝歌と、題せるはひが事也。久老云、可奈和は、可爾手を、寫誤れるなり、といへり」と云り。

又歌曰、

波斯多豆能、久良波斯夜麻波、佐賀斯祁杵、伊毛登能煩禮元
波、佐賀斯玖母阿良受。

○上三句は、梯立之、倉崎山者、雖峻嶮にて、續けの意、上注の如し。○伊毛登能煩禮元は、與妹登者なり。妹は女鳥王を指給ふ詞なり。○佐賀斯玖母阿良受は、峻しくも不有なり。

○一首の意は梯立を登る如くに、倉崎山は峻しけれども、妹を携へて、諸ともに上れば、險しともおほえずとなり。

後文に故自其地逃亡、到宇陀之蘇邇時、御軍追到而殺也とあり。紀には、時皇子率二雄鳥、

皇女欲納伊勢神宮而馳云云、至菟田追素珥山時、隱章中僅得免急走而越山、於是皇子歌曰、

破始多豆能、佐俄始枳椰摩茂、和藝毛古等、赴駙利古喻例麼、椰瀆武志呂箇茂、とあり。

菟田素珥は、大和國宇陀郡の、東の極の山中にて、今世に、八村ありて、曾爾谷と云。伊賀、伊勢の堺に近き處なり。椰瀆武志呂箇茂は、安席哉にて、平らかなる席の上を行が如く、おもほすよしなり。

紀云、五十年春三月壬辰朔丙申、河内人奏言於菟田堤鴈産之、即日遣使令視曰既實也、天皇於是歌以問武内宿禰曰、

菟田堤は、此紀十一年條に出。和名抄に、河内國、菟田郡、萬牟多。姓氏錄に、菟田宿禰云云。仁徳天皇御代、造菟田堤とあり。鴈産は、希しき事なれば、長生の人に、問せ給へるなり。次の和歌に依に、まだ皇子にておはしまし、ほどの事と見ゆ。是らにて、紀記の年季の、あてにならざる事を知べし。

多莽者破屢、宇知能阿曾、儺虛會破、豫能等保臂等、儺虛會元
波、區珥能那餓臂等、阿者豆辭莽、椰莽等能區珥珥、箇利古
武等、儺波企箇輸椰。

○多莽者破屢は、魂來經にて、此は、現と連く意の、枕詞也。此つゞけの事、既に四卷、稚櫻宮朝歌

に出。○宇知能阿會は、内之吾兄なり。内は、内臣、内兵など云る内にて、憑み親みて云言、阿會は、吾兄阿會美は吾兄也にて、崇てそへ云稱言也。後には加波稱と云物に、なりつれども、其も崇稱と云こととの約れるにて、漢國の姓の如くならざりし事は、此人臣なるを、又阿會とも申給へる以ても知べし。此内てふことも、上と同歌下に辨へつ。○離虛會破は、汝こそはにて、虚會も、破も、辭なり。○豫能等保臂等は、世之遠人にて、遠長く、久しく經たる人のよしなり。此豫は、恒は歸の意にも云へど、此は國之長人と云と合せて詔ひたれば、世とすべきなり。此大臣は、景行紀云、三年春二月庚寅朔、ト幸于紀伊國將祭祀群神祇而不吉、乃車駕止之、遣屋主忍男武雄心命、命祭云云、仍住九年一則、娶紀直遠祖菟道彦之女影媛、生武内宿禰とありて、孝元天皇曾孫、彦太忍信命の孫也。成務紀に、初天皇與武内宿禰同日生之とあるは、年紀合す。此は、大鷦鷯天皇と、此人の子の木菟宿禰と、同日に生坐とあると、事の似たるまゝに、混ひたるものと見ゆ。されば姑く此大臣の生を、景行天皇の十二年と定むるに、此御世の五年までも、凡二百八十一年になりぬ。猶此後幾年か存、在けむ、三百餘歳とはおしはからるれど、きはやかに知がたし。九卷天皇五年までは、或説に景行天皇四年より數へて、三百五十餘歳と云り。同天皇五十一年に、爲種梁王臣と紀に見えたらば、此時四十に餘らずては、此任有べからねば、さる事にやあらん。六代朝に仕奉て、其忠誠功績、神とも神と齋べき大臣にぞ坐ける。式に因幡國法美郡、宇倍神社名神大、筑後國、三井郡高良玉垂命神社名神大とある、此大臣を祀ると云り。此等の外にも、此大臣を祭る神社、これかれありと云る中に、筑前國那珂郡宮崎神社相殿坐、高良神、文永十一年、蒙古襲來時、特なる靈威を顯はし給ふ事ありき。其は蒙古軍記辨に、引つるを見べ

し。又豊前國田川郡彦山座、高良大明神は、近き文政九年八月九日國人シヒブルトと云賦、兵器を掠め長崎大風の時、奇瑞を顯はし給ふ事ありき。此事は神異例に引おけり。○離虛會波は、此も上なると同じ。○區珥能那餓臂等は、國之長人にて、長は、此も遠長く、久しき意也。上に豫といひ、此に區珥と詔へる、共に稱言ながら、二を相合せて、世に稀に、國に類ひなき、長壽の人の意におのづからなれる也。○阿耆豆辭莽は、秋津嶋にて、倭と云ん稱辭也。是に異説ありて、未定ざれば、例の先註を擧て、後取國圖を持て、船出せし日の事也にことわるべし。抄云「神武紀三十一年四月乙酉朔、皇輿巡幸、因登腋上、噉間丘而廻望國狀曰、妣哉乎國之獲矣、雖三内木綿之眞迹國、猶如蜻蛉之臂、咕焉、由是始有秋津洲之號也、これは大和國を詔へども、後は本朝の物名に亘して云なり。今の御歌もしかり」已上抄説、又解、釋も全同之國號考曰「秋津嶋は、古事記に、大倭帶日子國押人命、坐葛城室之秋津嶋宮、治天下也と見え、書紀にも、此卷に二年冬十月、遷都於室地、是謂秋津嶋宮と有て、もと此孝安天皇の都の地名なり。彼神武天皇の、猶如蜻蛉之臂、咕と詔へりしは、即此地のことにて、かの大詔より起れる名なり。腋上も、噉間丘も、室も、並相近きところにて、大和國葛上郡なり。さて孝安天皇の百餘年、久しく敷坐りし京師の名なるから、秋津嶋倭とつけ云ならひ、其倭に引れて、終に天下の大名にもなれることは、師本嶋と全同じ例なり」以上國號など云る、是似て非なる説なるべし。今思ふに、此阿耆豆辭莽と云ことは、古語に、千五百之、長五百秋之、水穗國と云に、就ての稱辭なり。さればこそ、既く神代紀に、迺生大日本豊秋津洲とは見えたれ。若是をも、後名を前に及ぼして云といはば、彼水穗國も、皇祖尊號な是神代より、稻を美稱ども、皆後より及ぼしたるになりて、悉く作物となりなんものぞや。

て、皇祖神尊號にもあまた稱て申すほどなりければ、其所治國をも、秋津嶋、水穗國と、稱へつるが、日本と云が大名となりし後、日本へも冠らせて、秋津嶋倭とは、つゞけ習ひし也。されば彼孝安天皇宮所を、秋津嶋宮と申しも、其地を、室と云に就て、秋津嶋とは稱られたるなりけり。室の、稻に由あることなど、よめる以ても知べし。御代々々の宮號の例、あながち地名のみにもあらず、稱て名けたるも多かり、景行天皇の高穴穗宮、繼體天皇の玉穗宮、應神天皇の、豊明宮等をはじめ、磯城嶋宮、瑞籬宮、珠城宮なども、並美稱て、負せたる宮號どもなり。其等に准て、秋津嶋宮と云も、猶稱號なる事を悟るべし。本よりの地名にはあらざるぞかし。若さらば神武紀に、猶如蜻蛉之臂、蜻蛉、トナリ、ヒルガ 咕、とあるは、いかにと云に、彼は伊非諸尊御時の古語を、移て云る談辭なり。神武御時などに、妍哉乎、國之獲矣、など云類の言のいかでか有べき。此事は道別に委さるるからに、雄略紀天皇、吉野に行幸ける時、蛇の御腕を昨たるに、蜻蛉飛來て、其蛇を昨つとて、其を禮給ふ大御歌、に、上略「たぐぶらに、あむかきつきつ、其あむを、あきつはやくひ、はふ蟲も、かくのごと名におはんと、空みつ、やまとの國を、蜻蛉嶋と云」とよみましたり。彼神武時に蜻蛉之臂咕のことあらば、此御時、今更めかしく、如此よみましたんや。此等を合せて、先誼どもの、似て非なる事を、悟るべし。○椰莽等能區珥々」は、日本之國爾にて、此は大八洲の總名に詔へるなり。○簡利古武等」は、雁子産とにて、宇武の宇を省給へるなり。萬葉二に、嶋宮舍人等歌に、鳥埴立、飼之雁乃兒、栖立去者、とよみたるは、覺カに夏ナツの事也。其ならば、希見むべきならねば、此は、實に鴻雁の事なりしなるべし。○離波企箇輸椰」は、汝者聞爲乎なり。抄に、不聽哉也と云るは、聞えぬにはあらざれど、輸は清音の假字なれば、企箇を延

て、企箇輸やと詔ふなり。
 ○一首の意は、内之吾兄よ、汝こそは、遠長く存へて、世にも國にも、稀なる人なるが、此日本國にも、雁の卵産と云こと、汝は聞知やとなり。
 此御歌、記には、離虛會波、區珥能那餓臂等と云、二句を脱したり。

記曰、於是建内宿禰、以歌語白、
 多迦比迦流、比能美古、宇倍志許曾、斗比多麻閉、麻許曾邇、
 斗比多麻閉、阿禮許曾波、余能登富比登、阿禮許曾波、久邇
 能那賀比登、蘇良美都、夜麻登能久邇爾、加理古牟登、伊麻
 陀岐加受那賀美古、夜都毘邇斯良牟登、加理波古牟良斯。

○多迦比迦流、比能美古」は、高光日皇子なり。此二句、倭建命、段の歌に出。此は、此天皇の、まだ皇子にて、坐々つるほどの事なりし故に、かく申せるなり。紀に、夜輪瀾始之、和我於朋枳瀾波とあるは、御位の後、うたひ改めたるにも有べし。○宇倍志許曾」は、諾しこそにて、志は助辭、許曾は辭なり。宇倍は、然るべきことよと、承諾云事、是も上の、美夜受比賣歌に云つ。○斗比多麻閉」は、問賜へにて、閉は許曾の結なり。○麻許曾邇」は、抄云「曾と登と通すれば、寔にと云歟云云」傳云「眞こそになり。許曾も邇

も辭なり。此眞は、めづらしき用ひざまなれども、意は、まことにこそと云るにて、後世の言に、牙
 遡こそと云に通へり。然るに、契沖が、寔か云云といへるは、共に非なり。此の許會は、辭にあら
 では、次なる、多麻閉の間と叶はず云云」とあり。今按に、長歌には、一の許會にて、下二を結たる例
 もあれど、眞とのみにても、眞の意を包べければ、此は姑く、傳説に隨ふべし。○斗比多麻閉」上と同
 じ。○阿禮許會波は、吾こそは也。○余能登當比登」は、世之遠人にて、上歌と同じ。○阿禮許會波」此
 も上と同じ。○久邇能那賀比登」は、國之長人にて、是又上歌に出たると同じ。右三句、今本脱字あり。
 紀記、古本、一本、校合本等を相合せて、右の如く補ひつ。○蘇良美都」は、夜麻登と云ん枕詞也。さ
 れど言義、續の意、舊説未承諾がたき處あり。冠辭考云「是は神武紀に、至饒速日命乘天磐船、而翔
 行大虛也、睨是郷而降之、故因目之曰虚見日本國」矣、てふ意にて、やまとの冠辭とはするなり。か
 くて上つ世には、そらみつと、四言にいひたるを人麻呂に至て、そらに見つと、五言にはよまれし。さ
 れど、其後にも、四言によみたるもあり、その人麻呂の歌に、滿字は、借たるにて、見つてふ意也。
巴上冠辭考説、又抄、代匠記等には、尙事紀を引て、長々と云れど、終には冠辭考と同じ意
 なりければ、省きつ。記傳、解等は、ひたぶるに、冠辭考に隨へれば、是もゆづりつ。と云れども、此流布説に、三箇
 の疑ひあり。其一は、虚空とは、此下國より、仰見て云言にこそあれ、天上より云る例も、ことわりも
 なし。其二は、若しひて天上より云とせば、天從所見とか、虚從見るとか云べき言なるに、見津と云る、
 津もじことわりなし。其三は、記紀中に、地名の由縁を云るは、多くは風土記風の、談辭なる事、既に
 も所々に云つるが如くなるを、彼神武紀の談辭に拘泥て、言の意をしふめる、識者の言とおもはれず、
 如何にぞや聞ゆ。故今按に、萬葉十七、越中立山之長歌に、之良久母能、知邊乎於之和氣、安麻會々理、

多可吉多知夜麻、云云とよめる、此會々流は、空に高く、進み上れるを云古語也。其は神代紀に、火盛
 時、躡詰出兒名、火進命とありて、今世の言にも、心の浮立を、會々流と云より出たり。放逸と
 云も、本同語、物の反と云も、また蒼天といひ、聳と云類も、進み上たる義なり。物語書に、そゞげ立る
 と云、格子そゞげ上るなど云も、皆右の意ともなり。今此等に據ていはば、此枕詞も、本は蒼天満山と、
 山に係たる言なりけるが、山跡と云に續けならひし事、彼繼苗生山と云ことの、專山城の枕詞となり
 つると同例なり。さて滿とは、山の満足て、蒼天まで聳上れるを云。かく見る時は、萬葉に、天爾滿と
 書たる爾も、ひが事にあらず。滿の字も、借字にはあらず、正字にして、彼集を解にも、いと安くなれ
 るぞかし。○夜麻登能久邇爾」は、日本國爾にて、上なるとおなじ。○加理古牟登、伊麻陀岐加受」は、
 雁子産と、未聞ずなり。此歌、昔より誰も誰も、此句までを一首と心得て、次三句を、別首となし來つ
 れども然らず。次を合せて一首なり。其由下に云べし。○那賀美古夜」は、汝皇子やにて、夜は與と云
 むが如し。恒に其命を指て、汝命と申せると、同じいひさま也。○都畏邇斯良牟登」は、終に將知と
 にて、後終に天下を所知看むとの意也。○加理波古牟良斯」は、雁者産子らしにて、良斯は、事をお
 しはかり云辭也。
 ○一首の意は、皇子命よ初 心にげにこそよく問ひ給ひたれ。
此句に、後終に、天下しらすむと云壽ことを、詔ふ
 含めたれば、此歌の二首ならぬ事しるし。
 如く、吾こそは、遠長く存へつる者なるが、此日本國にして、雁の卵産と云ことは、昔よりいまだ承り
 侍らず。思ふに、汝王の、後終に天下所知看む、祥瑞にとて、雁は卵産けらしと、祝壽て答へ白せる也。
 されば此御歌どもは、大鶴鶴命、いまだたゞの王にてまし／＼けるほどの事なれば、上の應神天皇段

に、入べきを、此に紛れたるのみならず。紀に五十年など記せるは、混たるものなり。若は五十年と云が、正しからば、御王は、去來穗別皇子なりしも知べからず。武内命に就ては、五十年とあるも、よしあれば也。

本書云略蘇良美都、夜麻登能久邇爾、加理古牟登、伊麻陀岐加受、如此白而、被給御琴、歌曰、那賀美古夜云云、此者本岐歌之片歌也と有。是上と全一首なるを、殊更に御琴を乞て、末三句を恭々しく所歌たるは、大御位に關る、壽辭なれば也。されば此處に、本岐歌之片歌也とある片は、半の意にて、右一首の内の半は、祝壽歌なる由なり。よく心をつけて、歌のつゞき、又端詞の様を、此に合せて知べき也。元來此處に、如此分て記し傳へたるは、武内の謹みたる歌ひぶりを、賞てのわざなりけるを、得悟ずして、昔よりの注釋等をはじめ、傳などにも、しひて別歌とせりし故に、歌もわろくなり、武内の恭々しく、ものせりし、心づかひも、いたづらになり來しはや。

紀には夜輪瀾始之、和我於朋積瀾波、于倍離于倍離、和例鳥斗波輪離、阿企寇辭摩、都莽等能俱耳々、簡利古武等、和例破積箇孺、とあり。此は五十年條にては、始二句、末三句、似つかずなれる故に、改めもし、省きもせりしなるべし。

稜威言別卷之七

後、稚櫻宮朝三首

紀一首記三首其
中有同歌一首

記云、此天皇云云、本坐難波宮之時、坐大嘗而、爲豐明之時、於大御酒、守良宜而、大御寢也、爾其弟墨江中王、欲取天皇、以火著大殿、於是倭漢直之祖、阿知直、盜出而、乘御馬、命幸於倭、故到于多遲比野而、寤、詔此間者何處、爾阿知直曰、墨江中王、火著大殿、故率逃於倭、爾天皇歌曰、

天皇は、仁德天皇皇子にて、去來穗別尊、後に履中天皇と申奉る。此時いまだ、難波宮に坐しなり。豐明、宇良宜等、上注に出。墨江之中王は、天皇同母御弟なり。漢直は、百濟國より、參來し裔の者也。道別に出。此は墨江中王、天皇の醇坐る間を伺て、執奉んとて、大殿に火を着給へる故、侍候る臣等、天皇を率て、丹比野まで逃れけるに、其野にして、天皇はじめて、御醉醒給ひて、よみませる大御歌なり。

多遲比怒邇、泥牟登斯理勢婆、多都恭母々、母知且許麻志
母能、泥牟登斯理勢婆。

○多遲比怒邇は、於丹比野なり。和名抄に、河内國丹比、太知比、爲郡とある是也。反正天皇の、多

治比之柴垣宮、雄略天皇御陵、多治比高鷲など、皆此地なり。○泥牟登斯理勢婆は、將寢知者なり。將寢登知良婆と、云べきを、かく云は、有らばをありせば、成らばをなりせはと云、又盡ぬをつきせぬ、細ぬをたえせぬなど云類のいひさま也。思ふに、此は倭に幸しめんとて、率て奉たるなれば、此處よりは、行先山道にさしかる故に、まづ此野にて、夜を明さんとて、御寢奉りしなるべし。○多都基母々は、防壁もなり。大神宮儀式帳に、蒲立薦三張、主計式に防壁一枚、長四丈 廣七尺など見ゆ。行幸、神事等の時、假に構ひて、風を防ぐ物と見えたり。和名抄に、釋名云、縛壁以席縛着於壁也、漢語抄云、防壁、多都古毛とある、此縛壁は、少しかどなるやうなれど、是も於壁と云て、壁の代に、引延立る意と見れば、難もなし。本は薦より名となりて、後は持運びする、几帳の如く成れるなるべし。○母知許麻志母能は、持而來ん物をなり。中古後に、ものをと云處を、母能とのみ云る、多かり。既に云つ。○泥牟登斯理勢婆上の如し。二句の語を、再び結句にてうたひ返せる、古き歌の一體也。萬葉にも多かり。

○一首の意は、如此丹比野に將寢と、豫てより知らば、風を防ぐ立薦をだに、持て來べきものをかくあらんともしらで、寒きめを見る事かなと、詔ふなり。

其夜の野宿、俗にいゆる酔醒にて、寒くおもほしめしけん故に、かくよみましゝなるべし。紀には、仁徳御卷に出て、時平群木兔宿禰、物部大前宿禰、漢直祖阿知使主三人、啓於太子、太子不レ信、故三人扶太子令乘馬而逃之、一云、太子醉以不起、大前宿禰抱太子而乘馬とありて、歌は載せられざれども、此時のさまは、然かこそありつらめ。

波邇布邪迦、和賀多知美禮婆、迦藝漏肥能、毛由流伊幣牟良、都麻賀伊幣能阿多理。

○波邇布邪迦は、埴生坂なり。此下に、爾と云辭を添て心得べし。諸陵式に、埴生坂、本陵、仁賢天皇、在河内國丹比郡と見ゆ。輿地通志云、丹南郡、羽曳山、在郡東南、山勢起伏逶迤、連互石川、古市、錦部三郡、本郡平尾岳、丹比丘、埴生坂、皆此山脉とて、此歌を引り。此埴生坂を越れば、東は古市郡也と云り。○和賀多知美禮婆は、吾立見者なり。○迦藝漏肥能、此語、古へ今、甚廣く、性詞にも、枕詞ならすも、轉用してささまぐに用ひたるを、心得ひがめたる説多かれは、今其本義を、一わたり説つべし。先今此句は、炫火之にて、即難波宮の燒る炎の事也。萬葉二に、香切火之、燎流荒野爾、また蜻火之、燎流荒野爾などあるも、野火をよめるなれば、同じ事なり。一に、東、野炎、立所見而、反見爲者、月西渡、此は朝日の耀光をよめれば、炫日の義也。於是炫火と、炫日と。凡て此迦藝漏肥は、火にまれ、日にまれ、赫を云て、加藝、迦具、迦宜、加賀と活ける、火之炫與古神、火之迦具土神、星神香々、皆同言なり。皆同言なり。されば常に、かぎろひ後世は、かほろふと云りの春と連くるは、うらくかなる春の空に、糸を引靡かすが如見ゆる物を、遊べる糸など、懸へよめる、是なり。云なれど、それも本は、陽炎のきらめきて、然か見ゆるなれば、其意同じ。かぎの、ほのかと續くるも、此いと又かぎろひの、岩垣淵などよめるも、岩のそば立て、俗に云日だまりの水上はゆふの、髪絲なるをいふなり。

殊に日の氣のきらめくものなれば、然かつゞくる也。又かぎろひの夕べと續けたるは、夕日は特にきらめきて、影のもゆるが如く見ゆればなり。此外いろ／＼につゞけたるをも、右に准へて悟るべし。さて此かぎろひてふ言を、萬葉に蜻蛉とも書るは、此虫、常に日影を求めて遊ぶものなれば、かぎろひ虫と云けむ故に、言を借て書るなり。又かぎろふの、夕べをまたすと云るは、蜻蛉の、日光にあたれば、忽死るを云なるべし、さらば、是は蜻蛉とは反對の名義なり。又玉蜻とも書るがあらは、彼虫の目の、玉に似たるを以てなり、と云り。○毛由流伊幣牟良モユルイヘムラは、所トコロ、燎家群シヤウケガタなり。牟良は、石群、木群、草群など云に同じく、此は難波京の家の、群れるを詔ふなり。今田里に、某村と云村も、木其意也。字義も相近し。○都麻賀伊幣能阿多理ツマカヘイヘイアトリは、妻之家ツメノケ當なり、當は、今俗言に、彼處の當、其處の當と云める、阿豆の延たる詞也。妻之としも詔へるは、朕は如此逃れたれども、かばかりの炎にては、后妃はいかゞしけん、所念行てなり。

○一首の意は、埴生坂に、吾立て反見すれば、げにも炎炫き燦ぬ。彼燎る家村ぞ、妻等が家のあたりならむをいかにしけんかとなり。

故到幸大坂山口之時、遇一女人、其女人白之、持兵人等、多塞茲山、自當岐麻道廻應越。幸、爾天皇歌曰。

大坂、當岐麻共に御歌に出。此一女人は、崇神紀に大彦命に告たる、山代の幣羅坂の少女の類の、神女にて、天皇の危難を告に、某神顯れ坐つるなるべし。

淤富佐迦邇阿布夜袁登賣袁美知斗閑婆多陀邇波能良
受當藝麻知袁能流

○淤富佐迦邇ウチノミサキカニは、於大坂なり。大和國葛上郡にて、此地の事は、既に崇神段、箸墓下に出。○阿布夜袁登賣アブノチノノは、遇や處女をなり。夜は、うつや蔽の、と云類の、いはゆる拍子の夜也。袁は、爾の意也。上の仁徳朝歌に、「和例鳥斗波輪離」萬葉十五に「伊豆良等禮乎、等波婆伊可爾伊波牟」これらの鳥乎の、用ひさまに同じ。○美知斗閑婆ミチトノカニは、道間者なり。此山は、大和と河内との、國界に在て、此は河内の方より上る口也。其邊までも、大坂と云しなり。是より石上へ越ます間道を、問はせ給ひしにこそ。解云「今の竹内越と、國府越との間に一道ありて、其道に大坂村ありて、大坂山口神社もそこにたゞせり。其山を、かなたに越れば、河内國丹比郡飛鳥村に至ると、大和人いひき」と云り。今按に、紀には、飛鳥山山口とあり。さらば大坂と云は、此山越の大名にて、飛鳥山と云は、其大坂を、河内の方より上る處の、名なる事しるし。

傳に、此は大道なれば、道筋のしられぬを、問給ふ意にはあらじ。書紀に、此山有レ人乎、對曰云云、とある如く、行先に、敵などあらん事をおもほして、道の状を、問給ふ意なるべしと云るはなかく、にわろし。其よしは、下の、書紀の文を引る下に、云を見てしるべし。

○多陀邇波能良受タタニハネノヨシは、直者不告にて、直路不告爾と、云意也。直とは、避徑に對て、直道を云。其直道は、近き故に、專近道の名となれり。彼奈良より難波へ越る、龍田の間道を、直越と云るが如し。

○當藥麻知衰能流（此神の御名より、地名とも成し也。當麻山口神社など坐地也。此道の事、行囊抄云、追分、長尾村ノ前ニ在、自是南ニ向テ、今市場村へ出ルハ、葛城路西ニ向テ、長尾村へ出ルハ、當麻寺、竹内越、平石越ノ路也。當麻寺ハ竹内ト、中村トノ中間ニ在テ、尼上嶽ノ東也、自奈良ニ至于此行程七里、云云と云り。此竹内越は、河内の方よりは、石川郡より入る趣也。かゝれば其當麻道を經て、石上に到まさんは、いと迂遠の道なるを、直路を不告しは、朕に難を、免れしめんとてなりきと也。

○一首の意は、大坂にて遇へる嬢子に、道を問たるに、尋常ならば、其直道をこそ教ふべきものなるに殊更に、迂遠なる當麻道をしも教へたるは、今ぞ知、朕に危難を遁れしめんとてなりけり。かの嬢子は神女なりけらしと、含め給ふなり。かゝれば前文に、其女人白之、持兵人等云云とある文は、歌に依て、後に附そへたるなり。又後文に、

故上幸 坐石上神宮也とあり。石上の事は、下の武烈朝に出。紀云、則急馳之、自大坂向後、至于飛鳥山。遇少女於山口、問之曰、此山有入乎、對曰、執兵者多、滿山中、宜下廻、自當麻徑踰之。太子於是以為爲給、少女言、而得免難、則歌之曰、云云、則更還之、發當麻縣兵、令從身、自龍田山踰之、時云云、太子便居於石上振神宮とある、是も御歌に就て、作る文多かり。

其は若此時、太子此山有入乎と問はせ給ひて、避道に行幸たらんには、專太子の御思慮に依れるにて、いさ、かも少女が教へし功にあらざれば、多陀邇波能良受云云など賞て、喜び給ふべきにも非ず。又少女は、當麻道を教へ奉りしに、自龍田山踰之とある、かくては、少女が教を信させ給ひし

にあらずなりて、いよ、御歌に協ひかたかるを、傳釋に、御歌の意を紀に據、前文に依て説れたるはいかにぞや。凡て文に泥める事、是のみならねばことわるなり。

遠飛鳥宮朝十六首 紀九首記十二首 其中有同歌五首

紀曰、八年春二月幸于藤原、密察衣通郎姬之消息、是夕衣通郎姬戀天皇而獨居、其不知天皇之臨而、歌曰、

藤原は、大和國高市郡大原村是なり。衣通郎姬は、應神天皇御孫、稚淳毛二岐皇子御女、即皇后忍坂大中姫の弟に坐り。琴節郎女と申せり。此段は、七年條に、皇后之色不平、是以勿近宮中、則別構殿屋於藤原而居也とある、其藤原殿に、天皇幸けるに、をりしも衣通郎姬も、天皇を奉戀て、未幸ぬとも知さぬほどに、よみ給へるみうたなり。

和餓勢故餓、句倍枳豫臂奈利、佐瑳餓泥能、區茂能於虛奈一
比、虛豫比辭流辭毛。

○和餓勢故餓は、吾夫子之にて、此は、天皇を夫として詔へる也。又夫ならぬも、女よりは、男を指て勢といひ、又男ども、互に敬ひ親みても云り。
多か 仁賢紀に、古者不言兄弟長幼、女以男稱、兄、男以女稱、妹とあるが如し。又女ども互に、妹と

云るは、萬葉四に、吹黃刀自歌、また紀郎女が、友に贈歌、また十九に、家持卿の妹の、其妻の許に贈歌、其答歌等に、見えたり。○句倍積豫警奈利は、可來夜也なり。豫警とは、後世には、深夜に對て、初夜の事をもいへど、夜際と云と同じくて、夜間の義なれば、たゞ夜と云ことなり。○佐瑳餓泥能は、小竹之嶺之、なるべし。後世の心にては、誰も皆小蟹之として、蜘蛛の事と心得めれど、此御代の間に未さるごさかしき准へ言は、有べからねばなり。故私記に、山名也と云るに、據て思ふに、天香具山の篠林と、當昔は、小竹の嶺と云けらし。岩屋戸段に、手章結天香山之小竹葉而是を天香山にて、別也と心得たる泥ひは、道別に委くとある故事の隨、上代神事篠は凡て香山のを用ひられて、名高くも有けん。其小竹嶺、今も絶はてざりしなるべし。行囊抄云「天香具山、云云、松茂リタル丸山也、頂平ニシテ、小社有、天照大神宮也、九月祭禮アリ、云云、天磐戸、興善寺、西一町餘、南浦ト云村ニ在、其前ニ神靈木トテアリ、是神代ヨリノ神木ト云、無双ノ大木也、又湯篠トテ、竹林アリ」と云る、是也。即藤原里より、近く直向ふ處なり。○區茂能拾虚奈比は、雲之行なり。是も私記に、雲乃於支天云也と云るに従ふべし。彼藤原大原は、香山の麓なりければ、衣通姫、常に小竹之嶺に著、雲のたゞずまひを見て、君待祥と爲給ひしなり。按ふに、中古後、蜘蛛の一名を、さゝかにと云そめたるは、此歌の解たがへより起れるならん。既古今集に「今しはとわびにしものをさゝかにの衣にかゝり我をたのむる」などよみたるは、その程よりぞ、心得ひがめけん。其は同集序に、いにしへの衣通姫の流也、など云て、此郎姫を、優て歌にたへなる人と心得たるも、允恭天皇皇女の、衣通郎女と、一に思ひ混てにぞあらん。然かおほしき由は、輕太郎女歌條に云べし。しかるに其の蛛の瑞も、異國の書に、暗合せる事のこれかれある、

そは相似て本より別なり。それを以て思ひ惑ふべからず。○虚豫比辭流辭毛は、今夜驗もにて、毛は、歎息なり。辭流辭は、炳に云も、驗あるに云も、語は一にて、續に隨ひてかはるなり。○一首の意は、こよひは、吾が戀る夫の君が、來坐べき夜なり。彼の向ひなる香山の篠之嶺に著く、雲の行ひにて、その驗見られぬとなり。
古今集序法に、わがせこがくべきよひなりさゝかにのくものふるまひかねてしるしも、とある。是篠が根を、小蟹と心得て、泥を爾とよみ、於虚奈比を、ふるまひとは、改めたるなるべし。

天皇聽^{キコシメ}是歌^{コト}則有感情^{コトニシテ}而^{シテ}歌之曰^{ウタヒク}、
天皇は、仁德天皇皇子、履中天皇同母御弟にて、大和國高市郡遠飛鳥宮に、天下しろしめしき。有感情は、然か待給ふ御情を、愛させたまふなり。

佐瑳羅^{ササ}餓多^{ガタ}、邇^ニ之^シ積能^{キネ}臂毛^{ヒモ}弘^{ホト}等^ト積舍^{キセ}氣帝^{ケテ}阿麻^{アマ}哆^タ絆^ハ泥^ネ受^ズニ^ニ
邇多儂比等用能未。
○佐瑳羅餓多は、細紋形なり。佐瑳羅は、小きを云言ふて、萬葉十四に、細萩を、佐々良乎疑、また小石を、佐々禮志、一に、小浪を、佐散禮浪とよめる、此禮も羅の通音なれば、同じ云さま也。大神宮儀式帳、御裝束條に、小紋紫被、小紋紫衣などある小紋も、さゝらかたとよむべきならん。形は、即紋を云。今世にも、然か云り。又今世の摺形に、佐良佐賀多と云あるも、此佐瑳羅を、下上に訛りたるなら

ん。眞魚貝を、奈麻貝、茶釜を、茶麻賀とやうに、倒に訛ること多かれは也。○邇之枳能臂毛弘は、錦之紐乎なり。邇之枳は、赤きが本にて云なれば、萬葉以來、歌にも紅葉の錦など比へ云是也。丹敷の義なるべし。敷とは、敷並てなど云志伎にて、即袴の地なり。臂毛は、上紐、下紐、納紐等の名ある中にも、其衣に、縫著たる紐ありしは、體衣、ひもゆふくれなど、續けたるにてしるし。此に錦紐とよませ給へるは、上紐にて、裝束の御帶を、主と詔ふ詞なるべし。下の鮪臣歌に、拾襖積瀾能、瀾於寐能之都波拖、夢湏寐陀黎、とあるに合せて、然かおほし。萬葉十一に、狛錦、紐乃片叙、床におちにける、明日の夜し、來なんといはど、取おきて待ん、とよめる。是は片とあれば、縫著たるにやあらん。○等枳舍氣帝は、解放而にて、解はなちてと云意也。古へ彼上紐、下紐等ありし故に、相逢ふにも、打とけて遊ぶにも、紐の事を專云り。萬葉十一に狛錦、紐解開、四に、紐解不離、十九に、紐解放而、千年保岐云云、外多かり。此も以上三句は、たゞ打とけて、かたらひ坐むよしに、詔へる御詞也。○阿麻咿絆泥受邇は、數多者不寝爾なり。今本、邇を迹に作れど、釋紀に、邇とあるに依て改めつ。○多儂比等用能未は、唯一夜耳なり。如此詔ふは、御從者もあれば、皇后のもれ聞て、恨み給はん事を憚てなりければ、實は御心の反對にて、あまた寢ばやと云ことなり。其意は、上三句の詞の勢ひにて聞せ給へり。衣通郎姫も、其御心づかひある事は、豫てより心得給へる中なりければ、如此詔へる反對の意をば、よく聞とり給ひしなり。諸註悉く其意を聞しらず、云る事皆ひが事也。うるさかれれば引ざれど、次々歌、又其前文等に合せて悟るべし。

明旦天皇 見ニ 井傍櫻華、而歌之曰、

此井は、後に所謂藤原御井にて、其地を藤井原と云しも、此井の名高かりし故ぞ。其よし、萬葉釋に云つ。

波那具波辭、佐區羅能梅涅、許等梅涅麼、波椰區波梅涅孺、
和餓梅豆留古羅。

○波那具波辭は、花細なり。櫻は、花の美賞ものなれば、かくはつゞけ給へる也。久波辭の事、既に
出。○佐區羅能梅涅は、櫻如賞なり。如くの意は、能の如の、那の言に在。さて此句を、句毎に承て、
いとちからあり。○許等梅涅麼は、如賞婆にて、此やうに賞るならば、と云意なり。萬葉七に、殊放
婆、奥從將放、湊自、邊著時爾、可放鬼香、十三に琴酒者、國丹放嘗、別避者、宅仁離南、乾坤之、神
志恨之、草枕、此霧之氣爾、妻應離哉とある、殊も、琴も、別も、假字にて、如此放るならばと云意な
り。其は、萬葉に、左右、云云、自彼自此、などよめる加久は、彼に對て、此の意なれば、本より加と許とは通音なり。
許等と云て、如此と云意になりしなり。元來許は、此、等は、與知古など云、知の通音なれば、其方以て、解べきなれど、さては語釋の長くなりて、云にくきふしぐあれは、安き方以て、諱すなり。
古今集にも「ことならば咲ずやはあらぬさくら花見る我さへにしづ心なし」など、これかれあり。其心
して意得べし。

抄に「異感者なり。櫻より、外の物をめづるはの意にて、衣通姫の外の人に喩へ給ふ也」と云るは、
いとまだし。解は、大かた可けれども、賞者と、者を清たるはわるし。又後の釋に、此やうの賞なら
ばと云意也、と云るも、少し事たがへり。此やうに、賞るならば、と云意にこそはあれ。

○波椰區波梅涅孺は、既者不賞にて、前かたより賞べかりしものを、悔しくも、疾不愛而、皇后となさざりしよと、云意也。梅涅孺は、後世の言以ていはゞ、梅涅傳にて、古今集に「見るめなき我身をうらとしらねばや加禮那傳あまのあしだゆくくる」伊勢物語に、「夜あけなばきつに波米奈傳くたかけのまだきに鳴てせなをやりつる」などよめる、那傳の傳に同じ。今俗に、悔む事などある時に「われとした事はよ、彼時に云々も不爲」とやうに云ことあり。是又同じ云さまなり。今よりしては、いと耳疎き古語なれば、此等相合せて、右の意をよく考へ味はふべし。

抄云「さくらを見るに、やがて愛る如くになり」解云「痛手不負者、戀乍不有者、などよめると同じく皇后の御妬によりておもほしめすまゝに、かたらひ給ふ事もあらねば、かゝる賞ならば、賞ずあらずあらんものと詔ふなり」など云り。凡て近昔までの人々は上代の歌に限りてかやうに疎に見過せる、癖のごとくなりき。

○和餓梅豆留古羅は、吾愛子等にて、子等、衣通郎姫を、指給へるなり。下の輕太子御歌に、加流衰登賣穆母と、よみ給へる等も、此等と同じくて、一人の上にも云ことなり。

○一首の意は、花の美賞き櫻の如くに、吾が見愛る妹よ、此やうに寵るならば、前かたより后に立て愛べかりしを、速愛ざりしが悔し、朕寵る妹よとなり。此御歌の御情深きを以ても、前御歌の、多儂比等用能未も、反對を詔ひし事を知べきなり。

皇后聞之且大恨也、於是衣通郎姫奏言、妾常近王宮而晝夜相續、欲視陛下之威儀然

皇后則妾之姉也、因妾以恒恨陛下亦爲辛苦、是以冀離王宮而欲遠居、若皇后嫉意少息、歟、天皇則更興宮室於河内茅渟、而衣通郎姫令居、因此以屢遊稿于日根野云云、十一年春三月癸卯朔丙午、幸於茅渟宮、衣通郎姫歌之曰、

且大恨也とは、此紀七年條に、適産大泊瀬天皇之夕、天皇幸藤原宮、皇后聞之恨曰、妾初自結髮、陪於後宮、既經多年、甚哉天皇也、今妾産之死、生相半、何故當今夕必幸藤原宮云云とあり。故此に、且とは云るなり。此は初め皇后御懷妊の間、同母妹衣通郎姫を、天皇に献り給ひたるを其御志を失ひて、然かふるまひ給ひしうへに、今又右の大御歌に、反對を云隠し、或は既に愛ずなどよみましつるを、洩聞して、更に恨み給ふなり、河内茅渟は、今は、和泉國和泉郡なり。日根野も同國日根郡あれば其處の野なり。和名抄に、靈龜二年割河内國大鳥日根兩郡、置和泉國と見ゆ。さて此は、天皇のあまり屢行幸給へるを、すこし諫めがてらに、又絶たまふ事も勿れと事を兼てよみませるみうたなり。

等虚辭陪邇、枳彌母阿閑椰毛、吳舍儺等利、宇灘能波摩毛、能、余留等枳等枳弘。

○等虚辭陪邇は、無窮なり。萬葉九に、常之倍爾、夏冬往哉云云とあり。常並とも云、奈を省る也。○枳彌母阿閑椰毛は、君毛遇哉毛にて、遇かしと願ふ辭也。椰と云辭多かる中に、此「あへや」「あれや」「ゆけや」など云て、冀ふ意の一種ある事、助辭一覽に云つ。下の毛は、例の歎息なり。○吳舍儺

等利」は、海と云ん枕詞なり。言の意は、神武大御歌、伊瀨久波斯の條に、委く云り。○宇瀨能波摩毛能」は、海濱藻之也。○余留等枳等枳弘」は、依時々乎にて、弘は、例の邇の意なり。時々は、今世に云如くをりくの意にぞある。

○一首の意は、行末長く見すて給はず、君もあひ給へかし。此茅淳の海に西ふきて、稀に濱藻のより來る如く、滋からずただをりふしごとと、となり。

此時々乎を、抄、解等をはじめ、凡て舊説どもに、海の濱藻の、たゞいつとなく、依來る如く、常に我方に依來て、逢たまへといふ意也、と云れども、さては、上の衣通郎姫の御詞に、皇后則妾之姉也、因妾以恒恨ニ陛下ニ亦爲辛苦と詔て、藤原の宮を辭して、わざと和泉の茅淳に、遠ぞき給へる程の、御心に叶はず。抑衣通姫の、然か詔ひしは、自身弟として、姉皇后の御念を痛めては、姉妹の間にして、あるまじき事とおもほして、和泉國まで遠ぞき給ひたるに、猶あまり屢問ひ給ふが、うたてきに、如此しげくは、問せたまはずな、海の濱藻の、たまさかに依來る如くに、只時々訪來給ひて、皇后の御恨を休め、長く常しくに、相變らず逢給へと、詔るにて、今俗言に、ほそく長く、逢給へと云ほどの、意にこそあれ、されば前文の續きに、茅淳行幸を、數回記して、其次云、於是皇后マシタマヒキレハ、カホ、コト奏下言妾如毫毛非疾ニ弟姫然恐陛下屢幸茅淳是百姓之苦、仰願宜中除車駕之數上也、とは申さしめ給ひし也。かゝる文等を相合せて、舊説どもの非をしりつべし。

此後文云、時天皇謂衣通郎姫曰、是歌不可聆也他人皇后聞之必大恨、故時人號濱藻謂奈能利會毛也と有。皇后云とは、右の御歌の、常へに逢へと云を、憚り給ひての事なるべし。號濱藻

云云、此に依れば、此御時より、なべての濱藻を、奈能利會と云が如くなれども、なおりそは、一種の海草の名にて、今ほだはらと云藻の事也。和名抄に、漢語抄云、神馬藻三字、云奈乃里會、但神馬莫騎之義也、と見ゆ。順朝臣、紀に背て、如此云る、其所以こそあらめ、源重之集に、但馬國の、出石宮と云社にて、なおりそと云草を「ちはやふるいづしの宮の神の駒ゆめなおりそやたよりもぞする」此歌、新拾遺集に出。とよみたる、此歌の如く、神馬字につきて、勿騎と、負しつるが本なりけむを、紀文は、談辭に添たるにこそ。

記云、天皇崩之後、定木梨之輕太子、所知日繼未即位之間、紆其伊呂妹輕大郎女、而歌曰、

此御段の初に、天皇娶意富本杼王之妹、忍坂之大中津比賣命一生御子。木梨之輕王、云云、次輕大郎女、亦名衣通郎女と、見えたり。

阿志比紀能、夜麻陀袁豆久理、夜麻陀加美、斯多備袁和志、勢志多杼比爾、和賀登布伊毛袁、斯多那岐爾、和賀那久都、麻袁許布許曾婆夜瀨久波陀布禮。

○阿志比紀能」は、山と云ん枕詞也。されど然云言義、昔より、今に定かならず。傳云「足引城之也。足は、山の脚、引は、長く引延たるを云。城とは、山の平なる處を云。其は、周に限りありて、自

一かまへなればなり。されば此枕詞は、足を引たる城の、山と云つゞき也」と云り。是も未諸ひがたし。城とは、殊更に構へたる處をこそいへ、なべての山を、争か城といはん。彼注に引る、神武紀に、高尾張邑有^ニ土蜘蛛^一云云、因改^ニ號^一其邑^曰葛城^一とあるは、土蜘蛛等が、城を構へて栖し故なり。また字陀能多加紀、とよみましたるも、兄宇迦斯、弟宇迦斯等が、構へたる處のありしを以てなり。また仁徳天皇大御歌に、美母呂能、曾能多迦紀那流、とよみましたるは、葛城高鴨御諸にて、其山の一構なりつれば、既^ニ高城^一地名と成つるを以てなり。此山の事は、卷六自三十三葉右、至三十二葉右間に此等の外に、たゞ山を指して、城と云ること 離流とあるは、其處に角刺宮のありし故也。百餘城の、大宮と頼此等の外に、たゞ山を指して、城と云ること たえてなし。右等の如く、城と云りしは、特^ニさら^一に、構へたる處のあるを本にて、又或は、其山の四方、谷、絶壁等を隔、自一構の如くなりて、害を禦く勢ひあるをも云し也。中古にも、事とある時、山に閉籠りし者の、此彼ありつるも、さる要害の地を求めしにぞある。後世にも、後醍醐天皇の、笠城山、楠河内守の、千磐窟城等、是也。おし並べての山を、いかでか城とはいはん。そのひが事、此を以てしるべし。又解云、「足とは、山の麓をいひ、引は、引はへたるを云こと也」とて、城のさたは見えざれど用言の下に、之と置べからねば、是もひが事なり。冠辭考云、「山は、木の繁きをめづれば、繁木と謂て、山に冠せたるならん云云、紀にも、集にも、青山、青垣山、青菅山、青香具山者、略春山路、之美佐備立有、とよみて、之美は即繁也。これらに依るときは、青繁木の山てふ意なるを、あをの、をを略るにや云云、後考云、十四に、於布之毛等、許乃母登夜麻乃、麻之波爾毛云云、此三句は、生る繁木の、此本山の、眞柴の如くにもと云也。本とは木だちを云り。孝徳紀に、摸騰渠登爾、播那波左該騰摸、とよ

めり。然れば、此生繁木の、山てふ言をもて、阿志備木の、山と云て、冠辭とせし也けり。何ぞといは、かの之母等は、繁木也。安之備木の、之備木も、繁木にて、備の濁ると、美と通ふ例も既に云るが如し。かくて、於と、阿とは、通り云云、此本文は、いまだしき考へなれば、今改む」と云り。抄は、私記に、山行之時、引足歩也、と云を引て、縁に云へるのみなれば、今は略きつ。 此冠辭考の説や、今少しと思ふ處なきにはあらねど、他説には、こよなく優れり、其中に、はじめの青繁木の説は、青は、眞青と云て、阿を省く例に違ひ、後の生繁木の説は、生の言、糙かならぬ故に、傳、解等にも、思ひ捨たるやあらん。されど萬葉に、百木守山とも、眞木立山とも、青葉の山とも、青山の葉繁き山とも、長月の、紅葉の山ともつゞけて、凡て山の用を、木を以て云るが多かれば、右の二説は、皆がらは動くべからず。固り、夜麻とは、生場生は、生すの上略なり。敵、叢などの夜も、皆これに同じ。の義なれば、今も田里にては、平地にても、樹の繁れる處を、夜麻と云り。谷字を、夜とも、夜都とも訓めるも、祝詞などに、大峽、小峽眞木と云る、峽字の意にて、樹は、もはら山あひの、低き處に、よく生立より、其處を、夜と云て、谷字をも當しなり。これらに、彼繼苗生と云、枕詞を相合せて、いさゝか補は、阿は、木を生す意なるべし。於波は、阿と約れば、令生繁木の、一の志を省き、美と備と通ふ事は、冠辭考に、云るが如き也。○夜麻陀袁豆久理は、作山田也。○夜麻陀加美は、山高みにて、美は、故にと云意也。○斯多備袁和志勢は、下樋令走なり。走は、水を行を云。私記に、下樋土中度樋也、と云る如く、山田を佃るに、山の高くて、水のかゝり難き故に、地下より樋を通して、水を通はし取るよしなり。さて是までの四句は、次の句を云むとの序也。○志多孺比爾は、下聘になり。かの下樋の水の、地中を行如く、下に忍びて、妻聘せずよし也。○和賀登布伊毛袁は、吾聘妹を

なり。哀は、例の爾の意にて、次なると、二を一に合せて、妹に安く、云云とつゞけり。○斯多那岐爾は、下泣爾なり。忍びて泣を云。下歌にも、此語あり。○和賀那久都麻衰は、吾泣妻を也。○許布許曾婆は、今日こそはなり。今本、許存とあれども、存字は、布の誤るしかれば改つ。祁布は、此日の意なれば、許布とも云しなるべし。今夜、今年など云と、同例なり。○夜漬久波陀布禮は、易膚觸にて、禮は、許曾の結なり。膚觸と云こと、今も專云り。

○一篇の意は、山田を佃るに、其山が高さに、水をかけん由なれば、地底より、下樋を走らす。此まで下と云言を、呼出ん其下樋の、下聘に、吾聘妹に、下泣に、吾泣妻に、得逢すて、はてんかと思ひしに、今日と云今日こそ、思ひしよりも易く膚觸て、うれしとなり。

抄に、易傳と釋せしは、誤字を助けてなりければ、むげにきこえず。傳に、休肌觸なり、休は、下泣に、苦しみわびつるが、休まれるを云なり、と云るもわるし。下聘、下泣に、戀わたりて、末つひに、得逢じかとおぼしつる妹に、思ひの外、容易逢遂給ひぬるを、よろこび給ふよしにこそあれ。

本文、歌左に、此者、志良宜歌也とあり。後學歌の意にて、歌の末を上てうたふを云なるべし。神樂譜云尻擧、三度拍子乎用留、即神乃音振也、とある條に云り。又紀には五句以下、志多那企貳、和餓離句菟摩。箇吟離企貳、和餓離句菟摩、去鑄去曾、椰主區波娜布例、とあり。此はいたく省りたり。うたひひがめたるなるべし。此にも、去鑄とあれは、記に、許存とあるも、誤字ならじかと思ふやうなれど、さてはいかにも聞えがたし。事今世にもあり。又二字とも、紀記ともに、通じて誤れる事、外にも多かれは、泥むべきにあらず、一方誤れば、又一方も、其誤りをうくるに、假字の例も覺束なし。

又歌曰。
 佐々婆爾宇都夜阿良禮能多志陀志爾韋泥且牟能知波、
 比登波加由登母宇流波斯登佐泥斯佐泥且婆加理許母
 能美陀禮婆美陀禮佐泥斯佐泥且婆。

○佐々婆爾、宇都夜阿良禮能は、小竹葉に、打や霰之にて、夜は、いはゆる拍子の夜なり。霰の物にあたるは、打付るが如くなれば云。萬葉に、霰打、安良禮松原などもつづけたり。此二句は、次句の序也。○多志陀志爾は、上よりの續きは、小竹の葉に、霰の降る音にて、今俗に、登志登志と、云、是也。其を承たる意は、髓々にて、髓にと云也。髓かとは、假そめならず、俗に髓りと纏寢を云が如し。今言に髓としたと云も、多志加の多を省るなり。下の御歌にも、多斯美陀氣、多斯爾波韋泥受、萬葉十二に、髓、使乎無跡、出雲風土記、鴨根郡、手に、此國者、丁寧所造國、在詔、而故丁寧負給、而今人猶誤、手染郷云耳、などある、是等考へ合すべし。○韋泥且牟能知波は、率寢てむ後者にて、韋泥は、女を率て共寢するを云。一卷、彦火々出見尊、神詠下に云り。○比登波加由登母は、人雖被議にて、人に議らるゝともと云意也。此事、縣居説なれども、其を補て、傳云、人とは、百官人などを云。人とのみあるを、人爾の意とするは、常に「人しれず」、「人わらえ」など云も、人に不所、知、人に被笑と云ことなり。これらの例を以て知べしと、云るが如し。さて波加由は、波加良由の、良を、省けるなり。齊明紀に、伊喻之々乎とあるも、被射猪乎なり。神武紀に、中矢而、天武紀に、被矢などあるも、被射の意なるから、

伊延とは訓る也。古くは、禮を衣と云、流を由と云、又良流をも、由と云り。世にいはゆる、と云る語も、世に所レ謂と云言なるが、古語の格に、云傳へたる也。猶此例、萬葉に多かり。此釋をも見合すべし。抄などに、人者雖レ易と注して、太子の位を易る事とせられたれど、よからず。○宇流波斯登は、與レ愛にて、愛き妹と、いふ意なり。萬葉十四に、「曾能可奈之伎乎、刀爾多豆米也母」また「可奈之伎我、古麻波多具等毛云云」此等も、悲しと思ふ人を只可奈之伎とのみ云り。上の白檮原宮朝大御歌に、延袁斯麻加牟とよませ給ひたるも、延は可愛にて、此の愛と同意なり。今世の俗言にも、京師の婦人、小兒を指て、伊登が、（勞しき子の、夜々が、漸にの、など云るも同じ。古今集以來、如此る云なしの聞えざるは、詞の借物になりし故なるぞかし。○佐泥斯佐泥豆婆抄云「寢だに寢たらばの意なり。斯は、八田皇女の御歌にも有て、注せし如く、助辭ながら、だにの意あり。豆婆の婆は、濁るべし。萬葉十五七夕に、「秋萩ににはへるあが裳沾ぬとも君が御舟の都奈之等利豆婆」此類多し。今歌、是に同じ」と云る、おもしろき注の爲さまなり。後頭未開けざりつれば、いまたしき説こそ多けれ、其得たる言の上におきて、信に斯は助辭ながら、力ありてだにと云ほどの心あるも多かり。佐泥は、眞寢にて、髓に射るを云。十四に、佐禰乎佐禰豆婆、ともよみたり。かゝる豆婆は、而有者の約れるなれば、常に、爲ては、言ては、など云、而者とは別なり。○加理許母能は、苜蔣之なり。苜蔣は亂るゝ物なれば、亂ると云枕詞に、多くよめり。○美陀禮婆美陀禮は、是も抄云、亂者 亂よの意なり。余字をくはへて心得べしと云るが如し。按に、此は吾神習の、掟に背けし戀なれば、はじめより人の諫も世の誹りも多かめれば、終に如此あたら御身を思ひ棄給ひしなるべし。紀前文に、殆將至死、爰以爲、徒非死者、雖有罪、何

得 忍 乎、遂 竊 通 とあると、合せて察すべし。

古へをしらぬ人の心よりは、いと猥りなる事のやうに思ふめれど、上つ代は、異母兄弟は更に
もいはず、同母兄弟も、をさく一殿にはおはさず、産れ給ふと間もなく、御母の里、或は乳母など
につけて、それく、遠く分ちおき給ひつれば、其御兄弟の王等互に御面も見しり給はず、御兄弟
親戚のやうにもあらざりつるまゝに、稀には、ふと見せめ給ひて、如此る御あやまちもありしなり。
されど然か分ち置て、異母兄弟までは、婚をなさしめ給ひつるも、其本は、皇統を重みせさせ給ふ、
天神の、御神習なりければ、凡下の者の、知べき際ならざるぞかし。其は上のをちく、叛逆を起し
給ひし皇子だちの、此彼あるも、別殿におひ立給ひて、御兄弟のやうに、あらざりつるより、起るわ
ざなれど、それを以て、天つ日嗣の、名をれとはせざるが如くぞある。此は道に關るわざなれば、聊
かことわり置になん。

○佐泥斯佐泥豆婆は、一首中の肝要なるから、ちからを入れて、再びかへし給ふなり。

○一篇の總意は、先上なる御歌に、易膚觸とよみ賜へるは、假そめに逢見給ひしにて、あかずおほせば
冀で假そめならず髓に逢見む由もがな。髓に心だらひに、逢見て後は、たとひ百官等に相議られ、重き
罪に落さるともいかにせん。如此まで愛しと思ふ妹と、眞寢だに眞寢たらば、人の諫め、世の誹りも
顧ず、亂れついでに、亂れば亂れはてなとなり。是切なる戀の限りなるべし。

古今俳諧に、「まめなれど何そはよけく苺かやのいさやみだれんしどろもどろに」是は戀ならねど、下
句の意相似たり。さて此御歌を、傳注に、初五句、比登波加由登母までを一首とし、宇流波斯登以下

を又一首として、本二首の御歌ならんと云るはわろし。かく同じ事を、返々いひ入て、嘆き給ふにこそ、切なる御心の見えわかれたる、中々に、上古の歌のすぐれたる處なりけれ。
右御歌次に、此者夷振之、上歌也とあり。上に、後擧歌といひ、下に、片下と云あり。皆歌ふふしの、上下に就たるなり。夷振の事、第一卷に出。

是以百官及、天下人等背輕太子、而歸穴穗御子、爾輕太子畏而、逃入大前小前宿禰大臣之家、而備作兵器、穴穗王子亦作兵器、於是穴穗御子與軍圍大前小前宿禰之家、爾到其門、時零大冰雨、故歌曰、

穴穗御子は、太子の御弟也。大前小前宿禰は、歌の上に釋す。米雨は、本は、此字の如く、雹を云けんを、後に轉じて、大雨、或は急雨をも云しなるべし。さて此段、御歌のさま以て思ふに、興軍圍云云は、百官に進められて、向はせ給ふなれど、穴穗御子、弟として、兄皇子を捕給はん御心は坐す、たゞ大前宿禰が計ひを頼みにて、寄給ひし也。よせながらも、計らはするやうこそあらめとおもほすに、をりよく、急雨ふり出たるを幸ひに、雨やどりの體に、宿禰が門に、先、御歌以て宿禰が心を試ませ給ふよし也。よく此心を得ずては、此贈答の、御互に、みこ、ろ用ひ深かる程を見過して、いたづら事となりなんかし。

意富麻幣、袁麻幣、須久泥賀、加那斗加宜、加久多知余良泥、七
阿米多知夜米牟。

○意富麻幣、袁麻幣、須久泥賀は、大前小前宿禰之也。此人の名、紀には物部大前宿禰とありて、既に履中紀より見えたるを、何れも大前とのみ云て、小前とはいはず、姓氏録には、二處まで、小前宿禰と云て、大前とはいはず。故思ふに歌のつゞけに、大木曾や、小木曾、大比枝や、小比枝など、重ね云やうに、此の人の名も歌などには、稱へ重ねて云けるまゝに、或は大前といひ、或は小前ともいひけらし。さらば此の端詞は、歌に引れて、大前小前とは、重ねしるしゝなるべし。
○加那斗加宜は、金門陰なり。古へは門の鎖を、鐵以てさし堅固ける故に、金門とはいひき。萬葉四に、小金門爾、物悲良爾、念有之、九に、金門爾之、人乃來立者、十四に、兒呂我可奈門欲、由可久之要思毛、また可奈刀田乎、安良我伎麻由美、など見ゆ。後世に、只門とのみ云は此金門を省る也。今此處は、俗に門の陰と云意也。
○加久多知余良泥、阿米多知夜米牟は如此立寄ね、雨立止むにて、余良泥は、寄れと令る辭なり。加久とは、吾がごとく如此と、皇軍士等に詔ふ詞にて、此二句の意は、計らふ事もあれど、折あしく雨ふり出たり、いざ先づ吾如く、汝等も、此金門陰に立よりて、雨を止めよかし。雨を過して、左も右も計ひなんと詔ひ示し給ふなり。さて如此、吾軍士に示し給ふ御詞を、高やかに歌ひ揚げて、其間に、よく取計ひ申せと、大前宿禰に諭し給ふ、皇子の深き御思慮なるぞかし。

此等の意、抄解はむげにき、知ず。傳釋も、猶いまだし。只吾軍士に、詔ふのみならば、歌ひ給ふに及ばんや。大前宿禰に、よみかけ給ひつればこそ、宿禰も、次歌以て、御答へ申せるなりけれ。又立寄て攻よと云こと也、と云るも、拙き見さまなり。此時穴穗御子、たゞ討手のみに向はせ給は、何

ぞ雨を止給ふに及ばん。速みに打入給ふべきに、かゝる歌をうたはして、イみ休らひ給ひしは、御心なくて、然か爲まさんやは。又此歌、只吾軍士に、詔ひきけ給ふのみならば、歌と云ばかりのふしもなく、全平言なるを、千歳の後を、語傳ふべきにあらず、此等をよく考へ合せて、紀文の詔ひをも知べきなり。

○一首の意は、御子の御心の内に、吾弟として、兄太子をいかでか捕奉らん。討手に向ひたりとせば、捕ずては得あらず、向はずといはゞ、百官聽べからず、又太子をかくまひたりと云名を立ば、取計ひかねまし。よき時に、雨こそふり出たれ、御心の内なり。いざ先しばし、大前小前宿禰が、金門の陰に雨やどりして、ともかくもせん。吾が如く、軍士等も立よりて、雨を止よとなり。さて御方の爲には、かく何事なくうたはして、宿禰には、此イみ居る間に、さるべく計へとの、みさとし也。上代の歌は、言すくなく、心は、いと深く、巧みなるものと云ことを、思ひしらん人は、此意を問しるべし。

爾其大前小前宿禰、擧手打膝、儂詞那傳歌參來、其歌曰、

是即右の御歌を、宿禰よく聞しりて、如此はふるまへるなり。擧手打膝は、穴穂御子の、穩ひしくものして、孰にも咎をきせじと、雨にかこつけて、イみ給ふ御心づかひを、甚く歡喜るありさま也。神樂譜に、比左乃己惠、體源抄に、膝打など云ことありて、本より舞につきたる事ながら、それも歡ぶ時の手ぶり也。訶那傳は、肘摩の義にて、儂の手を、なづるが如く、するが如く運ぶを云。然るに傳などの注に「今小前宿禰の、如此爲つゝ、此歌をうたひて參來る故は、穴穂御子の圍み攻給ふに、

驚き怖るゝ心もなく、かばかりの小事に、然勿騒ぎ賜ひそ、と云意を示せる行狀なり」など云るは、初めのひが事に引れて、未迄ひが事せるなりけり。諸注共に、威く然れば、今は皆もらしつ。

美夜比登能阿由比能古湏受、淡知爾岐登、美夜比登々余八
牟、佐斗毘登母由米。

○美夜比登能は、宮人之なり。即穴穂御子の、率給ふ軍士等なりけれど、御子の穩かに詔ふ御詞に擬て、宮人と申しなせる也。○阿由比能古湏受は、脚帶之小鈴なり。是も軍旅の人々を、たゞの旅人になして、云なせる詞なり。阿由比は、天武紀に、脚帶字を訓たり。行旅具にて、萬葉にも專旅によみたり。古へは如此る物にも、鈴を着し事、劍の鈴の類ひなり。○淡知爾岐登は、落去とにて、登はとの意也。○美夜比登登余牟は、宮人變動なり。此二句の意は、吾門に、雨やどりする宮人の、さやめく聲のするを、何ぞととへば、脚帶の小鈴のおちにきとなり。其ばかりの事に、ゆめく騒ぎ給ふ事勿れ、此ゆめくの意は、次句と合せて、然かきこゆ。と云て、押入給ふことなかれと、おさへ留るなり。登余牟と云語は、萬葉にも、多くよみて、今は誰も聞知べければ、釋を省けり。○佐斗毘登母由米は、里人も謹にて、近隣の郷人等の、何事かとして見を集れるを、汝等も、ゆめく騒ぐ事勿れと、禁止る也。由米は、忌むを、ゆめく活かして、其事を制し止むる言也。萬葉に、浪立莫勤、風吹莫勤など多くよみ、後世にも、努々云云勿爲曾など云る、是也。さて此母一にて、右二句、宮人も郷人もとよむが宮人も郷人もとよむ勿勤と云意に聞ゆる也。

○一首の意は、御子の程かなる御執なしを、厚く辱なみて、いかにも事ちひさく、申しなして、人々を辱んとて、旅に出たつ宮人の、吾が門に立休らひて、さやめくを、何ぞとへば、脚帯の小鈴の、落りせにきと、いふほどの事なるぞかし。それに郷人等迄、いぶかしみて、見につどへり。其宮人も郷人も、ゆめく、とよむ事勿れかし。われ承りて、よく計ひなんとなり。

傳注云「一首皆譬にて、其譬へたる意は、此度太子を滅したまはんは甚易き御事なるに、然かことごとしく、御軍を起して、向ひ賜ふは、たとへば、足結の小鈴の落失せたる、いさゝかの事に、宮人里人の騒ぐが如し。それは甚あるまじき御事なり。ゆめく、さわぎ給ふこと勿れ、と云るなり。宮人里人と云は、たゞたとへのうへのみの言にて、歌の意にはあづからず」と云り。さては御子の、如此寄らね、雨たち止んと、取なし給ひし、御心づくしも、宿禰が、其を承たる心用ひも、何も、悉くいたづらになれるをや。そもく、此宿禰は、天物部にて、徳速日命十二世孫、此御時、大前小前宿禰としも稱へられたる人なるに、天日嗣治すべき御子に、奉對て、さる無禮き言を白て、はづかしめ奉らんならば、よくよく考へて、物は申すべきわざなるぞかし。

左文云、此歌者、宮人振也、如此歌、參歸白之、我天皇之御子、於伊呂兄王無及兵、若及兵者必入喉、僕捕以貢進、爾解兵退坐、故大前小前宿禰、捕其輕太子、率參出以貢進、とあり。是宮人振と云は、初句の詞を取たる名、於伊呂兄王以下の文等は、右の贈答の意を、そのまゝ取て記し添たる文なり。必入喉とは、伊呂兄王の不義を、顯はにせん事にて、即穴穗御子の御心をしるしたるなり。此宿禰の、御子をひたぶるに、尊みつる事は、我天皇之御子としるしたるが如し。

其太子、被捕歌曰、

御歌のさま、まだ忍びて、逢そめ給ふ間るときこゆ。此に出たるは、紛れつるなるべし。凡て此太子の御うへの、何くれの事ども、記紀ともに混ひたることおほかり。其は道別に辨へたるを見てしるべし。

阿麻陀牟、加流袁登賣、伊多那加婆、比登斯理奴倍志、波佐九能夜麻能波斗能、斯多那岐爾那那。

○阿麻陀牟は、天飛也。登夫と陀牟と、普通ず、萬葉に、天飛也。輕路、また天飛也、輕乃社などあるも、天飛雁とつけけたるなれば、此も其意の枕辭也。古く加留覽をも、加利とよみたれば、雁、鳧相通はして歌にはよみし也。○加流袁登賣は、輕媛女にて、輕大郎女を詔ふなり。今本、乃字あれど、紀にしたがへり。○伊多那加婆は、甚泣者なり。萬葉にも、痛毛爲便奈美など多くよめり。伊多母は、伊多母と云に同じ。卷四に、伊多ともあり。凡身に受て、痛きはかり切なるものなかりければ、其より移して、甚大意にも云習へり。○比登斯理奴倍志は、人知ぬべしなり。紀には、志を、瀾とあり。此は、志の方まさるべし。○波佐能夜麻能波斗能は、羽狹山鳩之なり。履中紀に、鳥往來、羽田之汝妹者、羽狹丹葬立往とある、此羽狹也。履中紀にては、何れの郡とも知がたかれど、今此歌と合するに、高市郡、輕に近き山の名なるべし。鳩は、種類あれど、何れも、喉聲に鳴ば、下泣の序に詔へる也。鳩如くと心得べし。さて此句、諸注共に、二句と爲れど、口づから歌ひし世の歌には、

九言も、十言もあれば、本一句にうたひ給ひけん。○斯多那岐爾那那」は、下泣爾泣けなり。今本、那久とあれど、那久にては、上に倍志とあると、語のかけあひよからぬうへに、此處は、聲を揚て甚く泣ば、人知ぬべければ、密びて下に泣けと、詔ふなれば、必ず那那とあらざては、協ひがたし。傳にも、此ことを云るやう「上の人知ぬ倍志の言、若書紀の如く、倍美ならば、那久と結めて調ふなり。其時は人の知べきに依て、下に泣と云意也。然れども、此は、那氣とあるべき御歌なり。那久とは、後に誤り傳へたるものなるべし」と云ふが如し。故今改めつ。

○一首の意は、輕の郎女よ、然か哭にたて、甚く泣ば、世の人も知ぬべし。泣もことわりなれど、泣ならば、朝夕きく、羽狭の山の鳩の如く、下泣に泣て、此互に密ぶ中を、人にしらる勿となり。

又歌曰

此御歌は、事顯れて、郎女を、別處に引放んとせられける時、よみましゝなるべし。

阿麻陀牟加流袁登賣志多多爾母余理泥互登富禮加流二
袁登賣杼母

○初二句、上注の如し。○志多々爾母」此句に、二の意あり。其一是、下々にもなり。いとよを、いとよなど云類にて、中下下に忍ぶなど云下と同くて、志奴比志奴比にと云むが如し。其二是、志多々加爾母にての志の省れるなり。夥多と云語、古言には、例もおほえねど、中古こなたには多かれれば、古くも云し夥度母と云んが如し。

ことなるべし。此二何れが當れらん、後見む人、考へ定めてよ。今暫く衆説に就て、初の意以てとくべし。○余理泥互登富禮」は、寄寢而行去にて、寄寢は、寄そひ寢を云、行去は、字の如く、行去と云意也。神代紀に、行去とあるもその意にいへり。

傳に、倚偃而行去と注して、此御句の意は道かひにても人にしのびて、物の陰などに倚り、身を潜めて行過よ、人にすがたを見知らるな、と詔へるなり、と云ふは、おぼつかなし。さる事ならば、歌な

らでも詔ふべきわざなり、凡て歌ふべき事と、直言以て云こととの、差別をよく考ふべし。

○加流袁登賣杼母」は、輕媛女等なり。杼母の事、上のうたにいひつ。○一首の意は、輕媛女よ、かく事顯はれて、放るゝならば、密々にも、寄そひ寢てのち、行さるべし。又逢見ん事も、かたかるべければ也となり。

故其輕太子者、流於伊余湯也、亦流之時、歌曰、

此御歌は、此御時のと聞えたり。伊余湯は、舒明紀、十一年二月、天武紀、十三年十月、萬葉三に、山部赤人の歌等に出て、上代いと名高き湯也。されど其温泉にと云にはあらず、温泉郡の内の、さるべき地へ移し奉りしを云。其湯は、今道後の湯と云、是也。委き事は、萬葉に云べし。

阿麻登夫登理母都加比會多豆賀泥能岐許延牟登岐波二
和賀那斗波佐泥

○阿麻登夫は、天飛なり。○登理母都加比會は、鳥も使ぞ也。凡て使は、急速を主とするものなれば、萬葉に、玉梓使と多くよめる、此玉梓は借字にて、飛翹と云ことの約れるなり。八千矛神御歌に、急飛や、天馳使と、よみ給へるをも合せ考ふべし。故上代の使の名に、鳥を以て、稱へたるが多き事、已に、仁徳段、鳥山が條に云ふが如し。さるからに、鳥をも使とよめる歌、又多きなり。萬葉十一に、妹にこひいねぬ朝けにをし鳥のこゆ飛わたる妹が使か、十五に、安麻等夫也、可里乎都可比爾、衣豆之可母、ならのみやこに、ことつけ夜ら牟。○多豆賀泥能、岐許延牟登岐波は、鶴之音之、將所聞時者なり。○和賀那斗波佐泥は、吾名問せにて、問へを、延たるなり。名を問へとは、吾うへを思ひ出よと云ことなり。

○一首の意は、遠く放りて、人便のあたはぬ時は、せめて空とふ鳥も使ぞ。鶴は、遠き境を渡るものなるが、もしみ空に、鶴の聲のきこえん時は、わが事を思ひ出て、名だにいひ出てよとなり。せちなる時の人情は、かくぞかし。おもひやれば、あはれなる御歌なり。

又歌曰、
 意富岐美袁、斯麻爾波夫良婆、布那阿麻理、伊賀幣理許牟
 叙和賀多々彌由米、許登袁許會、多々美登伊波米、和賀都
 麻波由米。

○意富岐美袁は、大君をにて、輕太子、御自詔へる詞なり。御自大君と詔へる例、雄略天皇大御歌、推古天皇大御歌等に見ゆ。されど此は、若太子の御心に、大君たる我を、嶋に放ると云御怒も、坐に就て、殊更に、大君としも、ことわり給ふなるべし。傳に、袁は、余と云むが如し。常の袁とは異なりと云れど、此袁は然らず。たゞ常の袁なり。大君をほと心得べし。 ○斯麻爾波夫良婆は、嶋に放溢者なり。伊豫も、二名嶋とありて、嶋なるはもとよりなれど、何方にまれ、流人の配所は皆嶋とぞいひならしけん。波夫流は、放棄遺る意の言なり。波と阿と通ひて、溢るゝも同じ。萬葉十四に、久爾波布利、彌爾多都久毛乎、國に餘り溢れて、峰に立雲と云なり。 十九、四方之人乎母、安夫左波受、はぶらか。續紀に立雲と云なり。

卅詔に、彌麻之大臣之家内子等乎母、波布理不賜失、不賜慈賜波牟、此波布理不賜と、萬葉十九なる、安夫左波受と、もはら同意なり。 見えて、中昔の物語書などにも、波夫流、阿夫流、を通はし云る事多かり。此釋は、記傳にいと委く引て云れは、此に舎けり。 崇神紀に、溢字をハフルと訓るも、同じ。死人を、葬ると云ふも、本は、家より出しやりて、野山に放らかす意の言なるを、後に、葬字はあてたる也。今の俗に、物を棄るを、はうると云も、はふるの音便也。又あふれ者と云めるも、放逸者にて、同意なるなどに合せて知べし。○布那阿麻理は、船餘にて、嶋に着たる船の、歸路を詔ふなり。其は、嶋に着は、船の片路なるから、今片路の歸路を、その餘りとは詔ふなりけり。

抄云「船荷の餘りて、重ねれば、船の覆るによそへて、かくはつゞけ給へるか」傳云「船餘にて、還來むの枕詞なり。歌の意に、あづからず。如此續くるよしは、船に乗らむとする人の、乗る人多くて、其舟に滿瀕りぬれば、得乗らで、姑く回來る意なり」解云「今も船人の言に、船の岸に着むと

するに、其勢ひの餘りて、やゝ退くを、船あまりと云、是なり、とて、此も枕詞とせり。されど此等の衆説、皆ひが事也。大君をと云よりの、詞のつゞき、自更に、乘還らんと詔ふ勢ひある以ても、布那阿麻理は、枕詞ならざる事をするべし。猶いはゞ、流人は往のみ往て、還らざるものなるを、敢て更に乘還らんは、其船路の餘りなるにあらずや。

○伊賀幣理許牟叙は、伊還將來ぞと云にて、此伊の發語にても、右の意を聞知べし。此伊は、贈、息、嘖、怒、勢、稜威、勇等の伊にて、勵て云ときに置けり。さて嶋に留らずて、乘還來むと詔へるは、たゞ郎女の御心を、慰めんためのみにはあらで、實に然かおもほしたるなるべし。紀に、爰太子欲襲穴穗皇子、而密設兵とある御心と、合せてしるし。○和賀多々彌由來は、吾壘齋なり。吾壘とは、古へは、貴人はさらなり、凡人にても、一ツ家の内にて、各々其壘を定て座つれば、吾常に座もし、寢もする床の席を指て、吾壘とは云しなり。萬葉九に、吾壘、三重乃河原之とよめるも、是也。由米とは、十五に到壹岐嶋、雪連宅滿遇鬼病死去之時、作歌に、伊做妣等能、伊波比麻多彌可、多太未可毛、安夜麻知之家牟。云云、十九に、梳毛見自、屋中毛波可自、久佐麻久良、多婢由久伎美乎、伊波布等毛比豆、此等の歌の考註云「古へ人の旅行たる家にては、其人の床の壘を、齋慎みて大事とす、これ其壘に、若あやまちすれば、其人旅にて、事ありとてなり。又人死て、一周の間は、其夜床に手をもふれず、忌慎みしなり。よみ路にても、事なからむことを思ふは、人の情なれば、さもあるべきわざなり。又來ぬ人を待とも、床に塵の積るとも、荒とも云るも、其床を齋て、手ふれぬ故なり」と云るが如し。由米は、齋も、勤も、同語なる中に、此句にては齋かたに依、結句にては勤かたにつけり。

相合せて心得べし。○許登袁許會は、言爾古會の意なる事、既に御歌のいひつ。○多々美登伊波米は、壘と將言なり。○和賀都麻波由米は、吾妻者謹にて、大郎女を指て詔へるなり。此由米を、郎女の身を守て、平安く在待と云意に解たれど、さては、許登袁許會と詔へるに叶はず。○一首の意は、大君たる我を、嶋に放るべきならぬを、しひて放らば、その船を引返して、伊還來むぞ。吾壘を、齋ひ慎め。言にこそ、壘といはめ、壘のみにはあらず、吾還り來る事を、人にかたる勿勤となり。

此を、傳注に、上五句にて、一首の御歌なるを、許登袁許會、以下の三句は、其餘れる意を、片歌以て、云足し賜へるにて、二首也といはれたるは、いみじきひが事なり。もし此を二首とするときは、上下の由米、相離て、首尾を成ざるをや。凡かくさまに、一首の歌を、しひて二首、三首とせるが彼人の心ぐせなり。惑はさるゝ事なかれかし。

此御歌、書紀には、二句、志摩珥波夫利、結句、和俄菟摩鳥由梅、とあるのみの差ながら、劣りたり。又其前文に、二十四年夏六月、御膳羹汁擬以作氷、天皇異之、トニ其所由、ト者曰、有内亂、蓋親々相奸乎、時有人曰、木梨輕太子、姦ニ同母妹輕大娘皇女、因推問焉、辭既實也、太子是爲儲君不得罪則、流ニ輕大娘皇女於伊豫、是時太子歌之曰となり、是は非也。按に、彼於褒企彌鳥、志摩珥波夫利、とある御歌の詞を、はやく當昔、翻譯せし史者、古語に疏て、葬の事と、心得ひがめて文を作設けしなるべし。私記に、葬義也と云るも、其非を承たるなり。記左文に、此歌者、夷振之片下也とあり。此は、諸學と云る反對にて、歌の半を下してうたふなり。夫木集冊に、寂蓮法師「さよふ

かき貴布禰のおくの松風にきねが鼓のかたおろしなる」

其衣通王獻歌、其歌曰、

衣通王は、即輕大郎女の、亦名也。思ふに後世、衣通姫と申す御名の、歌に名高くなりけるは、上の藤原衣通郎女と、今此輕衣通郎女と、御二人の歌を、一に見わたしてにやあらん。又此衣通と申す、御名義に就て、考へたる事もあれど、こゝにはえしるさず。

那都久佐能阿比泥能波麻能加岐賀比爾美阿斯布麻須
那阿加斯豆杼富禮

○那都久佐能は、夏草之なり。冠辭考云「夏草は、茂く長くてなよやかなれば、ともぐくに、萎伏を以て、相寐の濱にいひかけ給へるなり。萬葉十一に、草如、依逢未通女者、ともよめり。三に、夏草之野鳥之崎廻、とよみたるも、夏草の萎てふ意にて、奴とはつゞけたり。記上春に、奴延久佐能、賣廻志阿禮婆とあるも、奴は奈延を約めたる語にて、今と同じ」と云り。今按に、さる事とは聞えたれど、今此御歌は、枕詞にはあらず、實に夏草の生ふるを詔ふ也。○阿比泥能波麻能は、相偃濱之泥は、彼奈延夏草之野鳥と、つなり。此時夏なりけんから、草葉の靡き合たる、濱邊を指て詔ふなり。抄に、あひねの濱、伊與國なるべし、と云れど、地名には有べからず。○加岐賀比爾は、蟬貝になり。誰も知たる物なれば、貝の事は省けり。此は、其貝の殼の、彼離合たる草中にあるを、危ぶみて詔ふ也。濱邊の路、

今も見るが如し。○美阿斯布麻須那は、勿御足踏なり。美字は、古本を以て補ふ。○阿加斯豆杼富禮は、令明而行去なり。令明とは、此は、隠れたる蟬殼を、明してと云なれば、即夏草を攝分見つゝ、行至ませと申給ふ也。萬葉十一に、櫻麻乃、苧原之下草、露有者、令明而射去、母者雖知。これは、夜を明して行けと云也。夜を明すも、闇きを、明かにするなれば、其意おなじ。

抄云「夜の明て後、足下を、よく見て行たまへと也」傳云「足を傷ふべき、蟬殼どもを、よく掃ひ却て、道を明けて、行去給へと云なり。俗言にも道を明ると云是也。源氏末摘花に、ふみあけたる跡もなく、云云。これも雪をふみて、道をあけるを云り。右の萬葉十一なる歌も、露の干むを待て、去けと云るなり。衣ぬらす露の無くなるは、道の明くなり。結句に、母に知るともといへれば、此は殊に夜を明してと聞ゆめれど、然らず。夜は明ても、朝のほどは、露は干るものにあらず。露の干るを待て、ゆかば、母の知む事は、いよゝ論なかるべし」と云り。今按に、此御歌の一首の上、夜を明して往せと、詔ふさまにあらず。抄説は、うちつけにたがへり。又傳に、蟬殼どもを、よく掃ひ却てと云れど、御自は元より、流人の身にては、人にも、掃はせらるべきにあらず。又源氏を引て云れど、彼ふみあけたる跡と、あるなどは、穴を明ると云類にて、今此の阿加斯豆と云とは、其趣意ことなり。又彼萬葉十一なる歌を、夜を明してと云にあらずと云るも、強たり。彼は夜を明しての意なる事、上下のつゞきにて、いとちぢるし。夜は明ても、朝のほどは、露は干るものにあらずと云れど、夜道と聞きにぬるゝと、明て後、避つゝ行と、同じからんや。又遠道ならば、行うちに出で、消もすべきにあらずや。凡て傳説は、言長く云る故に、さる事がほに聞ゆるも、猶如此さまなるしひ説おほ

○一首の意は、夏艸の繁りて、相偃合たる濱邊の道は、下なる蟻殻も見ゆまじければ、その上に、足踏つけて、傷ひ給ふな。よく攝分明し見て、行通し給へとなり。

故後亦不堪戀慕而、追往時歌曰、

皇子命の、船あまり、いかへり來むぞと詔ひたるを、待にまたして後、おもひかね給ふ時の御歌なり。

岐美賀由岐氣那賀久那理奴夜麻多豆能牟加閑袁由加
牟麻都爾波麻多士。

○岐美賀由岐は、君之行なり。君は、太子を指せり。行は、行幸などの由伎とて同く體言にて、漢文に此行と云るが如し。萬葉にも、吾行者、久者不有、また君之往、若久爾有婆、など多くよみたり。○氣那賀久那理奴は、來經長成奴なり。氣は、來經の約、來經は、日月の經行こと、既に美夜受比賣歌の下に云り。○夜麻多豆能は、此語、いまだ定ず。冠辭考云「萬葉六に龍田道之岳邊乃路爾云云、山多頭能、迎參出六、公之來益者、こは記の、夜麻多豆の註に、此云山多豆者、是今造木者也、といひ、和名抄に、鐮、和名、多、廣双斧也、と云るなどを思ふに、今仙人のもたる、廣双斧の類なるべし。迎へとつゞくるは、斧もて木を割には、左右の手して、眞向ひに振あげて撃を云ならん、以上冠辭考傳云「山多之なるべし。和名抄に釋名云、斬所以平滅斧迹也、和名、天乎乃と見ゆ。古くは、此斬を山多豆とぞ云り

けむ。迎へとつゞく所由は、凡て斬は、双を吾方へ向へて、用ふ物なればなり。大かた、双物の中に、双を此方さまに向けて用は、此物のみなり。故迎への枕詞とはなれるなりけり以上傳説など云れど、諸ひがたし。山多豆と云からは、山にて木切物と聞ゆ。大神宮儀式木本祭、用物中に、大鐮二柄、立義鐮二柄、前鐮八柄、などある、此大鐮は、鐮の、柄の長さにて、即山多豆、名義は、山立截なるべし。山に立て、截よし也。今仙人の、山にして植木を切を見るに、兩人其樹本の、左右に對ひ立て、相互に柄の長き大斧もて打つ切。これ斬のむかへとつゞく言の由なり。

冠辭考は、迎へとつゞく意の説、よからず。左右手を振上て、眞向ひに打は、斧のみには限らず、太刀、又槌杵釜なども同じければ、取分て、斧のみ云べからず。又傳に云る斬は、木造の具なれば、山多豆とは云べからず。記の注に、造木者也と云るは、即右の打斧の事を云るなり。造字は、建の誤也と云る、然べし。立居て切双物の由なり。

○牟加閑袁由加牟は、迎將行にて、袁は助辭ながら、常に、見てをわたらん、折てをゆかん、などよめる袁にて、ちからを入れて云辭也。○麻都爾波麻多士は、待には不待にて、彼還來んと詔ひつるを、待々つれど、還來坐ねば、今は得待まじと詔ふなり。

○一首の意は、君が旅行よ、直に伊還來むと、詔ひしに、月日の來經久しくなりぬ。おぼつかなく、又戀しかれば、今は御迎に行ん。待とても、終に得待あへじとなり。いとせちに、あはれに承りぬ。

故追到之時、待懷而、歌曰、

此は衣通王の、伊豫國まで、追到ませりし時、太子待取給ひて、いとほしみつ、よみませる御歌なり。

許母理久能、波都世能夜麻能、意富袁爾波、波多波理陀豆、一五
佐袁々爾波、波多波理陀豆、意富袁爾斯、那加佐陀賣多流、
湊母比豆麻阿波禮、都久由美能、許夜流許夜理母、阿豆佐
由美、多豆理多豆理母、能知母登理美流、意母比豆麻阿波禮。

○許母理久能は、隱城之にて、泊瀬と云ん枕詞なり。許母理は、岩屋戸隱、など云如く、人の幽冥に隠りて、見えざる事、城は、墓を奥城と云城也。泊瀬は、上古の葬所にて、山城京の、鳥部山の如くなりつれば、其地の名も、果瀬と云。果は、終る意、瀬は、患瀬など云瀬にて、限りの意也。故隱城之、果瀬とは云つづけたる也。倭姫命世記に、許母理國、志多備之國とあるは、下部國にて黄泉の事也。續けの意、全此と同じければ、此も隱國の意と見てもあしからじ。萬葉十六に、事之有者、小泊瀬山乃、石城爾母、隱者共爾、莫思吾背、とよみたる石城、即墓の事也。五に、石木をも、問。これらを合せて、右の意を悟るべし。後世の心にては、さる不祥の事を、常に冠らせよむまじきにやと、思ふやうなれど、既に地名となり、枕詞となりつるうへなれば、忌としも無かりし也。

此事萬葉觀落葉三卷、別記に粗言れたり。彼集をも合せ考ふべし。冠辭考、其他の書どもにも、泊瀬は、山ふところ弘く、かこみたる地なりければ、隱國の、泊瀬と云と、いはれたる類は、皆まだしか

りき。

○波都世能夜麻能は、泊瀬山之なり。此地の事は、朝倉宮段に出。○意富袁爾波は、大峽者なり。山口祭祝詞に、奥山乃大峽小峽爾、立留木乎云云とある。峽は、高山之畝尾、など云る丘なり。かれ此大峽小峽を、オホカヒ、ヲカヒとも訓り。○波多波理陀豆は、幡張立なり。幡は、喪葬の幡とぞおぼしき。孝徳紀葬制に、夫王以上之墓者云云、其葬時幡、帷帳等用白布、また喪葬令に、親王一品、幡四百竿、二品、幡三百竿、諸臣一位、及左右大臣、皆准三品二品二位、及大納言、准三品、幡二百竿、萬葉二天智天皇崩りに、青旗乃、木旗能上乎、賀欲布跡羽、日爾者雖視、直爾不相香裳、また楠本人麻呂妻、坐時之歌に、蜻火之、熒流荒野爾、自妙之、天領巾隱、などよみたる、是也。降人の、素幡を用て參るも、死に就よしなり。紀中これかれ見ゆ。又軍士の旗を持って、戰場に向ふも、其本は、死を極て、出立けんが、ならばしと成たるなるべし。○佐袁々爾波は、眞小峽にはなり。上の意富袁に准へて、心得べし。○波多波理陀豆は、此句、對句に引れて、再びいつ。上に准ふべし。○意富袁爾斯は、於大峽之と受て、凡墓にし、汝之定めたと、下へ連けたるなり。墓を、袁と云るは、萬葉十四に「夜麻杼里乃、乎呂能波都乎爾、可賀美可家、刀奈布倍美許會、奈爾與會利雞米」、此うた、山鳥の尾より受て、丘等之果墓に、鏡懸、祝詞を、唱へんとてこそ、始と下へつづけて、一首のうへも、こゝに似たり。爾は、例の袁に通ひて、爾斯は、をしの意なれば、凡墓をしと心得べし。凡墓とは、豫てより、死ば共にと、凡に墓を定めたる思ひ妻あはれと續くなり。

以上六句、往古より、解得たる説なし。抄以下、只語釋のみ、いさゝかいひて、止るのみなれば、引

にもたらず、傳注云「此句、詳ならざるが故に、上なることゞも、何の由とも知がたし。契沖が、云る説も、しひ言にて聞えがたし。師云、此句の下に、句多く落たるものなり。波多波理陀豆と云言、由なしといはれたる、信にさる事なり。又大峽にしとのみありて、小峽のことなきはとゞのはず。句の脱たるなるべし。又思ふに、此は、句の脱たるには非で、本より下には、大峽の方のみを、云るにもあらんか、其は、先大峽には云云、小峽には云云と、二方を擧こゝろみて、終に、大峽の方による趣の、譬へなり。其意ならば、佐陀賣流は、大峽の方によりて、定めたるよしなるべし。然れども、那加と云る言、詳ならず。夫婦の中とせんも、後世めきたる云さまなり。其うへに、上なる波多波理陀豆も、猶いかなる意の譬へとも心得がたし」上と云るたぐひなり。是皆、右の意を、ゆめにも思ひあへざる程の心なり。右の内、波多の事は、たまく、喪葬の幡ならんと云事、荒木田久老の、信濃漫録に云り。されど今此句などを解得ざれば、彼書もたゞ一端を云るのみなり。

○那加佐陀賣多流は、汝之定而有にて、前句の釋に云しが如し。○湊母比豆麻阿波禮は、思妻阿恰にて、彼死なば共にと、墓所まで定めたる愛妻の、心ざしの不便にかはゆきよしなり。傳に、是まで一首として、次は別歌と聞えたるを、はやくよりつゞけて、一歌と傳へたるなるべし。と云るは、二段調と云ことをしらするなり。もし此御歌を二に分ときは、二首ともに文も句もなくなりて、瑕なき名玉を碎きたる如くならんをや。○都久由美能は、槻弓之なり。既に神功紀に出。○許夜流許夜理母は伏る伏りも也。伏を、許夜流と云は、古言にて、推古紀に、許夜勢展、諸能多比等阿波禮、萬葉五に、宇知那比積、許夜斯努禮、九に、妹之臥勢流、などあり。反側、展轉などの許伊も、此許夜理も一言に

て、夜行の活きなり。次の多豆理多理母と合するに、此句も、許夜理許夜理母とありけむが、理を流と寫しひがめたるにぞあらし。○阿豆佐由美、多豆理多豆理母は、梓弓立ちりも也。さて槻弓より、以下の四句の意は、手弱女の身として、遙けき境を臥つ、起つ、勞き來坐つるよしを、弓に譬へて、次の、登理美流と云ん序とし給ふ也。弓は、常に、置とも、立るとも、臥とも、起とも、取とも云故なり。萬葉一に、朝庭、取撫賜、夕庭、伊織立之、御執乃、梓弓之云云、古今戀二に「手もふれで月日へにけりしらま弓おきふしよるはいこそねられね」これらに合せて知べし。

傳云「こやるこやり、たてりたてり、共に同言を重ね云るは、如何なる由にかあらん。さてもさる云云、たてり云云は、契沖云、弓を久しく伏置、立置たるに、相見ぬほどを、譬へたるならんと云り云云」と云るがらむのことなり。今辨ふるまでもあらず。

○能知母登理美流は、在てのち再も逢見と云意なるを、弓に就て取見るとは、詔ふなり。○意母比豆麻阿波禮は、上の如くなるを、如此再び返し給ふは、彼辛うじて、遠き嶋まで、追來坐つる心ざしを勞しみ給ふあまりなり。

○一篇の總意は、人死ねば、泊瀬に葬らるゝが、其隱城の終瀬山の、大峽には、幡張立、小峽には幡はりだて、葬られれば諸共にと、其大峽の名の、凡墓をしも、汝が定めて、此に來たりし、思ひ妻あはれ。其につけても、此嶋まで、槻弓の、伏り伏りも、梓弓の、起り起りも、手弱女の、辛きめ見つゝ、たどり來坐て、又如此逢見る、思ひ妻の心ざしこそ、返々もいとほしけれと也。

右の内、槻弓云云、梓弓云云の事を更に思ふに、射術の禮に、射者、先づ弓を執りて、いまだ射ざる

問、其弓を伏せつ起しつ、幾回もして、その上にて、的に向ふわざあり。古へも、さるならばしのあ
りけん故に、彼辛うじ給ひしさまを、比喩給ひしにも有べし。此は、有職の定を俟て取つべし。

又歌曰、

許母理久能波都勢能賀波能賀美都勢爾伊久比袁宇知
斯毛都勢爾麻久比袁宇知伊久比爾波加賀美袁加氣麻
久比爾波麻多麻加氣麻多麻那須阿賀母布伊毛加賀
美那須阿賀母布都麻阿理登伊波婆許曾伊幣爾母由加
米久爾袁母斯怒波米。

○許母理久能上注。○波都勢能賀波能は、泊瀬之川之なり。○賀美都勢爾は、於上瀬なり。○
伊久比袁宇知は、伊杖を打なり。伊は、如何なる意の言にかあらむ。抄云「伊は助語にて、杖なり。
應神紀に、委遇比菟區、とあるとは同じからず」傳云「齋杖を打なり。契沖も、師真も、伊を發語と云
れたるは、叶はず。凡て伊の發語は、用言の上にご置れ、體言の上に置る事なし」傳説と云り。今按
に、古言梯にも、齋杖と釋して、神の杖也、凡て清淨なるを、齋と云る、此にては、さてもよけれど、
常に杖を、伊久比とよめる歌の、此彼あるに猶叶はず。又此にても、次の麻久比と對せるに背り。若五
十串などの、五十かとも思へど、其も叶はず。姑く眞杖の眞に對て、稱言と見べき歟。○斯毛都勢爾

は、於三下瀬なり。かく上瀬、下瀬と、分て云は、言の文のみにて、たゞ川瀬なり。○麻久比袁宇知
は、眞杖を打也。○伊久比爾波は、伊杖者なり。○加賀美袁加氣は、鏡を掛なり。○麻久比爾波は、
眞杖者なり。○麻多麻加氣は、眞玉を掛なり。以上十句は、次の眞玉と、鏡とを云む料の、序には
あれど、然か杖を打て、玉鏡を掛る事なくては、取出給ふべきにあらず。傳に「師真云、これは神祭の
時、常に有し事なるべし、といはれたり」上と云れども、其を何の用とことわらず、終に一首の意も不
解とて止たれば、云ふかひもなし。其外心々に云ることなきにもあらざれど、凡て上の御歌に似つかし
からず。常の歌ならんには、二首各かけ離れたる事をも、思ひよせてよむ事も有べけれども、かゝるを
りから、又歌曰とて、歌ひ出給へるには、必ず上の歌に、由なくては有べからず。故按に、此は太子
の、嶋へ遷され給ふ時、彼伊是來んとの、御契も有つれば、往反、事無くませとて、泊瀬川にて、御
禱わざのありけるを、此時、衣通王の、語り給ふまゝを、序に取てよみませるにぞあらん。中昔の頃ほ
ひ、河社とて、川瀬に、神を祭りて、祈り事などせりしも、上代に、如此るわざの有つる遺なりけらし。
貫之集卷四に、天慶三年、うちのおほせごとにて、夏はらへ「川社しのをりはへほす衣いかにほせばか
七日ひざらん」又四年三月、うちの御屏風のれうのうた、夏神樂「行水のうへにいはいはへる河社は波た
かくあそぶなるかな」是より後々、專夏祓と混じたるさまなれど、社を祭り、籬ををりはへ、衣など掛
て祈りつれば、いと上代は、玉鏡をかけて祈けん事、推して察すべし。○麻多麻那須、阿賀母布伊毛は、
眞玉如、吾思妹なり。○加賀美那須、阿賀母布都麻は、鏡如、吾思妻なり。玉鏡は、常にも賞て、最
愛の人に、譬云へど、此は殊に、我が爲に玉鏡を祭りて、祈り給ひしまめなる心ざしを、歡び賞ての御

續け也。時に取ての序辭の續け、妙と申すべし。○阿理登伊波婆許會は、在と云者こそにて、在者こそと云意也。伊布と云ことを、添て云る、萬葉にも、中古の歌にも多かり。さて此句、今本、許會爾とあれど、一本の無き方に依りつ。○伊幣爾母由加米、久爾袁母斯怒波米は、家にも將往、國をも將思なり。信に、命に懸給ふ思ひ妻に坐々ば、向に伊還來んと詔ひしも、此姫の都におはす故なるを、今既に、嶋に來坐て後は、家國をも何にかせんと、詔ふなり。一のこそにて、下二を結ぶ證とすべきなり。○一篇の總意は、汝妹命の言をきけば、わがために、泊瀬の川瀬にいくひをうち、玉鏡をかけて、喪なく、恙なからん事を、祈れりときくこそうれしけれ。其掛たる眞玉如、吾思ふ妹、鏡なす、吾思ふ妻の、故郷に坐ばこそ、家にも還らめ、國をもしたはめ、今かく追來坐ける上は本つ家國をも何かせんとなり。此段の初、阿志比紀能、夜麻陀袁豆久理、と云より以下、此太子の御歌八何れも皆、あはれならぬはなき中にも、殊に右の二首の御長歌こそ、いたく拔擢て優れたれ。凡記紀中、四五首の外には出べからず此太子は、歌にいみじく勝れさせ給ひたり。

左文に、如此歌、即共自死、故此二歌者、讀歌也、とあり。是信に切なる戀の限にして、今俗にいゆる心中と云ことの、始とやいはましと、先人も云り。既に右二首初より、死坐ん御心にてよみましける句々の、詞に顯はれたり。讀歌とは、後に、樂府などにて、取て歌ふ時、他歌曲の如く、聲を詠めずして、直誦に讀奉る如、唱へし故にもやあらん。

稜威言別卷之八

朝倉宮朝廿一首 紀九首記十四首 其内有同歌二首

紀曰、是日大舍人驟言於天皇曰、穴穗天皇爲眉輪王見殺、天皇大驚云、爲欲殺眉輪王、案二劫所由、眉輪王曰、臣元不求天位、唯報父仇而已、坂合黑彦皇子、深恐所疑、竊言二眉輪王、遂共得間而出逃、入圓大臣宅、天皇使レ之、大臣以レ使報曰、蓋聞三人臣有レ事逃、入王室、未見君王、隱匿臣舍、方今坂合黑彦皇子與眉輪王、深恃二臣心、來二臣之舍、誰忍送賊、由是天皇復益興兵、圍二大臣宅、大臣出立於庭、案二脚帶二時、大臣妻持三來脚帶二槍矣、傷懷而歌曰、

天皇は、允恭天皇皇子、穴穗天皇御同母弟、大泊瀬幼武天皇と奉レ申。大和國、城上郡泊瀬朝倉宮に、天下所治き。眉輪王は、仁德天皇御孫、大草香皇子御子也。坂合黑彦皇子は、允恭皇子、大泊瀬天皇御同母兄なり。圓大臣は、大使主なるを、此時大臣なりける故に、訓を相具たるなるべし。此段は、穴穗天皇向に故ありて、眉輪王父、大草香皇子を殺して、其嫡妻長川皇女を率來坐て、皇后となし賜ひつるに、眉輪王御年未七つにて、父の仇を報んとて、天皇の御寢坐間を伺て奉弒、圓大使主宅に逃入給へるを、大泊瀬尊も未童男にて、此事を甚慄懼坐て、御軍を興して、大使主家を圍み坐き。此時に、大使主妻の心にては、天皇を弒給ひし王なれば、詔ふま、に送り給へかしと、諫めけるに、

大使主聽ずして送らず、脚帶もの、具を着て出立んとするを、さては大泊瀬尊に禁禦奉ることわりなりと、歎てよめる歌なり。

飢瀾能古籛、多倍能婆加摩烏、那々陸鳴施、爾播爾施、始一帝、阿遙比那施、湏暮。

○飢瀾能古籛は臣之子者なり。下に淤美能袁登賣、武烈紀等に、飢瀾能古、萬葉三に、臣之壯子など、女男に限らず凡て宮仕する人を云り。此は妻より、夫を呼べるなりければ、吾背子者とも、何とも、外に稱名あるべきを、かくしも云るは、臣之子として、君に伊對ひ奉るべきならぬを、と嘆きて云る詞也。○多倍能婆加摩烏は、帛之袴をなり。多倍は、絹布の類を總て云り。名義は、萬葉十六に、打袴者、經而織布、とあるも考ふべし。此に多倍とことわれるも、心あるべし。下と考へ合すべし。○那々陸鳴施は、七重着なり。鳴施は、所知をすとも、所知めすともいへば、此も七重めすと云意也。さて袴と云物は、然か幾重も重ね着べきならざるを、此は譬へなれば也。○爾播爾施始帝は、庭に立てを延て云なり。此延言の例、屢云つれば、此には漏す。○阿遙比那施湏暮は、脚帶正もなり。那と多と、恒に親く通へり。抄に、李下不正冠など云類ひなりと云る、是はよろし。解に、脚帶之徒爲毛也、乃阿の。さて上句に、帛之袴を、七重と云るは、天皇の恩頼の厚き譬へ、下に脚帶正と云るは、其厚き恩頼を忘て、眉輪王に與し、撃手の君に禁禦奉る行狀なるを、悲めるなり。暮の歎息、常は輕きやうなるも多かれど、此等を以て、凡てをも知べし。

○一首の意は、臣たる者は、天皇にこそ厚く奉仕すべきものなれ。今此事に就て申さば、御代々々の恩頼は、帛の袴を七重かさねたるよりも、厚く重き事なるを、其恩頼を奉忘て、脚帶は、袴を引擧て、その裾を結ぶものなれば、恩頼を忘る、なむに、よくか。吾夫の君は、眉輪王に與し給ひ、脚帶を正して、向ひ賜へる狀なるが、かなしと也。諸抄、皆代匠記曰、安康紀に、眉輪王、天皇を弒せまつりし後、雄略天皇をおそれて、圓大臣の家に、にげ隠れ給へるを、彼大臣の家を、兵を率て取かこませ給ふに、大臣出でかしくまり、眉輪王のために、さまざまにゆるし給ふべきよしを、こひ奉られけれど、つひにゆるし給はで、家に火をかけて、御兄の黒彦皇子、眉輪王、圓大臣を、燔殺し給へり。大臣の妻に、大臣、脚帶を求めけるを、取てあたふとて、忍ぶに堪ぬ歌をよまれしさま、大臣、黒彦皇子、眉輪王の、にげ入賜へるを、臣こそ事あらば、君の御蔭にかくれぬ、臣の家に、かたじけなく隠れ給へるを、いかでか出し奉らんとて、終に出し奉らで、共に猛火にこがれるよしを、しるせる一段、義のあたる處のことわりは、さる事ならめど、卷をすて、涙ののこはる、悲しきなり」と云り。紀文を一わたりよむ人は、誰も然か思ふめれど、彼文は、談辭、添言等ありて、信じ難きふしあり。其由は、道別に、辨るを見てよかし、記もよからねど、少し穩かなれば、此に引べし。

姑く此趣に心得べし。
記云目弱王是年七歳云云、乃打斬其天皇之頸、逃入都夫良意富美之家也、爾大長谷王子、當時童男、即聞此事、以、慷慨忿怒、乃到其兄黑日子王之許、曰、人取天皇、爲那、何、然其黑日子王、不驚而、有意緩之心、於是大長谷王置其兄、言一爲天皇、一爲兄、弟、何無恃

心、聞、殺、其、兄、不、驚、而、意、乎、即、擗、其、袴、控、出、拔、刀、打、殺、亦、到、其、兄、白、
 日子王而、告狀如前、綏亦如黑日子王、即擗其袴、以引率來、到小治田、掘穴而、隨立埋者、
 至埋腰時、兩目走抜而死、亦與軍圍都夫良意富美之家、云云、都夫良意富美、云云、故以刀刺殺、
 其王子、乃切已頸以死也、とある、是も語り過たれど、圓大臣うへに取て、紀にまされり。右の妻命
 の歌は、君臣道の鑑ともすべき心ばへなるぞかし。

四年秋八月辛卯朔戊申、行幸吉野宮、庚戌幸于河上小野、命虜人一驅獸、欲射而待、虻疾飛來、啗
 天皇臂、於是蜻蛉忽然飛來、齧虻將去、天皇嘉厥有心、詔群臣曰、爲朕讚蜻蛉歌、賦之、群臣莫
 能敢賦者、天皇乃口號曰、

吉野宮は、應神天皇十九年より見えそめて、次々紀中にも、萬葉にも、多く出たるが如し。河上小野
 は、即蜻蛉野なり、其他の事、皆御歌の上に云べし。

野磨等能、鳴武羅能、陀該備之々、符須登、拖例柯舉能、居登、
 鳴、飲哀摩、陞爾摩、鳴、飲哀積、彌、賊據、鳴、枳、舸、斯、題、拖、麼、
 々、枳能、阿、娛、羅、爾、陀、々、伺、施、都、魔、枳能、阿、娛、羅、爾、陀、々、伺、斯、
 々、魔、都、登、倭、我、伊、麻、西、磨、佐、謂、麻、都、登、倭、我、陀、々、西、麼、陀、俱、
 符、羅、爾、阿、武、柯、枳、都、枳、都、曾、能、阿、武、鳴、娑、枳、豆、波、野、俱、臂、婆、

賦武志謀、舸矩能、御等、憺爾於婆武等、蘇羅彌豆、野摩登能、
 矩爾鳴、娑枳豆、斯摩登、以符。

○野磨等能」は、倭之なり、又次の、小牟漏岳と、對て按ふに、此は、山多乎を約て、野磨等とは詔ふ
 歟。萬葉に、山之常陰とあるも、山多乎陰にて、たわみたる陰をいへり。○鳴武羅能陀該備」は、小牟漏
 岳爾也。輿地通志云、小牟漏岳、在國栖莊小村上方、青峯喬聳、溪水遶麓、山中有祠、と云る是也。大
 和舊蹟考も此趣なり。小村は、國栖莊七村中の一にて、其嶽は、山際の離れ山也と云り。夫木集十に

「御獵するをむらのたけにすむ鹿は打とけがたきねをやなくらん」○之々符須登」は、猪鹿伏也也。之々
 とは、猪鹿をはじめ、其他の獸にても、御獵の時の通稱にて、漁獵の時、魚を那と云が如し。されば肉
 を訓も同意にて、御饌に就たる稱なり。符須は、隠れて在を弘く云り。○拖例柯舉能居登鳴」は、誰歟此
 事をなり。今本、鳴字を脱せれば補ひつ。○飲哀摩陞爾摩鳴」は、大前に奏なり。御親かく詔ふは、
 天皇の最尊く坐が故なり。次の句に、大君と詔ひ、下御歌には、御自神とさへ詔へり、皇統の尊き事、
 かゝるふしうに見えたり。一本、以飲哀摩陞爾摩鳴、易飲哀枳彌爾摩鳴、とあり本文勝るべし。
 此二句は、さまで、猪鹿も伏居なくに、誰か然か奏したるぞ、の意有。○飲哀枳彌、賊據鳴枳舸斯題」
 は、大君者、其を所聞而なり。今世に、曾禮と云を、古くは曾許と云り。萬葉一に、曾許之怡之、二に
 其故爾など云るが如し。○拖麼、々枳能」は、玉纏之なり。玉を飭りたるを云なるべし。十三に、玉纏之、
 小機毛鴨、大神宮儀式帳に、玉纏横刀など見ゆ。○阿娛羅爾、陀、伺」は、立胡床なり。和名鈔云、胡床、

風俗通云、靈帝好胡服、京皆作胡床、此聞名、阿久良と云り、記にも、吳床と見ゆ。傳云「漢國にて、胡床と名づけしは、胡國の制に、ならへる故なるを、御國にて、此等の字を書は、其制をうつせる故に非ず、たゞ漢國にて、胡床と云物の狀に、や、似たるを以て、其字を假れるのみなり。既に天若日子段に、疑、胡床仁德天皇段に、坐、吳床、などあれば、元より御國の制なりし也。儀式帳に、吳床一具、漆積長三尺三寸とあるは、大なる狀にも見えざれども、彼疑、胡床とあるを見れば、此にも大小ありしなり。名義は、揚座ならんと師の云れしは、さもありなん。其は後方に、倚りかゝる物ありて、後世の椅子などの屬の、狀したる物と見えたり」と云る。此説いと委く、をさ。今其古圖を得たり。左に寫し出す。其中に、殿の内にて用ひつると、此の如く、御幸な



大和國多武峯
藤原錄足公具床御圖

どの時、假の御座に用るとは、床下の足の形異なるにや。今俚言に、平座を、阿具良加久と云めるは、此胡床に坐と云の居貌なるを、云傳へたるならん。阿具良加久は、出立して、胡床に座を云也。胡床の床に、立おはし一本に、以三阿具、坐を云にはあらず。易三伊麻伺とあり。○施都魔積能は、倭文纏之なり。施都は、上古のあやぬのにて、下の武烈紀歌に、於囊積瀾能、瀾於寐能之都波施、など見えて、美好物なりければ、上の玉纏之御句の對

に詔へるなり。玉纏と、倭文纏と、二つにはあらず。延喜式に、倭文纏刀形見ゆ。○阿娛羅爾施々伺上注の如し。○斯々魔都登は、猪鹿待とにて、登はとての意なり。次なる同じ。○倭我施々西麼は、朕立者なり。○施俱符羅爾は、手腓爾也。和名抄に、腓、陸詞云、腓、音肥訓ニ古無良ニ見三周易脚腓也、説文云、腓、脛臑也、など見ゆ。されば足の腓を云が本にて、腕の肉も、其に似たる故に、手腓と、手を添て云なるべし。解に、肉の聚れる處なれば、肉は、瘡肉を、胡久美とも、阿万之々とも、和名抄に云るは、餘肉の意と聞ゆ」と云る、此説、よしやあしや、いまだ究めず。○阿武柯枳都枳都は、蛇搔着つ也。和名抄に、説文云、

傳云、谷川氏云、蜻蛉に、かつむしと云名あり、と云は、勝虫にて、此歌の意に、據れるか」と云る、さる事なるべし。解云、「あきつと云名は、上代より見えたるを、和名抄には、加介呂布の名のみを擧て、阿伎豆の名を出さざるは、いかにぞや」と云り。今按に、阿伎豆は、明廻の下略にて、羽のうるはしく、透とほるより、云名なるべし。蜻羽能、にほへる妹とも、あきつ羽の、袖とも、多くよみたり。是を秋津島に、由縁ある名と云る説は、泥めるなり。下に辨るを以てしるべし。

○波賦武志謀は、昆虫もなり。蛇は、飛虫なれども、虫は多くは、蚊の故に、鳥を、飛鳥と、なべてはふ云がごとく、波賦武志謀は、昆虫もなり。蛇は、飛虫なれども、虫は多くは、蚊の故に、鳥を、飛鳥と、なべてはふ云がごとく、波賦武志謀は、昆虫もなり。蛇は、飛虫なれども、虫は多くは、蚊の故に、鳥を、飛鳥と、なべてはふ云がごとく、

は、如レ此名に將負とにて、登はとこの意也。○蘇羅瀾豆、野摩登能矩爾鳴は、曾々利滿、山跡、國なり。此續けの事、既に委くいひつ。○阿岐豆斯摩登以符は、蜻蛉が名の、秋津嶋と云となり。彼神武紀に云云、猶如蜻蛉之臂、咕焉、由是始有秋津洲之號也、とあるは、如此る故事を、語りよせたる後の談辭なる事、道別に委く出、又秋津嶋と云國號は、既神代紀に出で、本千五百秋瑞穂國と云に就て、稱へたる號なる事、是も上に云が如し。傳、又國號考、其他の説も皆僻事なり。

○一篇總ての意は、吉野山の山たをの、小村の嶽には、さまで猪鹿も居なくに、誰か多く居と、朕大前に申せしぞ。天皇は、其を聞して、玉を飾り、倭文を纏る、胡床に立して、今か出来と、其猪鹿を待居坐るほどに、猪鹿は來ずして、手肘に、蛇搔着つ。心あれや、その蛇を、蜻蛉速來て、咋もて去けるは、昆虫も、斯の如く、此大八嶋の名を、神代より秋津嶋と云を、己が名に負んとてかと、詔ふなり。本文波賦武志謀以下、妖衰積瀾爾、摩都羅符、醜我柯施播於柯武、阿岐豆斯摩野麻登、とあるは、昆虫も、天皇に仕奉れば、汝が形は、置むとて、此地を蜻蛉野と名くと云、又一首の御歌なりけんが、一に混じたるものなるべし。故右の御歌のうへも、紀記ともに、疑ひなきにもあらず。

歌の左文云、因讚二蜻蛉一名此地一爲二蜻蛉野一とあるも、汝が形は置んと云、御歌を承たる文ときこゆ、さて此野、萬葉歌に多く出で、蜻蛉野とよみたるを、中古後の歌には、かげろふの小野と誤りたり。

又右大御歌、記には、美延斯怒能、袁牟漏賀多氣爾、志斯布須登、多禮曾、意富麻幣爾麻衰湏、夜湏美斯志、和賀滲宮岐美能、斯志麻都登、阿具良爾伊麻志、斯漏多閑能、蘇豆岐蘇那布、多古牟良爾、阿牟

加岐都岐、曾能阿牟衰、阿岐豆波夜具比、加久能基登、那爾滲波牟登、蘇良美都、夜麻登能久爾衰、阿岐豆志麻登布となり。一御歌にて、如此異同のあるは、いかなりけん。今某まゝにて見る時は、紀の方まされり。

五年春二月、天皇按二獵于葛城山、靈鳥忽來、其大如雀尾長曳地、而鳴曰努力努力、俄而見逐噴猪、從章中暴出逐人、獵徒緣樹大懼、天皇詔舍人曰、猛獸逢人則止、宜迎射而且刺、舍人性懦弱緣樹失色、五情無主、噴猪直來欲噬、天皇、天皇用弓刺止舉脚、踏殺、於是田罷欲斬舍人、臨刑而作歌曰、

此前文に、如此あれど、臨刑て、よみたる歌とは聞えず。記に、天皇大御歌とせるも非也。故按に、此噴猪は、天皇のあそばし、矢に中りて、狂ひめぐりつるに、舍人樹に緣りて、其難を遁れけむ故、其助けたる樹を賛て、よみたる歌也。然るに欲斬舍人と、記したるは、下の三重妹、猪名部匠等が類ひにして、翻譯せし異國史が、作意なり。次文に、皇后聞悲興感止之曰、云云、樂哉人皆獵禽獸、朕獵得善言、而歸など云、漢様のさかしらを書入たるに、合せても語るべし。猶此卷のさかしら道別に一々に辨へたれど、次々にも少しづつは云べし。

野湏瀾斯々、倭我飲哀積瀾能、阿蘇麼斯志、斯々能夜瀾斯
能、波利我曳阿西鳴。

○初二句の意は、上の美夜受比賣歌に出。○阿蘇摩斯志は、今世の俗言に、爲と云ことを尊みて、彼成とも、彼遊とも、またあそびすと云と同じくて、此は、射賜ふを崇て云なり。仲哀記に、猶阿蘇婆勢其大御琴、とあるを引て、あそびといへば、管絃の事のやうに、云思へるは非なり。神代記に、鳥遊、魏栗呂記に、阿蘇毘久流志毘、天智紀に于智波志能、都梅能阿素弭爾、萬葉二に、君跡時々幸而、遊賜比之、三に、世間之遊、道爾、五に、鳥梅能波奈、家布能阿素毘爾、また鳥梅能波奈、多乎利加射志豆、阿蘇倍等母、拾遺集雜詞書に、御蕃あそびしける宇都保物語に弓射の事など云て、何事にまれ、心のゆくわさして、樂しみあそぶを云。即今世の言に、獵してあそぶ、花見てあそぶ、酒飲てあそぶ、など云と、全らおなじ。されば、樂も、その遊びたのしむ中の、一にこそあれ。彼御琴あそはせと云も、御琴彈給へと云事にて、此に射給へるを、あそはしとあると、同例なる。それを云が本にて、他しわざに轉りたるにはあらぬぞよ。○斯々能夜瀾斯々能は、猪之惱猪之なり。夜瀾は、痛手を負て、惱むを云。世にいはず、手負猪なり。此紀、今本に、夜瀾斯々能の、五言なきは脱せるなり。記に依て補へり。○宇樅枳阿斯固瀾、宇樅枳は、獸の嘔て喉を鳴すを云。記に、其猪怒而、宇多岐依來とある、是也。阿斯固瀾は、懼みにて、此は、俗に怖しさと云意也。○倭我尼尊能冥利志は、我逃登しにて、登は、樹にのぼりたるなり。○阿理鳴能字倍能は、在丘上之にて、在は、存在の意也。恒には、在立る、在待、在て久しなど、用言に云つとくれど、萬葉一に、在根良對馬乃渡とあれば、體語へも云つとくべきなり。

是は、抄に云る、言の中にて、其宜きを取て云所也。傳云「師の荒岳也と云れたる、宜しかるべきか。荒磯などの例なり。契冲云々と云るは、非なり。萬葉の、在根良は、字の誤なり。そのうへ、在とのみ云て、在て、久しき意とせむもいかじ。又たとひ其意にもあれ、在て久しと云こと、何のためぞや」と云る、此は、抄のあしき所を、殊更に擧て云るなり。今按に、海には、荒磯と書る例もあれど、野山には、荒野荒山とのみ云て、阿利野、阿利山など云る例絶てあらざれば、荒丘の説、おぼつかなし。又彼萬葉一なる、在根良も、字の誤にあらざること、彼集の釋に、委く辨へたるを見て知べし。在某と云もさまざまあり。此にては、俗に在合せたと云意に云るなり。されば、此句は、猪のうたきを畏みて、いかにせんと思ひわびたるに、をりしも其處に、在合せたる、丘の榛木にのぼりて、遁れたるよしに云るなり。○波利我曳阿西鳴は、榛之枝吾兄袁なり。私記に、師説云、所登之木、是波利乃木也と云るが如し。榛は、今俗に、はんの木と云木なり。萬葉に、榛とあるを、萩と心得て云る説はひが事也。此に登とあるを以て知べし。其紛はしきが如くなるは、既に鐘響に、辨へたるを見てよかし。阿西鳴は、記に、倭建命、御佩刀を守りたる、松の功を賞て、よみませる御歌に、袁都能佐岐那流、比登都麻都阿勢袁、とあると同意にて、此も、猪の難を遁れしめたる、榛の功を賞て、吾兄とは稱るなり。鳴は歎息にて、余といはんが如し。○一首の意は、わが大君の、射とめさせ賜ひたる、手負猪の、とびかゝらんとする勢ひのおそろしさに、いかにせんと逃げまどひしを、をりしも其處に在合る、榛の木に登りて免れつ。此榛木吾兄よ、吾命を助け得させたるよとなり。

此歌記云、夜瀨美斯志、和賀意富岐美能、阿蘇婆志斯、志斯能夜美志斯能、宇多岐加斯古美、和賀爾宜能煩理斯、阿理袁能、波理能紀能延陀とあるは、下に阿勢袁の三字を脱したるなり。

六年春二月壬子朔乙卯、天皇遊于泊瀨小野、觀山野之體勢、慨然興感、歌曰、

此野は、城上郡泊瀨村西に在と云り。朝倉宮の近ほとりなるべし。解の後註云「此興感とあるは、そのかみ愛しみ給ひし妃などの、薨坐るありて、その奥城の此山にあるより、野遊のついでに、感を興して、かくよみませるにや」と云り。信にさる事とぞ聞えたる。あさ夕見給ふ、山野の體勢のみならんには、かくは詔ふまじきうへに、慨然興感と書る、思し出る事なくてはあらず。此意を得て、御歌の意を味ふべし。

舉暮利矩能、播都制能、野磨播伊底施智能、與盧斯企夜磨、
和斯里底能、與盧斯企野磨能、于都俱斯矩、播斯枳野磨賊、據
暮利矩能、播都制能、夜麻播阿野爾宇羅虞波斯、阿野爾于
羅虞波斯。

○初二句は、隱城之、泊瀨山者なり。つゞけの意は、上の輕太子御歌に云り。此山、既に云、上代の墓所なりければ、思し出る事の有べき也。○伊底施智能は、出立之なり。言の意は、次の和斯里底能の下に合せ云べし。○與盧斯企夜磨は、宜山なり。與盧斯とは、因、依、寄、歸等の字を、與流と訓と

同意の言にて、即依添て、睦しく、親しき山の意に詔ふなり。萬葉二に、耳爲之、青菅山者、背友乃、大御門爾、宜名倍、此宜名倍てふ語も、互にとあると合せて、此も朝倉大宮に宜並びて、向立る意なる事をさ

とるべし。然るを、昔より此與盧斯を、充滿足意の語とのみ心得たるから、あまたの歌を、解ひがめたり。此事上に應神朝仁德大御歌下に云り。○和斯里底能は、走出之なり。萬葉二に、打蟬等、念之時爾、取持而、吾一人見之、越出之、堤爾立有、槻木之、此も、上の伊底施智能と云と

同意なるを、少詞をかへて對し給へるなり。此出立、走出を、抄已下の古註等に、山のためまひを云と云れど、然らず。此は、這入の反對にて、

可立、跳、渡とある、此立跳の立は、出立の立に同く、跳、渡の跳は、走出の走と同じ。されば此山

は、朝倉宮に眞向ひて、常に立馳にも、出て見給ふ地なりければ、出立とも、走出とも詔ふなり。

波斯里は、通はし云り。

解云、「はしると、わしるとは、異ことなり。はしるは、水はしらせ、霰たばしる、石ばしるなど、皆早き意にて早走の義なり。萬葉十二に、垂水之水能、早敷八師とある、是水の早きと云意につづけたり。わしり出は、山の引はへたるをいひ、出立とは、山の立登たるを云言にて、共に、山の成出たる

形を云言と知べし」と云る、いみじきひが事也。引て云る萬葉歌も、早きと、續きたるにはあらず、垂水之水の、愛きとうけたるにて、早敷は、たゞ假字なるぞかし。

○與盧斯企野磨能」は、宜山之にて、上の對疊なり。されど今本の如くにては、此能の字穩かならず。又何の所由なく、句の疊れるもいかなれば、此下に、二句ばかり落たるなり。故今、干都俱斯矩、矩播斯枳野磨賊愛く、うらぐはしと、傍に書をへて、後の定めを俟なり。○據墓利矩能、播都制能夜磨播と所念よしなり

は、上を返して、再び詔ふなり。○阿野備宇羅處波斯、阿野備于羅處波斯」抄云「文裏妙なり。于羅は、毛詩に、裏字を、コ、ロと點したるに依に、下心の意なり」と云るまでは宜しかれど、其次に云る事どもはわろし。解云「萬葉十三に、朝日奈湏、目細毛、暮日奈湏、浦細毛と有て、目くはしは、見の細きよし、浦くはしは、心細しきよしなり」目上今按に、萬葉二に、眞浦悲毛、ともよみたれば、目細毛も、眞細もなり。見の細と云にはあらず。宇羅處波斯も、此は愛しの意にて、既に云如く、此山に葬り坐つる、妃夫人の類をおぼし出て、愛しみ給ふなり。又其を再び返して詔ふは、御愛の深きなり。

○一首の意は、隱城の泊瀬山は、朕御門の、出立、走出に、依立して、親しく愛しき山なるぞ。おもふ人を葬りしより、此野に見る毎に、あやにくうつくしまるゝよとなり。萬葉十三に、隱來之、長谷之山、青幡之、忍坂山者、走出之、宜山之、出立之、妙山叙、惜山之、荒卷惜毛、とある、是も結の二句を思ふに、よく此大御歌の意を得たる人、吾がおもふ人を葬てのち、其墓などの荒れゆくを、嘆てよめるなり。

後文に、於是名ニ小野ニ曰道小野とあり。是も出立の、野なる故に、其御墓にかよふ、道小野とは、名に負るなるべし。

十二年冬十月癸酉朔壬午、天皇命木工關鷄御田始起樓閣於是御田登樓疾走四方有若飛行時有伊勢采女仰觀樓上惟彼疾行顛仆於庭覆所擊饌天皇便疑御田奸其采女自念將刑而付物部時秦酒公侍坐欲以奏聲使悟於天皇橫琴彈曰

關鷄は、大和國山邊郡關鷄郷あり。其地より出たる木匠にて、御田は名なり。伊勢采女は、下に出たる、三重縣ならん。物部は、罪ある人を刑ふ一部あり。囚獄令に、物部四十人、掌下主當罪人決罰事とあり。秦酒公、秦は、其始吳國より來歸人に賜へる氏なり。應神紀十四年の條に見ゆ。姓氏錄に、太秦公宿禰、秦始皇帝三世孫、孝武王之後也と云り。此卷十五年の條に、調絹を多く獻れるに因て、禹豆麻佐と云姓を賜へる事見ゆ。此は關鷄工が刑されなんを、歎きをしみて、琴に託て、天皇に悟し奉るうたのよし也。されど歌のさま、關鷄匠が死たる後に、惜みてよめる意と聞ゆ。此天皇稜威の勝れさせ給へるをあれ恐て漢國尉王に、比へ奉りたる事の見ゆれば、此前後にも、かゝる死刑のわざを、詐り作れるにぞあらん。其よし、道別に委く辨へつ。下にも少しは、ことわる事あらん。

柯武柯噬能伊制能奴能紗柯柯曳鳴伊哀甫流柯枳底志我五
都矩屢麻泥爾飲哀枳瀾爾柯枳俱都柯倍摩都羅武騰倭
我伊能致謀那我俱母鶯騰伊比志枳俱彌幡夜阿枳羅陀
俱彌幡夜

○柯武柯噉能」は、神風之にて、伊勢と云ん枕詞なり。つゞけの意は、上の神武御製に出づ。○伊制能奴能」は、伊勢之野之にて、五十鈴原を云。五十鈴原は、即大神宮を申せり。其地の地名を云て、其宮の事となるは、住吉といひて、住吉大神の事となり、春日と云て、春日大神とも、聞ゆる事のあるが如し。

抄云「武藏に、武藏野ある如く、伊勢に、伊勢野あるなるべし。伊勢采女が事をいはんとて、伊勢野とは云る也」、解云、「今本、奴とあらば、野にやと思へど、野に榮えと云言の、あるべくもあらねば決て奴は故の誤と思ひて、私に改つ」、上など云れど、采女が榮を、さまで云べくもあらず。又采女が榮えをいへばとて、天皇に忠誠なるにもあらず。又さては、下へのつゞき、いといれほがなるをや。

○紗柯曳鳴」は、榮乎なり。○伊哀甫流柯枳底」は、五百經懸而にて、上よりのつゞきは、五十鈴宮の御榮は、垂仁天皇の昔より、於今五百年經たり。其如く自今五百世經まで、堅く奉仕んと云也。ふと然は、聞えがたきやうなれど、上古の歌なれば、耳遠き事もなかりざらめや。畢竟此句等の、耳遠かりし故に、前文に、右の如き偽どもは、書をへたる也。今此歌に、樓閣の事、采女が事、又死刑の事などは、ふつによしなきをや。しかるに、諸註ともに、采女が榮えを、五百世かけてと云也、と云るは、前文に惑ひて、強めるなるぞかし。○志我都矩屢麻泥爾」に、其之盡迄になり。其之とは、五十鈴宮の、御榮を指るなり。此大宮の、盡と云ことはなき事なれば、如此は云る也。若上句どもの、伊勢采女が事ならんには、此盡と云こと、むげに叶はず成ぬべし。其之てふ言、上にたび／＼云つ。○飢衰枳瀾爾」は、大君になり。○柯拖俱都柯倍、摩都羅武騰」は、堅固將仕奉登なり。此堅固は、崩れず、懈ざる意、騰は

とての意也。○倭我伊能致謀、那我俱母鵝騰」は、我命も、長も冀もと云母を省るにて、後世のもかななり。○伊比志能俱彌睡夜、阿施羅施俱彌睡夜」は、言し工はや、可惜工はやにて、阿施羅は、惜む意の言、工は、鬪鷄御田を指せり。睡夜は、倭建命の、阿豆麻波夜と、詔ひし類の歎息なり。此も、伊比志とある、過去の志より續けるを以て思ふに、此御田が死ける後、事にあたりて云云いひて、勤みつる工みなりけるに、可惜工はや、かゝる時、彼工があらばやと、樓閣など建給ふをりに、をしまれしなるべし。

○一首の意は、伊勢の五十鈴宮の、みさかえよ、齋ひ祭りしよりも、五百年經たり。今行末も、五百經かけて、此御榮の盡と云事はなし。若其大宮盡るまでに、大君に、堅固く奉仕と、吾命も長くもかもと云て、宮造に、勤勞し工はや、をしき其工はや、あやにく、命短かりき。如此る宮造の時、彼があらばと、惜まるとなり。

十三年春三月、狹穗彦命、支孫、齒田根命、竊、紆、采女山邊小嶋子、天皇聞以齒田根命、収付於物部目大連、而使、責讓、齒田根命、以馬八匹、大刀八口、被除罪過、既而歌曰、

狹穗彦命は、孝元天皇皇子也。齒田根命は、其五世王なり。小嶋子は歌に出。采女の事は、下三重、條に云べし。目大連は、物部の首長なるべし。罪過の被除は、後世の科料の如し。此もまた、世の掟の隨なるを、かく書なせるなるべし。

耶摩能謎能、故思摩古喻衛爾、比登涅羅賦、宇麼能耶都擬一六
播、鳴思稽矩謀那斯。

○耶摩能謎能」は、山邊之なり。和名抄に、大和國、山邊、夜方郡郡あり。采女は、其地より出たるなり。
繼と陪と通へるは、宇彌倍を、宇彌米とも云が如し。解に、此山邊を、采女の氏也として、姓氏録を引て○故思摩古

喻衛爾」は、小嶋子故になり。小嶋は、采女が氏か、又山邊郡の内の、地名にてもあるべし。解に、采女
が名也と云るも、例○比登涅羅賦は、人術なり。其泥も、耐と訓べし。萬葉十八に、波利夫久路、於婢都氣奈

我良、佐刀其等邇、天良佐比安流氣騰、比登毛登賀米授とよみたる、天良佐比にて、人に誇る意なり。
術は、字書に、自矜也と注せり。此も人の目につくやうにと、かまへて馬八匹を出せるなれば、猶誇

れるなり。諸注皆又萬葉七爾、照左豆我、手爾總古頂、玉毛欲得、其緒者替而、吾玉爾將爲、此歌の初
句、昔より、何事も知れざりつるを、今此詞どもに合て考ふれば、美好女持有とて、人術ひ誇る人の、
持ふるす女もがな、吾妻にせんと云意を、玉に譬へてよめるならん。こは事のついでに云なり。○宇麼

能耶都擬播は」馬之八疋者なり。匹を擬と云は、擬は、濁音の字なれども、紀は、清濁に
拘はらず、豆を都に用ひたる類ひ也。大江匡房卿歌に、「ゆき
やらで雪の花と見つるかな比登伎布多伎の駒にまかせて」壬生忠見集に、霧たちてもみぢの木どもか
くせるに「いろくのもみぢのにしききりたちてのこれるはては伊久伎とか見ん」是も、綿幾匹と云にて、
馬に云と同じこと也。

これら也。されば、八匹と云べきを、耶都擬と云るは、八峯を八峯、八代を八代とよめるたくひなり。
記に、爾伊邪那岐命詔之、愛我那邇妹命乎、謂易子之一木乎、乃爾爾御枕方、爾爾御足方、而
哭時と、あるも、子ども一匹と詔ふ語勢あり。その事は、はやく難語考八葉に云き。此も宇麼能と、能
の言を添たるは、馬の八疋ばかりは、何の惜き事かあらんの意なり。

抄云「擬字心得がたし。兼方は、八毛言、八匹也と注したれど、八毛ならば、耶都擬と云べし。若礙
を誤て擬に作りたる歟」解云「八次第なるべし。その員數を、次第する事と聞ゆ」上など云れど、よ
からず。八匹を、八毛と云べきことわりなし。又員數の次第を、繼と云も、物にこそよれ、獸などの
數を次第とは云べきにあらず。

○鳴思稽矩謀那斯」は、惜も無なり。解に、自慢の馬、八匹を出すとも、更に惜からずの意也、と云り。
今思ふに、若其意ならんには、馬八匹よりも、太刀八口の方をこそ、取出給ふべきわざなるを、恃に馬
をしもよみ給へるは、上に云る如く、わざと人術ふ贖物を出して、矜むの意なるなり。

○一首の意は、山邊の小嶋子ゆゑには、馬の八匹ばかりは、惜くもなし。おなじくは、世の人の目につ
く、贖物を出して、名を立て誇てむと云なり。

秋九月、木工猪名部眞根、以石爲質、揮斧斲材、終日斲之不誤、傷又、天皇遊詣其所、而恠問
曰、恒不誤中石耶、眞根答曰、竟不誤矣、乃喚集采女、使脫衣裙、而著積鼻、所相撲也、
於是眞根暫停仰視而斲、不覺手誤、傷又、天皇因噴讓曰、何處奴不懼朕、用不貞心、

妄輒答仍、付物部使刑於野爰有同伴巧者、歎惜眞根而作歌曰、

此段は、何ぞの事に係り、刑はれんとしけるをり、伴の巧者が、よみしなるべし。次の歌に、歎者ば、命死ましとあるを見れば、其罪も無實なりしならん。前文の作意なる事、喚集采女とあるより、以下の文どもを見てもしるべし。皇朝の上代に、さやうならんわざの、有ぬべき事かは。道別に、委く辨へつ。

阿耨羅那斯、偉儼謎能、陀俱彌、柯該志、湏彌彌、倅、旨我那稽。

○阿耨羅那斯は、可憐なり、既に出。○偉儼謎能陀俱彌は、猪名部之工也。偉儼は、攝津國に、猪名郡見えて、姓氏錄、未定雜姓攝津國條に、爲奈部首伊香我色乎命六世孫、金連之後也と見えたり。

○柯該志湏彌儼倅は、繫墨繩なり。和名抄に、内典云、端直不曲、喻如墨繩、涅槃經文也、墨繩和名湏彌儼倅とあり、萬葉にも、多くよみたり。なべての註に、墨繩をかくとは、今世に、墨を打と云意也と云り。思ふに、上代大厦を建るには、先中央に準繩を繫て、其より量出たる故に、其を重き行として、如此は云るならん。○旨我那稽摩は、其之亡者にて、其は、眞根を指ていひ、那稽摩は、那柯羅摩と云を省るなり。此等の言の意は、皆既に云り。○阿耨羅那斯は、誰將繫よにて、豫と云は歎く意なり。解に、たゞ呼捨たる與也と云るは、わるし。○阿耨羅那斯儼倅は、惜墨繩なり。抄云、是はた眞根が墨繩の、空しからんを惜むには非ず。眞根ほどの上工なれば、王の道の廢らむ事を、歎くなり、云るが

如し。解の説はよからず。

○一首の意は、可憐をしかるは、猪名部の工ぞ。若其か亡ならば、今よりのち、誰か繫んよ、其重き墨繩をばとて、木道の廢ん事を歎けるなり。歌は旋頭歌なり。

天皇 聞是歌反生悔惜喟然頽難、曰幾失人哉、乃以赦使乘於甲斐黑駒、馳詣刑所止而赦之、用解微繩復作歌曰、

かゝる事を書そへて、神と在天皇を、愚になし奉る也。是も上なると同じ時、同じ伴工がよみたるなり。

農播、阿耨羅能、柯彼能、矩盧古磨、矩羅、制播、伊志、柯孺、阿羅、磨志、柯彼能、俱盧古磨。

○農播阿耨羅能は、枕詞にて、此は、柯彼能を隔て、矩盧と云に係れり。此つゞけの意は、一卷八千矛神御歌に云り。○柯彼能矩盧古磨は、甲斐之黑駒なり。甲斐は、良馬を出す國なる故に、延喜馬寮式御牧條にも、甲斐國柏前、牧眞衣野牧、穂坂牧を第一とせられ、同雜式牧監條にも、甲斐國を第一とせり。○矩羅制播は、鞍令被者なり。鞍を置などして、時を移しなば、其刑されざる以前には、え馳つかざらましを、裸脊に騎て急ぎたればこそ、殺されざるほどに到りたれとなり。是其罪の無實を明に馳つけたりと見ざればかなひがたし。前文のさかしら、此句に合せて知べし。○伊志柯孺阿羅磨志

は、伊は發語にて、不及有ましなり。言の意、仁徳段に云つ。此は、俗に、得追付ずあらましと云意なれば、彼同伴の工、直に追かけ、馳付て助けたるなり。本文には、伊能致志離摩志とあり。是もあしからねど、一本の方、勝りさまにおぼえて用ふ。○柯彼能俱盧古摩此句を再び反せる事は、偏にその駿足に依て助けたる故也。

○一首の意は、よき所へ來たるかな。此かひの黒駒に、鞍させなどして引しろはゞ、得追付ずて死せんものを、あはれ甲斐の黒駒の逸足によりて、追及びたりとなり。

記曰、天皇幸行吉野宮之時、云云、於其處立大御吳床而、坐其御吳床彈御琴、令爲舞。

其嬖子爾因其嬖子之好、作御歌、其歌曰、
阿具良韋能加微能美豆母知比久許登爾麻比湏流袁美那
那登許余爾母加母。

○阿具良韋能は、吳床座之なり。此時御親、吳床に坐けるを以て、如此詔へり。○加微能美豆母知は、神之御手以なり。天皇は、固り明神にましますと、御自も、然か所思行けるは、此天皇のすぐれて尊くましましなり。されば葛城山神も、顯はれ出て、御獵に奉仕、御送までもなし給ひなどして、凡ての御行にも、全神にましくき。後の天皇尊だちも、御自、神と坐ことを忘れ給はずば、儒佛は、貴み給はざらましをと、いとあかずくちをししくこそ。○比久許登爾は、彈琴爾にて、彈琴に合せてと云

意なり。○麻比湏流袁美那は、儂爲女也。○登許余爾母加母は、常世にも願なり。此登許余は、常住不變の意也。常世と云に、三四種ある。されば此は、嬖子が命を願ひ給ふにはあらず、其儂のあかずおもしろきにつきて、如此ながら、常住不變にもかもと、吾御樂みを詔ふなり。諸説わろし。
○一首の意は、吳床に坐、明神の御手以て、彈す琴に合せて、嬖子のよく立儂ふこそおもしろけれ。此樂しみの、かくなから、常住不變にもあれかしとなり。

傳云「本朝月令に、五節舞者、淨御原天皇之所製也、相傳云、「天皇御吉野宮、日暮彈琴有興、俄爾之聞、前岫之下雲氣忽起、疑如高唐神女、髮髻、應曲而舞、獨入天囿、他人無見、舉袖五變故謂之五節」云云、其歌曰、乎度綿度茂、豈度綿左備濱茂、可良多萬乎、多茂度邇麻岐底、乎度綿左備濱茂」と云る説は、此の御故事を取て、作れる物と見えたり。そもく五節舞は、天武天皇の造賜へる由は、續紀の詔に見えたるに、上件の神女の事は、さらに見えず。以上傳説と云り。今按に、此事既く、賀茂氏も然か云れたれど、猶彼月令、江家次第十、政事要略、河海抄等の、こゝらの書どもに、傳へたるを見れば、無き事にもあらざるべし。彼歌も、古き手ぶりにて、後の偽作とは聞えず。此事、別に考へ置る物もあれど、こゝには得引ず。かの續紀十五なる、五節舞を云る文こそ、いみじき漢意の潤色にして、信がたけれ。姑く藏淨貴所吉野記に云る事どもを、考へ合すべし。

初太后、坐日下之時、自日下之直越道、幸行河内云云、於若日下部王、令奏天皇背日幸行之事甚恐、故已直參上、而仕奉、是以還上於宮之時、行立其山之坂上、歌曰、
太后は、即若日下部王にて、仁徳天皇皇女なり。日下は、河内國河内郡也。今も日下村あり。伊駒山

の西方なり。直越道は、鐘の響第一、龍田山條に云り。萬葉六に、超三章香山一時云云、直超乃此徑爾師兄とよめる條にも云べし。昔日云云は、東なる倭より、西なる河内へ幸行は、東より出る日を、背後にし給ふ故也。神武紀に、向レ日而戰、不レ良とあるは、敵と戰ふ處なれば也。昔と向と、事に依て、順くも、逆くも有べきなり。さて此段は、大后、若日下部王、いまだ河内に坐けるほど、天皇、倭より通ひましたるに、婚の始め、昔日て幸行こと恐し。妾方より參上て仕奉むと、詔ひける故に、天皇日下の山より還り坐とて、此御歌をよみて、贈らしめ給ふ也。

久佐加辨能許知能夜麻登多々美許母幣具理能夜麻能、
 許知基能夜麻能賀比爾多知邪加由流波毘呂久麻加
 斯母登幣爾波伊久美陀氣淤斐須惠幣爾波多斯美陀氣
 淤斐伊久美陀氣伊久美波泥受多斯美陀氣多斯爾波韋
 泥受能知母久美泥牟曾能淤母比豆麻阿波禮。

○久佐加辨能」は、日下部之なり。傳云「日下の地名を、日下部とも云りしこと、此御言にて知らる。もと日下部と云は、此日下の地に居住る部の號なるを、其部の居住るに因て、立返りて、又地名をも日下部とも云りしなり」と云る、さる事なるべし。さて草香を、日下と書所以は、今も暗峠と云山の下なれば、日下ねば、明くならざる里なる故に、義訓せるなるべし。○許知能夜麻登」は、此方之山與

にて、與は、與平群山」と云意也。○多々美許母」は、疊薦にて、此は、經て練と云意に係れる、枕詞也。凡ての意は、倭建命御歌に云り。○幣具理能夜麻能」は、大和國平群郡の山なり。輿地通志に、生駒山、平群山、信貴山、龍田山と、次第して云。平群谷上方、數峯平齊成群因名とあり。○許知基能」は、此々之にて、其見る處を指する心にて、云語なり。此を萬葉釋どもに、袁知許知と、一に説たれど、同じからず。袁知許知は、誰も知れる如く、彼此と書て、彼方此方の事なれば「をちこちのたつきもしらず」などやうに、打つけにもよみ出せるを、此許知基知は、必ず先、上に物二を云て、其物を此此と指て云り。萬葉三に、奈麻余美乃、甲斐乃國、打緣流、駿河能國與、已知其智乃國之三申從、九に、瀧上之、櫻花者、開有者、落過神里、含有者、可開繼、許智期智乃、花之盛爾、二に、出立、百兄槻木、虛知期知爾、枝刺有如、などやうに、相並物を合せて、其下にのみよみたり。此等にて、其差別を知べし。今世の人の心にては、其並物を、二ながら此と云ては、紛はしきやうにも思ふれど、二重ねて、己已然か然か、云云、左從右自、誰々、色々、様々、種々などの類、皆同例なるを思ふべし。抄云「許と乎と、同韻にて通ずれば、をちこちの意にや」傳云「此は、彼方此方なるを、此方此方としも云るは、此方より彼方と云處は、彼方にては又此なれば、此方の此方、彼方の此方なり。此説は、荒木田久老が、萬葉の歌なるに就て云る説にて、信に然ることなり。然るを、昔より、誰も許と袁と通ひて、直に彼此と云言とのみ心得居るは、精しからず。さては彼と此と、混つになりて、差めなし」上など云るも、猶ひが事也。若さらば彼萬葉なる、百兄槻木、虛知期知爾などやうに、左右の枝を見らるゝ云るを、いかにかとかん。又己々以下の詞の例をも思はざる、僻説どもぞかし。

○夜麻能質比爾ハヒニは、山之峽爾也。加比とは、行違たるを行かひ、筋違るを筋かひと云如く、山と山と行かへるあはひを云が本にて、たゞ間と云にも轉したり。和名抄に、考聲切韻云、峽、山間、峽、處也、俗之、山乃加比とある峽山の意、右の意也。また催馬樂、伊勢海に「いせのうみのきよきなぎさの志保賀なれば、比爾なりのりそやつまん貝やひろはむや玉やひろはんや」とあるは、潮間にて、潮の乾たる間にと云意也。○多知邪加由流タチヤカユルは、植榮るなり。上の仁徳段に此語出て、其處に云り。○波毘呂久麻加斯ハヒロクマカスは、葉廣ハハ隱カシ檀スなり。葉廣とは、葉どもの榮え廣がれるを云こと、是も彼段の、波毘呂由都麻都婆岐の下に云り。久麻とは、次の伊久美の久美と通ひて、葉の茂く、隠りかなるを云。さればかく云て、遂に繁り廣ハハこり榮えたる樹と云こと也。樹の事、今は云までもあらざるべし。○母登幣爾波モトノネヒニハは、本方者なり。今本、此句に、幣を脱せり。次の須惠幣に對て補へり。○伊久美陀氣滲斐イコメダケシハヒは、伊隱竹生なり。伊は、傳に、人の利を省る者也と云れど、次の伊久美波泥受、と云に合するに、猶發語なるべし。入は、參入、走入などやうに、伊を略く例なれば也。久美は、久麻笹久麻樹の久麻と同じく、葉の繁り隠るを云。繼體記に、以矩美娜開余囊開、とあるも同じ。抄に、一種の竹の名と云るは違へり。○須惠幣爾波スエヒニハは、末方者なり。上の本方は、峽の下の方、此末方は、峽の上方を云り。○多斯美陀氣滲斐タシメダケシハヒは、多繁竹生なり。多は、多和瀆禮等の類の發語歟。また足繁の意にもあるか。上の伊久美波氣の伊も、發語ながら、足と云ほどの意ある言也。斯美は、萬葉に、之美佐備立有、山乎志美など多くよみて、是も繁きこと也。さて上の伊久美竹と、此多斯美竹と、二種には非ず。一の竹を、かく詞に換て二に云るは、上代の語の文なり。萬葉二に、秋山、下部類妹、奈用竹乃騰遠依子等とよめる類にて、是も二人には非ず。此類ひ、古

き長歌文章の常にて、大かたの人は、よく心得たる事なれど、事のついでに云るゝ也。○伊久美陀氣イコメダケ、上を重ね云也。畢竟、上の伊久美竹生は、此句を詔はん爲の序、此句は、次の句を詔はんための序也。如此重ねてつゞくるを、連疊とて、もろこしの古き詩文にも、賞き事とすめり。○伊久美波泥受イコメハニウケは、伊隱者不カシ寢也。此は、不カシ組カシ寢と見てもよろし。既に云、久麻、久美は、本より同語なれば也。傳の、此處の釋は、○多斯美陀氣タシメダケ是も序にて、其狀上の、伊久美陀氣下に云が如し。○多斯爾波韋泥受タシメダケニウケは、髓には不カシ率カシ寢なり。多斯の意、上の輕太子御歌に、多志陀志爾、韋泥豆牟能知波、とある處に云り。韋泥も、率て寢るを云こと、其處にも、上にもいひつ。○能知母久美泥牟ノチモコメニウは、後も將カシ隱カシ寢なり。後とは、此度はさるよしにて、得逢見ず、空く還るとも、又後々、寬に逢てんと詔ふなり。傳云「此御歌、上件の趣、たゞ二の竹のみ用ありて、葉廣久麻白樹は、無用なる如くなれど、よく思へば然らず。其は白樹も、葉稠く入交りて、繁立る事、竹と同じ狀なる物なれば、伊久美といひ、多斯爾と云こと、竹のみならず、意は白樹よりも承たり。又山之峽に、立榮と云も、白樹のみならず、竹へも係れり。されば、此處の凡の意を、直にいはい、山之峽の、下方上方に生て、立繁榮えて、伊理久美たる白樹と、竹となり。然るを、白樹をば離して、別に詔ひ、又山の峽と、本末とをも、別に詔へるなど、御詞のつゞき、髓かならざる如くなれど、かくさまに、言を參差にして、連ねざまの斐カシ靡カシなるも、歌の製にして、古へのに例多く、後世のもの、かゝるたぐひ多くあることなり。よくせずば紛ひぬべし」と云る此説、御歌の意には、多く妨げあるにもあらざれど、古への歌に、參差の、ほのかなるが多しと云るは、いみじき事也。記紀は、更にもいはず、萬葉までの歌どもに、參差なるが、一首もあらざる事、余が長歌撰格を見て知べし。今此御歌も、片違ひの句は、一句もなし。

檜は、倭建命御歌と合するに、此山の名だたる物にて、竹も本末に、生てありし故に、言出給ひしにて、其つゞきは、先山之峽なる、葉廣稠檜より、同く葉の稠き、二の竹を喚出給へるにて、檜も竹も、其處の物なるを、思はずやありけん。其心詞のつゞきさま、次の一首の釋にて、心得なんかし。

○曾能滌母比豆麻阿波禮」は、其思妻何恰なり。上の輕太子御歌にも、滌母比豆麻阿波禮とあり。此は曾能の二言添て、十言なれど、猶一句とすべし。口づから詞ひし代の歌には、長句もある事、入綾釋に辨へたるが如し。此阿波禮を一句とせる、例にたがひて、なか／＼にわろし。

○一篇の意は、日下部山と、平群山と、行違へる其山の峽に、立榮えたる葉廣稠檜の、目につきて見れば、其峽の此方の本方に、彼檜と同じ貌に、茂りたる伊隱竹生、又其峽の此方の末方に、體繁竹生たり。此まで。此度は其竹の名の、伊組は不寢、また體には、不率寢て、空しくは還れども、後々永く、將「隱寢」とおもふ、其思ひ妻を、愛しみせらるゝとなり。調べ文ありて、いとめでたき大御歌なり。

後文に、即令持此歌而、返使也とあり。此は、右御歌を口授させて、女王よりの御使を、其處より返し給ひたるなり。令持とは書たる歌を、持しめたるには非ず。宰を、ミコトモチと訓も、御言持の義なるが如く、其御歌を、口づから承りて、行て傳へ白せるを、然云るにぞありける。

天皇幸行于春日之時、媛女逢道、即見幸行而、逃隱岡邊、故作御歌、其御歌曰、
春日は、添上郡なり。媛女は、誰ともなし。逃隱は、畏み耻て也。此媛女、かほよくて、御目につきしなるべし。

哀登賣能、伊加久流袁加袁、加那須岐母、伊本知母賀母、須二岐婆奴流母能。

○哀登賣能」は、媛女之なり。○伊加久流袁加袁」は、伊隱岡をにて、伊は例の發語也。後世ならば、加久流々と有べきなれど、古へは、平日に云言のまゝに、如此も歌ひしにて、よろし女、さかし女などの類ひの物いひ也。萬葉にも、山際從、伊隱萬代とあり。

傳云「後世の心にては、かくるゝ岡と有べく、かくる岡にては、言つゞかぬ如くなれども、隱は、古へは「かくらむ」「かくり」「かくる」と云て、登る、渡る等の類の活用なれば、かくるゝと云で、下へつゞく也」と云るは、強て後世の格を助る、作り説なり。其は「かくり」は、後世にても、適「おそり」「みだり」など云類の物いひ、「かくらん」「かくる」は、「いゆし」「おつなり」など云古語の格にこそあれ、登る渡る等の、ると同じからんや。そも、古語に「うれしかも」「かなしかも」など云る類の多かるは、上古は、歌辭として別にあらず、常に云言のまゝに、よみつる故ぞかし。今世にても、俗言に云言には、言の足はぬさまなることの多かる、其と同じ心ばへなり。さるを中古後となり來ては、平語おとろへて、別に歌詞と云を立て、よむわざとなりつれば、雅言は、やがて借物となりけるから、却て定れる格あるやうになりし也。されば其格と云ものも、むげに忘れ來にたる、今世の人の心得には、成事も有べけれども、古へより見るときは、既に死物と成て、活て動くほどの魂は、やう／＼に絶來つれば、僅に三十一言の歌こそあれ、長歌文辭の、妙なるさかひに至ては、いといた

く衰へて、自由ならざる事、誰も見知れるが如くなりたり。然れば死物となれる、後世の格を以て、自由自在なりし、上代の活物の、いひ難き事をさとりつべし。

○加那須岐母は、金鉏もなり。此にかく詔ふを見れば、其嬢子、金鉏をもちたりしなるべし。由なき事を詔ふべきにあらねば也。○伊本知母賀母は、五百箇も欲得なり。知は、二十、三十、百、千など云知にて、一二の都と同じ。されば伊本都とあるべきなれど、古語には、知とも云しなり。萬葉十八に、安波妣多麻、伊保知毛我母、と有。○須岐婆奴流母能は、鉏き撥るものにて、

此の須岐は用語にて、すき濱久ともはたらけり。

はねんものをの意也。物乎の意を、母能とのみ云例は、既に應神紀、履中紀等の歌に出。これもいはば、彼加久流等の同例なり。傳に「母能とは、即上に云る、金鉏を指て云にもあらん」と云るはわろし。此は岡の彼方に、隠

常に云ものをと、口をしむ辭なる事、上よりのつゞきにて、明らかなり。

れたる媛女を、岡の中に、入隠れたるさまにとりなして、かく詔へるが怜きなり。

○一首の意は、金鉏もて來たる、媛女あひたり。かほよかりければ、もの詔はんと所念たるに、岡の中にや隠れけん、何方ゆきしとも見えず。彼がもたりし金鉏の、五百箇もあらば、此岡の土どもを鉏かへし、撥やりて、崩してだに見むものとなり。後文に、故號其岡謂金鉏岡也、とあるに合すれば、彼媛女、金鉏をすて、逃たるにもあるべし。

又天皇坐長谷之百枝槻下、爲豐樂之時、伊勢國之三重縣、指擧大御盡以獻、爾其百枝槻葉落、浮於大御盡、其燦不知落葉、浮於盡猶獻大御酒、天皇看行其浮盡之葉、打伏其燦、以刀刺充

其頸、將斬之時、其燦自天皇曰、莫殺吾身、有應白事即歌曰、

長谷は、城上郡也。大宮は、今の黒崎、磐坂、二村間に在と云り。百枝槻も、其邊に在し大樹なりければ、其蔭を愛坐て、かゝる時は行幸しなるべし。豐樂の事、既に出。燦は、諸國より、由緒ある人の女の、形容端正を、貢らしめて、主と御饌に仕奉しめられき。故項に、領巾纏を掛て仕へれば、嬰部と云を約めて、宇禰辨とは、喚びならひたるなり。三重は、伊勢國三重郡にて、上の山邊、小嶋采女の例の如く、其國所以て喚し也。此燦は、歌に名高かりし故にやあらん、今も三重郡に、采女村ありて、土人語り傳へたり。さて此より以下三首、共に許登能加多理恭登、とあれば、樂府にて作られたる歌かと見るに、事のさま然にもあらず。此前文に、以刀刺充其頸など書し故に、然か傳へたるなるべし。今此歌を見るに、獻る大御盡に、木葉の浮びたるを御覽し、よましめ給ひしほどの歌ときこゆ。

麻岐牟久能比志呂乃美夜波阿佐比能比傳流美夜由布三
比能比賀氣流美夜多氣能泥能泥陀流美夜許能泥能泥
婆布美夜夜本爾余志伊岐豆岐能美夜麻紀佐久比能美
加度爾比那閑夜爾淤斐陀豆流毛々陀流都紀賀延波本都延波阿米
袁淤幣理那加都延波阿豆麻袁淤幣理志豆延波比那袁淤幣理本都

延能、延能、宇良婆波、那加都延爾、淤知布良婆、那加都延能、延能、宇良婆、斯毛都延爾、淤知布良婆、那加都延能、延能、宇良婆、阿理岐奴能、美幣能、古賀、佐々賀、世流、美豆多麻、宇岐爾、宇岐志、阿夫良、淤知那豆、佐比、美那許、袁呂許、袁呂爾、許斯母、阿夜爾、加志古志、多加比加流、比能美古、許登能、加多理、碁登母、許袁婆。

○麻岐牟久能、比志呂乃美夜波」は、總向之、日代宮者なり。是は景行天皇宮所にて、此に由縁なきが如くなるを、つらく考るに、此地、朝倉宮の近邊なりければ、此百枝槻の、其處にありし故に、先づ其宮の昔を云て、下の美豆多摩摩宇岐の故事を、思はせたるものなり。其事は下に云べし。其地は、輿地通志云、日代宮、在穴師村北云云、朝倉宮、在黑崎、岩坂二村間云云、とあるを、大和國圖に就て考るに、穴師村と黒崎村と相並びたり。行囊抄も又然り。

諸抄に、此を景行天皇御時の、故事なりけんが、此御世の事に、紛れたるなりともいひ、又此歌、元は日代宮に名高かりし、大樹のありしを、賛たりし歌なりけむを、今それを借て、作繼てよめるならんともいひ、又天皇を、熊襲に比喩へむとて、かくはよみいでたるなど、くさくさに云るたぐひは、其地理も、歌の意も、むげにわいだめなき、浮説どもなるぞかし。

○阿佐比能、比傳流美夜」は、朝日之日照宮にて、上古の壽言なり。○由布比能、比賀氣流美夜」は、

夕日之、日耀宮也。加賀夜氣流の、加賀を、朝日、夕日の、直刺を、愛き事とせるは、記御孫命天降條に、

於此語之、此地者、朝日之直刺國、夕日之日照國也、故此地甚吉地詔而、於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原、冰椽多迦斯理而坐也、また大神宮儀式帳に、朝日之來向國、夕日乃來向國云云、また龍田

風神祭祝詞に、吾宮者、朝日乃日向處、夕日乃、日隱處乃、龍田能立野爾、云云 此隱は、借字にて、此も龍

とを通はし書る如く、字 此外、萬葉にも、朝日旦流云云、夕附日云云、また朝日奈濱、目細毛、暮日奈濱、

浦細毛など多くよめるも、右の所以なり。

然るに、抄云「氣と久と普通すれば、日隱にて、宮殿の高ければ、是に碍られて、早く日の隠るゝ意也、風神祭祝詞に、夕日乃日隱 處云云とあり」傳云「賀氣流は、日影の刺たるが、刺すなりて、陰

になるを云、契沖、日隱也と云て、其引る祝詞には、日隱處とあれども、隠るを賀氣流とは、云べくもあらざれば、此はなほ陰るを云なり」上など云る。そもく此壽詞は、右に引る、古語等の如く、

朝日、夕日の、物に碍らず、よく來向照る地を云例にこそあれ、日の刺すなるが、何の愛き事あらん。又彼風神祭祝詞を、祝詞考、また解等の釋にも、日隱處と訓て、日の入隠るゝ意と心得て云るなど、此の比賀氣流を、陰る事と思へるよりの、ひが事也。彼日光炎火の照を、加岐呂比とも、加氣呂布とも云なるを、いかに心得て、かゝる説は云るにかあらん。炫く、炫ふなどの言の意も、皆同一なるものをや。

○多氣能泥能、泥陀流美夜」は、竹之根之、根足宮にて、動なき意也。○許能泥能、泥婆布美夜」は、木之根之、根延宮なり。此四句は、大殿祭祝詞に、此乃敷坐大宮地、底津磐根乃極美、下津綱根限云云、掘堅多留柱とある、心ばへの壽辭なり。文選に、基廣則難傾、根深則難拔ともいへり。○夜本爾余志」は、八百土よと云に、志の助辭を、そへたる也。八百とは、多くの土を、よき程の敷以て云ことぞ。抄に、土は敷以て云べき物に非ず。填土を、よき程の大きに堅めたるを、許と云るは、中々にわろし。深き霧を、五百霧、とよめる類を見ずや。傳に、余志を、二字共に、助辭と云るもたがへり。○伊岐豆岐能美夜」は、伊は、發語にて、杵築宮と云なるべし。別に思ふ事もあるべし、例ある方に依が、平かならん。出雲風土記、出雲郡杵築郷の處に、所造天下大神之宮將奉而、諸皇神等參集、宮處杵築、故云ニ寸付とあり。是柱根を、築堅る也。玉垣を築也と云は非ぞ。○麻紀佐久、比能美加度」は、眞木折、檜之御門なり。是に、檜と日との別あり。本は、日之皇子の大座々宮なれば、日之宮、日之御門、日之宮人など稱へ來れる、古語の有つるに、其宮は、檜木以て造れ、ば、宮造の上には、檜の方に取ても云る也。されば眞木割よりつけたるは、檜之御門の意と心得、高光よりつゞきたるは、日之御門の意、又さらでも、大宮仕へに就て、日之大宮、日之宮人などよみたるは、皆日の意にとるべきなり。此事、冠辭考にも、長々と云たれど、よからぬふしぐ見え、記傳に、其を辨へたるも、いまだ盡さず。其他の説も、わろかれども、うるさかれはらしつ。

○爾比那閉夜爾」は、新嘗屋に也。新嘗とは、其年の新稻して、饗するを云名にて、即新稻饗の約れる也。又常に、嘗を、爾閉とのみも云は、其稻を省きたるにて、新饗の約れる也。爾比は、爾と約り、那と約まれり。

に、省れる也。嘗るなり。此饗わざ、萬葉四東國の、民歌にもよみて、元は朝家のみにもあらず、下々まで、と云にはあらず。今も東國民は、九月日待と云て、村々毎に、鎮守神の緣日を以て、祝ひ饗する事あり。此其遺風にて、日待としも云は、日神を祭りし言ならん。傳に、神を祭るにはあらずと云るは、かたくななり。さて後世となりては、踐祚、大嘗を、大嘗會といひ、毎年のを、新嘗會と、分ていへども、古は、通はし云て、同じ事に二の稱ありし也。其事は、記傳に、委く辨へられたるが如し。斯て、此に、新嘗屋と云るは、後世の大嘗宮の如く、建置れし別殿にて、此殿、即古への日代宮の、趾なりしから、然かよみ出で、上よりの壽辭共は、皆此殿に、係れる也。諸注、何れも此意を得ざりければ、日代宮と、長谷百枝槻との、無じ隔など疑て、あたらし名吟を、いたく説腐したり。さて百枝槻は其別殿の御庭に、廣ごりつれば、此より樹の事を云て、蓋にちりし、落葉の事にうつせるなり。○滌比陀豆流」は、生立有なり。○毛々陀流」は、百足にて、百と多くの枝の、茂り足れるを云。明宮朝大御歌に、毛々知陀流、夜爾波、とある處に云り。○都紀賀延波」は、槻之枝者なり。今云けやきの中の一種にして、白けやきとも、しでとも云木也、と云り。此木の事、上の槻弓條に、草木攷を引て云り。見合すべし。此に、枝者と云るは、先づ惣の枝を云て、其枝者云々と、次々、上中下の枝にうつして運ぶ也。○本都延波」は、最枝者にて、上枝なり。此秀の意も既に云り。○阿米袁滌幣理」は、天を覆有なり。抄に、負天也と云るはわろし。此は滌本幣理と云べき、上古の活言に、滌幣理とは云るなり。但本幣は、幣と約れり。さて天を覆ふとは、御殿を、天之御蔭、

日之御蔭と云如く、天の覆ひとなる意なり。大樹空をまほふ許の袖もがな云云。 ○那加都延波は、中枝者也。○阿豆麻袁滲幣理は、東を覆有なり。此歌に據て按に、阿豆麻と云は、明始の義にて、たゞ東方を指て云語なり。今此歌に、大和國泊瀬にして、東方を阿豆麻と云る以ても、彼倭建命段の故事は、たゞ世の談辭なる事を悟べし。猶此事は、萬葉集の鷄鳴、吾孀とある條に、委く云を見合せてよ。此句、抄は泥り。傳も又果さず。 ○志豆延

波は、下枝者也。斯毛都延ともよめり。右上枝、中枝、下枝、皆上註に出たれば、只一わたり云なり。 ○比那袁滲幣理は、鄙を覆有なり。比那とは、隔るの謂にて、都に放る國とは、何處にても云ことなれど、此は東に對て、姑く西の鄙を云るなり。

本居氏の、邊之所の説も、承がたし。又解の、避奈菟謎廻の歌釋云「比那とは日没にて、西より、北をかけて云と見ゆ。萬葉集中に、東南を指て、比那と云る事なし。三重妹が歌に、阿豆麻にむかへて、比那と云るも、阿豆麻は、東より南をかけていひ、比那は、西より北をかけていひて、天と四方を云る言と聞えたり」と云り。今按に、萬葉一、柿本朝臣長歌に、天爾滿、倭乎置而云云、天離、夷雖有、石走、淡海國乃、とある、此近江國は大和より、東北に當りたり。又景行紀に、東十二道を指て、夷ともあれば、これらの説はひが事なり。

さて大樹の、陰に遠く亘るよしに云る例は、既に景行段御木大樹條に引つる如くなれど、今此百枝槻は、さばかりなる大樹にはあらざれば、唯方角を云るのみにて、天と四方を指るは、天皇の御稜威に懸て、是もつひに壽辭なり。○本都延能、延能宇良婆波は、秀枝之、枝之末葉者なり。末を、宇禮と云も○那賀都此末の活きなり。

延爾、滲知布良婆閉は、中枝に落觸なり。布禮を、布良婆閉と云は、延て活かしたる言なり。良婆閉を切むれば
禮と成 萬葉二に、上瀬爾、生玉藻者、下瀬爾、流觸經、とあると同じ。抄に、落降也、と云るは違へり。 ○那加都延能延能宇良婆波は、中枝之、枝之末葉者なり。○斯毛都延能、滲知布良婆閉は、下枝に、落觸なり。○斯豆延能、延能宇良婆波は、下枝之、枝之末葉者にて、皆上の本都延能、云云とあると同じ。如此上枝より中枝、中枝より下枝に、云送れるは、樹下に捧げたる大御蓋なりければ、木葉のおちいるまじきにあらずと、論し奉る下がまへ也。○阿理岐奴能は、蟻衣之にて繭衣の一名なり。和名抄に、鈔三消反和名、與蟻同、蠶初生也、字鏡に、蛾蠶也、蟻也、安利比々留、とあるを以て知之。桑子の蟲の一名を、蟻とも云し故に、蠶衣をも、安利岐奴とは云しなり。萬葉十六に、蟻衣と書たるは正字にて、寶之子等と受たるは、繭を美賞たるにて、集中珠衣と書ると同じ心ばへなり。此はたゞ三重と云んまでの枕詞に置るなりけり。

抄云「珠衣と書たるを思ふに、鮮衣の名歟云云」冠辭考云「ありきぬは、珠衣なり。美幣は、三重の勾玉にて、即寶の玉なれば、蟻衣の寶乃兒とも、つゞけたり。蟻はたゞ借字なり。珠を、安利と云は、阿良美玉てふ事なるを、その良美の反、利なれば、阿利といひて、玉の語は略きたり云云」といへる、此安利説も、玉の説も、いみじきしひごととなり、ゆめく用ふべからず、又傳に、鮮衣之也と云るは、只精しからぬのみにて、つみも無し。同じ人の玉勝間六云、阿理とは、あざやかなるを云。あざやかと云言も、即ありざやか也云云。萬葉四に、珠衣乃とあるを、師はありきぬと訓て、珠の事に

解れたれども、四の巻なるは、たまぎぬにて、裳に、玉裳と云たぐひ也」^上と云るはひが事なり。彼四卷に「珠衣乃さゝるさゝるしづみ家の妹に物いはず来て思ひかねつも」とあるは、十四に「安利伎奴乃さゝるさゝるしづみ家の妹にものいはずきて思ひぐるしも」とある古歌を、うたひたるなれば、安利伎奴乃と訓べき事、元よりにて、古訓也。眞淵の始て、訓れたるにはあらず。もし別歌ならば、別によむ事も有べけれど、是は全く一つ歌なるものをや。即さるゝ沈みとは、璽衣の、しなやかにして、さやぎつゝ、體に垂鎮みつくを、防人の、別れをしむ人の、泣きやぎて、愁ひに沈むに、譬へたるにこそはあれ。源氏帚木に、衣の音なひさらゝと、又初音に、黒きかいねりの、さゝるゝしく云云。注に、さゝるゝしくは、さやゝと鳴音なりと云る、これら皆璽衣なる以ても知つべし。鮮かの語釋もたがへれど、此には得ことわらず。

○美幣能古賀は、三重之子之にて、嫉自の事也。伊勢國三重郡三重郷なる事、既に云が如し。其郷の内に、采女村と云ありて、其處に祠れる社もあり。^{四日市の南西杖衝坂の西、北、五六丁許も有べし。}○佐々賀世流は、指擧有なり。佐々宜流と云を、又延たるにて指擧であるをいふなり。○美豆多麻宇岐爾は、瑞玉璽爾にて、瑞も玉も美賞言なり。記上卷に、爲宇伎由比而とあれば、璽を宇伎と云古語もありしなれど、此は、景行紀十八年八月、到的邑而進食、是日膳夫等遺璽、故時人號其忘璽處曰浮羽今謂的者訛也、昔筑紫俗號璽曰浮羽また筑後風土記に、昔景行天皇、巡國既畢、還都之時、膳司在此村、忘御酒璽云云、天皇勅曰、惜乎朕之酒璽、俗語云酒璽、因曰宇枳波夜郡、後人誤號生葉郡などある。此

故事を思はせたる也。其は彼御時、膳夫等が璽を忘れたるをしも、御咎なかりつれば、今妾が御璽に、槻葉のちりたるを知らずして奉りつるも、それに准へて、免許せ賜へとの下心なりけるが、瑞玉璽とのみにては、慥かならざる故に、初に纏向之日代宮者とは、うたひ出たるものなり。此歌、凡て斯るふしぶしに、心をこめたる、次の語どもに、合せて味はふべし。○宇岐志阿夫良は、浮し脂なり。古くは、酒をも、阿夫良と云ける故に、それを神代の初に、國稚如浮脂、而多陀用幣疏之時、とあるに比喻て、これ壽辭の根ざしとする也。酒を阿夫良とも云し事は、和名抄に、酒膏佐賀阿布良と見え、江家次第に、大臣家大饗條に、公卿等參集、於辨少納言座小飲、謂之待油云云、中關白御時、於細殿有侍膏云云などある、是古き語の遺れりしなるべし。物語書にも、油の如き酒をと云るやうに、信に、物も、米の油の如く、其狀も、油に似たるものなりけり。さて此句は、浮し脂の如くの意。上句は、此一句を隔て落なづさひへつゝなり。○添知那豆佐比は、落浸漬障にて、此は槻葉の、酒の上に、浮べるを云。凡て此那豆佐比てふ言は、水に浮ぶをも、沈むをも、漬るをもいひて、其言の本は、浸漬み障る意なる事、明宮段大御歌、那豆能紀能とある下に云るが如し。其中に、浮ぶを云る例は、萬葉三に、黒髮者、吉野川、奥名豆颯、四に、鳥自物、魚津左比去者、十二に、爾保鳥之、奈津柴比來乎、^{水鳥の、水に浮て、行}如く來るなどの類なり。さて此までの三句の意は、彼神代の初に、空中に浮べりし脂の如く、今此玉璽の酒の上に、槻葉の落浮びて云云と祝へるなり。○美那許袁呂許袁呂爾は、皆癡々爾也。記云、故二柱神、立天浮橋、而、指三下其沼矛、以畫者、鹽許袁呂許袁呂迦畫鳴而云云とあり。今酒の上に、木の葉の浮めぐるを、此故事に比喻て、さて此故事のはじめより、大八嶋成そめて、終に御代々々の、御食國